

第四百四回 参議院大蔵委員会會議録第七号

昭和六十一年四月二日(水曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

三月二十八日

出口 廣光君

服部 信吾君

補欠選任

伊江 朝雄君

桑名 義治君

四月一日

赤桐 操君

村沢 牧君

補欠選任

大木 正吾君

久保 亘君

四月二日

大木 正吾君

久保 亘君

補欠選任

丸谷 金保君

村沢 牧君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

山本 富雄君

嶋崎 均君

藤野 賢二君

矢野俊比古君

竹田 四郎君

多田 省吾君

委員

伊江 朝雄君

岩動 道行君

梶木 又三君

河本嘉久蔵君

中村 太郎君

福岡日出麿君

藤井 孝男君

藤井 裕久君

國務大臣 大蔵大臣 大蔵大臣官房審議官

法務大臣官房審議官

大蔵政務次官

大蔵大臣官房會計課長

大蔵大臣官房総務審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局次長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融局長

国税庁次長

国税庁直税部長

事務取扱

国税庁間税部長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

公正取引委員会事務局取引部景品表示指導課長

総務庁行政管理局管理官

経済企画庁調整局調整課長

法務省刑事局刑事課長

大蔵省銀行局保険部長

通商産業省産業政策局商政課長

自治省行政局選挙部政治資金課長

国民金融公庫総裁

日本開発銀行総裁

日本輸出銀行総裁

日本銀行総裁

日本銀行理事

環境衛生金融公庫理事長

河内 裕君

黒田 武君

菊地 徳彌君

吉川 淳君

原田 明夫君

関 要君

山下 弘文君

中地 冽君

田中 敬君

吉瀬 維哉君

大倉 真隆君

澄田 智君

玉置 孝君

山下 眞臣君

本日の會議に付した案件

○昭和六十一年度一般會計予算(内閣提出、衆議院送付)、昭和六十一年度特別會計予算(内閣提出、衆議院送付)、昭和六十一年度政府関係機

関予算(内閣提出、衆議院送付)について

(大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行)

○参考人の出席要求に関する件
○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(山本富雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、赤桐操君及び村沢牧君が委員を辞任され、その補欠として大木正吾君及び久保亘君が選任されました。

○委員長(山本富雄君) 去る三月二十八日、予算委員会から、本日一日間、昭和六十一年度一般會計予算、同特別會計予算、同政府関係機関予算中、大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行予算について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。
まず、大蔵大臣から説明を聴取いたします。竹下大蔵大臣。
○國務大臣(竹下登君) 昭和六十一年度一般會計歳入予算並びに大蔵省所管の一般會計歳出予算、各特別會計歳入歳出予算及び各政府関係機関歳入支出予算につきまして御説明申し上げます。

まず、一般會計歳入予算額は、五十四兆八百八十六億四千三百万円となっております。
このうち主な事項につきまして申し上げますと、租税及び印紙収入は、四十兆五千六百億円、雑収入は、二兆四千二百四十四億八千七百円、公債金は、十兆九千四百六十億円となっております。

次に、当省所管一般會計歳出予算額は、十二兆五千九百七十八億八千八百円となっております。
このうち主な事項につきまして申し上げます

と、国債費は、十一兆三千百九十五億千八百万円、政府出資は、二千九十九億円、予備費は、三千五百億円となっております。

次に、当省所管の各特別会計の歳入歳出予算につきまして申し上げます。

造幣局特別会計におきましては、歳入、歳出とも七千八百八十億千五百万円となっております。

このほか、印刷局等の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、予算書等によりましてごらんいただきたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算につきまして申し上げます。

国民金融公庫におきましては、収入四千五百五十二億二千万円、支出四千二百二十七億千七百円、差し引き七十四億九千七百万円の支出超過となっております。

このほか、日本開発銀行等の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、予算書等によりましてごらんいただきたいと存じます。

以上、大蔵省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。

なお、時間の関係もございまして、既に配付しております印刷物をもちまして詳細な説明にかえさせていただきますと存じますので、記録にとどめてくださるようお願いいたします。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(山本富雄君) 以上で説明の聴取は終わりました。

なお、ただいま大蔵大臣から要望がありましたように、別途提出されております詳細な説明書は、これを本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(山本富雄君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本件審査に関し、本日参考人として、国民金融公庫総裁田中敬君、日本開発銀行総裁吉瀬維哉君、日本輸出入銀行総裁大倉真隆君、日本銀行総裁澄田智君、日本銀行理事玉置孝君及び環境衛生金融公庫理事長山下眞臣君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本富雄君) それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久保亘君 私は、予算委員会でも既に問題となっております平和相互の不良債権をめぐる問題についてお尋ねしたいと思っております。

大蔵省は、平和相互の貸付債権の中身が非常に悪いということを定例検査によってもう古くから容易に知り得たはずであります。

長期検査によって巨額の不良債権が突如発覚したかのように振る舞われていることは理解しがたいことと存じます。

平和相互の巨額の粉飾を今日まで見逃してきたのはどういふ理由によるものかお答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(吉田正輝君) 平和相互銀行に對しましては、大体的に二年ほどの間隔を置きまして検査を実施しております。

その都度この検査におきましては全力を挙げて検査に努めてきたところでございませぬ。

そもそも、検査自体は金融機関との信頼関係のもとに行われるということでございますので、それに提供される情報、資料等に基づきまして検査が行われていくというのが実態でございます。

その間にございまして、私ども、検査を行うたびにそれぞれは正すべきこと、与信構造、経営姿勢のあり方あるいは大口与信集中等については是正方も適宜指導してきたところであります。

先ほど申

上げました検査における信頼関係の対応において満たされなかつた点があることは遺憾に存じておりますけれども、その都度私どもとしては全力を尽くして検査をやつてきたというふうに信じておるわけでございませぬ。

○久保亘君 既にこの問題については昭和五十五年に目黒議員も国会において質問をいたしておりました。

私も昨年の五月に大蔵省にお尋ねをしたのでございませぬが、その際における大蔵省の答弁というものは、今日の平和相互の経営の状況というものを既に知っておつたにもかかわらず、答弁は非常にあいまいなものとなつておるわけでありませぬ。

私は、今日こういう状況を招いて預金者に対する不安を引き起こしていることは、大蔵省の平和相互銀行に対する監督責任を問われても仕方のないことだと思つております。

大臣いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、これはいささか私の私見もあるいは入つたお答えになるかもしれませぬが、私自身も今度の問題を見まして、やっぱり銀行検査というものについてはおのずから限界があるなという感じをつくづくと持ちました。

別に捜査令状を持っていくわけでもございませぬし、したがって、お互いの信頼関係で資料提供してもらつたりいろいろするわけでございますから、その辺は私もそのような印象を抱いたことは事実でございます。

したがって、今回は、これはあるいは不適当かもしれないが、いわばそうした情報というふうなものは別として、非常に多く入つてきたということがあるいは深い検査をする一つのやっぱりきつかけになつたのかなという印象を持っております。

したがって、定期検査等で今までもそれなりに一生懸命やっておりますが、手の届かないところがあつたという印象は免れないと思つております。

○久保亘君 平和相互では、大蔵省や日銀の検査、介入の中で、昨年の十二月に社長が交代をいたしました。

本年の二月には、交代いたしました前社長以下四人の役員が引責辞任をしているわけでありませぬが、大蔵省からの天下りの会長が全くその責任を問われずに社長に就任をしたというものは、今日の平和相互の状況、四人の役員が引責辞任というものを考えました場合には、大変不可解なことなんでありませぬが、これはかかわられた大蔵省としてはどのように理解されておられますか。

○政府委員(吉田正輝君) 平和相互銀行の経営責任につきましては、銀行自身が十分に反省し自主的な判断のもとで適切な対応をとるべきものであるというふうに基本的に考えております。

これは一般論でございますが、一般論として申し上げますれば、公共的使命を有する金融機関の経営者につきましては、特に厳しい責任の自覚が求められるべきものと考えております。

そういうふうな意味で久保先生も御質問されておられるというふうに私も考えるわけでございますけれども、平和相互の会長である田代氏が昨年社長も兼務いたしましたのは、とりあえずこの事態收拾に当たるといふことで兼務をしたというふうに聞いておるところでございます。

田代社長は二月十二日の支店長会議の席上、自分も深く責任を感じておられる、今は社長としての責務の遂行に全力を傾け、その責任を果たした際には進退を明らかにする旨の心境を明らかにしたというふうに聞いておるわけでございます。

○久保亘君 私は、総括質疑で問題になりました、びょうぶの「時代行列」にかかわる四十億融資についても当時の田代会長も重要な役割を果たされたという話を聞くわけでありませぬが、これらの問題についても会長には経営上の責任がないなどということもあり得ないと思つておりますから、今の局長の御答弁のようなことで、その責任は明らかにされるものと思つておきます。

それで、大蔵省の監督責任とか現社長の経営責任がどうも不明確なままでありませぬから、私は、

先ほど申

退陣をされた役員を含めて巨額の不良債権を生み出した平和相互の乱脈な融資の実態の一例についてお尋ねをしたいと思います。

お手元に資料をお配りいたしております。その内容についてお尋ねいたします前に、相互銀行法第十条に定める貸し付けの限度額の基準となる平和相互の自己資本は大蔵省は幾らと見ておられるのか、金額を示してください。

○政府委員(吉田正輝君) 相互銀行法でございませうけれども、同一人に対する信用供与は、銀行法第十三条におきまして、まず同一人に対する信用の供与の限度を定めることとしておられるわけでございます。そこで、それによりますと、それはさらにこれを相銀法が準用しておられるわけでございますけれども、各信用先ごとに自己資本の二〇%以内ということになっております。その二〇%以内は大抵八十二億円程度でございます。——私今自己資本というふうに申し上げたかもしれませんが、その同一人に対する信用供与限度は約八十二億円程度でございます。

○久保直君 この平和相互の払込資本金は三十一億八千万ですね。三十一億八千万で、その他自己資本に計算できるものを加えても八十二億という額はいかにも大き過ぎるという感じがするのでありますが、それは一応あなたのお答えとして聞いておきます。

それから今度は、相銀法十条に定める限度額に基づいて、相互銀行の貸付限度額を平等に均てんをさせるといふ意味も含めて、大蔵省は通達で限度額を示しておりますか。

○政府委員(吉田正輝君) 御指摘のとおり、同一人に対する信用供与につきましては、法に定めま「最高限度(自己資本の百分の二十)と十五億円のうち低い額とする」ということで、いづれか低い額にするというふうな基本通達が出ておりますけれども、ただし、ただいま申し上げました、十五億円が融資の最高限度となる相互銀行、これは大きな相互銀行が大体そういうことになってくると思っています。自己資本が大きければ大きい

ほどそういうことになると思えますが、そういう相互銀行については、「十五億円を超過する融資の合計額が総融資額の百分の二十に相当する金額の範囲内において」、「融資の最高限度以内の融資を行って差し支えないものとする」ということで基本通達が出ておられると聞いております。

○久保直君 そういたしますと、大体その目安を十五億を限度にしながら百分の二十まで認める、こういうことになっておられるといたしまして、コンサルティング・フォーラム社に対して正確には四十一億融資されたと聞いておりますが、これは明らかに不当な貸し付けになってくると思っています。

それから、私がこれからお尋ねいたします富士ビル開発に対しては美に数百億の貸し付けを行っているわけでありまして、そのほか平和相互の関連企業に対する融資額というのは、八十二億などというのはいくらも極めて低い方でありまして、いづれも数百億、数百億という貸し出しが行われているのであります。これは不当貸し付け、つまり大蔵省の指導、相互銀行法の定めるところに反する貸し付けとなつておられることは局長お認めになりますか。

○政府委員(吉田正輝君) 先ほど御説明申し上げましたように、自己資本の百分の二十と十五億円のうち低い方というところでございまして、平和相互につきますと、八十二億円と十五億円のいずれか低い方をとるといふことになりまして、十五億円になるわけでございますけれども、十五億円を超える場合にございましては、総融資額の百分の二十までは結構だということになりますので、形式的に申し上げますと、法の限度はこれは犯すわけにはまいりませんから、八十二億円までを限度といたしまして総融資量の百分の二十まではやむを得ないということになっておられるわけでございます。

そういう意味で、形式的に申し上げますと、今のフォーラムにつきまして、これは具体的なケースでございまして、その額がどうであるかというこ

とは別といたしまして、仮に御指摘のような数字であっても、それは法律的に、その是非は別といたしまして、今の大口融資基準からいって必ずしも当たっていないというふうに見えるかと存じます。

それから、もう一つおっしゃっておられますのは、全体として平和相互には大きな融資が多いんじゃないか、大口融資が多いんじゃないか、こういうことでございます。事実大口融資が多いことございまして、私も毎回検査ごとにそれを指摘し、是正方を指導しておりますけれども、もう一つの事情といたしましては、大口融資というのは同一人に対する信用供与でございます。したがって、グループとみなされるものについて、あるいはグループらしきもの、そういうものに貸す場合には、これは同一人とは形式的にはなっておりませんために、グループとしては額を超える場合があるということが言えると思っております。

○久保直君 それで私がこれから尋ねたいんですが、あなたが今言われたように、グループでやるといい、みんな渡れば怖くないというやり方。それで富士ビル開発というのが、今お手元に差し上げました資料のように、むちゃくちゃにペーパーカンパニーと思われるダミーをつくって、そしてそこへ十億も二十億もどんどん融資をさせて、実際は元締めが富士ビル開発というのがそれを全部受け取った形跡が濃いわけです。それで富士ビル開発のグループは、この富士ビル開発という会社は資本金二億の会社であります。そしてこの富士ビル開発の中に一番多いところで資本金一千万、少ないところでは百万のダミーの会社がこの会社の中に八つもあるんです。そしてその一つづつに平和相互が二十億も三十億も金を融資しているわけですね。また、ダミーの一つは現在の富士ビル開発の坂梨社長の自宅の住所にこの会社は登記されております。その会社に対してはかなりの巨額の融資が行われております。しかも富士ビル開発グループの本社を含めて十一の会社の役員とい

うのは、一番多い人では六社の役員を兼ねております。そこに一覧表上げておられますが、役員は全部兼務です。そして会社も同じところにあるんです。富士ビル開発にない会社は社長の家にあるんです。

そういう会社に対してそれじゃどういう貸し方をしているかといふと、富士ビル開発が所有していたお寺武蔵野市の吉祥寺にあるエコービルと呼ばれている八階建てのビルを共同担保にして、この十社はこれを共同担保にして次々に融資を受けているわけでありまして。ほかに担保は私を知る限りではありません。一番小さな会社で十九億一千万、本体になります富士ビル開発はこの共同担保を担保にして八十五億、全部でこのグループが三百四十五億二千万の極度額による融資を受けていると思われれるのでありますが、大蔵省は検査でその事実を確認されておられますか。

○政府委員(吉田正輝君) 個別の融資、特定の金融機関と特定の企業との具体的な取引にかかわる事柄でございまして、本件につきましては承知していない部分もあり承知している部分もあるかもしれないけれども、いづれにしても答弁を差し控えていただきたいと思います。

ただ、一般的に申し上げますれば、平和相互銀行に対しては、従来から資産の健全性の確保につき必要に応じて指導を行っているということでございます。

○久保直君 どうせそういうことだろうと思つて、ここに登記を取つてありますが、これを見ますと、今私が申し上げましたこと、それから、詳細はお配りいたしました資料のとおり極度額を決めて抵当権設定が行われております。これは本年の二月二十日に東京法務局武蔵野出張所で取つたものであります。だから、ここに出てまいりますこの一覧表にある極度額について否定されま

か。

○政府委員(吉田正輝君) 極度額についてお調べであるということ、登記所に出てくる数字でございまして、でございますから言及させていただきます。

わけでございますけれども、この場合に、この極度額が融資額そのものに相当するかどうかについての問題はあろうかというふうに存じております。

○久保亘君　そういう答えになるだろうと思いましたが、私、別に資料を提供してもらいましたので、富士ビル開発は六十一年の二月で平和相互に対する貸付残額が、グループじゃありませんよ、富士ビル開発の貸付残が百十七億八千万ある。という事は、この共同担保で富士ビル開発が極度額を設定いたしました八十五億よりはるかに多い貸付残が残っているということでありまして、融資は当然に行われているものと私は考えているのであります。

局長の方は守秘義務を盾にとってこれを明らかにされようと思いませんか、私はその事実を申し上げておきますが、富士ビル開発グループによる融資の仕方、金額はあなた言わないと言われるならば、ここで押し問答したら時間がありませんか、こういう融資の仕方ということには問題はないのか。こういうやり方というのは不当貸し付けではないのか。もう一つは、富士ビル開発グループに融資された巨額の貸付額は不良債権となっているのかどうか。この点について明確に答えてください。

○政府委員(吉田正輝君)　一般論として答えさせていただきます。先ほど申し上げましたように、同一人に対する信用供与ということになっておりますので、その親密関係、あるいはそのグループに貸す場合に、それが脱法的なものになるかどうかという事が行政指導としては問題になるかどうか存じませんが、全体として巨額になっているグループ貸し付けにつきましては、その実態によるものであろうかと思っております。

等資金使途等からみて実質的に同一人に対する融資と認められるものについては、これを合算して取り扱うものとしておりますので、故意の名義分割等の場合以外は同一人として取り扱うことにしていません。しかし、故意の名義分割等の場合には、これに該当するというケースであらうかという事で、一般論としてお答え申し上げます。

全体といたしまして、一般論として申し上げます。平和相互におきまして全体として融資内容に健全性を欠くうらみがあったことは事実でございますので、例えばペーパーカンパニー的なもので実際に本体に対する融資を行っていたような事例はございますけれども、このケースであるかどうかということにつきましては、個別ケースになりますので、一般論で答えさせていただきます。

○久保亘君　大変窮屈な答弁なんです、結局一般論で答えられるということ、一般論で答えるからそれで理解してくれということですか。これを否定することですか。どっちですか。

○政府委員(吉田正輝君)　御答弁申し上げたとおりでございます。公開の国会の御答弁として、個別のこととして、それにつきましての一般論に限らせて申し上げます。

私はこれは法的にも問題があると思うんです。こういうようなダミーの会社というのを何をする会社かというのを、これも全部会社の登記を出してもらいまして調べさせていただきますが、それぞれ表現は違いますが、みんな同じようなことをやっているんです。食料品の販売とか旅行社とか保険の代理店とか、みんな同じことを書いています。そしてそれが役員もみんな重なっておいて、そして同じところにあるんです。こんなものが一般論で片づけられる問題じゃないと思うんです。

この使われている資金というのは、それこそ一般の預金者が預けたお金でしょう。そのお金がこういうようなやり方で不当に貸し付けられて、それが不良債権になって預金者に迷惑をかけるということになれば、これは監督官庁の大蔵省として私は責任が重いと思う。だから、そういうことについては余り逃げ回らずにはつきりすべき問題ではないかと思うんですが、もう一遍答えてください。

○政府委員(吉田正輝君)　先ほどから申し上げておるところでございますけれども、大口融資につきましてでも平和相互は従来からの検査におきましても指摘してきたところでございます。それから、検査につきましてはその都度厳正に対応してまいりまして、今回も調べるべきは調べるということで深度のある検査を行ったところでございます。そして、それによりましてさらにまたその融資内容の健全性を欠くものを多く発見したということは事実でございます。

それで、大口融資について申し上げるならば、先ほど先生が御指摘になりましたように、実際に経営を行わず、融資の対象となる事業もなく、経営者も重複しており、それが実際には結局、その貸し出した企業に融資されるのではなくて、ある一定の企業の企業に対していわば迂回的な融資というふうな形で集中され、それが同一人に対する信用供与をオーバースし、かつそれが担保保全が不十分であるというふうなことであれば、私どもと

しては、問題となる融資としては是正をし、あるいはそこについて責任の所在を明らかにしてもらうということが適正であるというふうに信じております。私の答弁の限度としてはそういうことでございませぬ。

○久保亘君　局長がお答えになる意味はよくわかりました。今まで検査を通じて適正に指導をし是正を求めたと言われているんですが、ところがこの表をこちらにすればわかりやすいように、この融資が、例えば上から三番目の富士ビル開発に対する六十二億一千万の極度額の設定が行われたのは五十五年八月十五日です。ところがそれが登記されるのは六十年になってからです。その後もずっと五十七年から六十年まで続いたこのダミーの会社に対する融資が登記もされないまま放置されておりました。六十一年の二月になってまとめて一括登記されておりました。そして、この登記が終わるとすぐ四月三十日には今度はさらに極度額の上乗せが行われておるのであります。この上乗せされた分については、大蔵省の長期検査が大詰めになってまいりました。去年の十二月二十一日になって初めてこれが登記される、こういうことなんです。大蔵省は適正な指導をされてないじゃないですか。五年間も六十二億という多額の融資に対する抵当権設定の登記もしないまま放置されているというのは、これは大蔵省の検査は一体どこを検査したのか。

それから、既に大蔵省が、言ってみれば直接指導監督に入って長期検査をやっている十二月になつてこういう措置をとられたのはどう理由によるものであるか。それから、この表を私は後で詳細に調べました。四月三十日にやっただけでなくて、この会社だけは十二月二十一日に抵当権の設定をやり、同日付で登記をしております。だから、こういうものを大蔵省が検査をしている中でやっておるわけですが、そういうことにつ

いて大蔵省は一体どういう指導をなさってきたんですか。

○政府委員(吉田正輝君) 一般的に銀行が資産の健全性の確保につき意を用い、私どもがそれをまた指導するというのが当然のことでございます。

従来より、平和相互銀行に対しては資産の健全性の確保につき指導を行ってきています。これは何度か申し上げたところでございますが、個別の取引先との対応につきましては、銀行自身において自主的に対応すべきものというふうに考えているわけでございます。

その抵当権の設定ということにつきまして、一般論でお答えさせていただくならば、長期の融資の場合に、なるべく資産の健全性の確保から抵当権の設定が行われることは望ましいという事は事実でございます。したがって、検査中にそういうことが行われたとすれば、それはあるいは資産の健全性の確保について配慮が図られたのかもしれないけれども、いづれにいたしましても、先ほど申しましたように、具体的な取引に関する事柄でありますので、立ち入ったの答弁は差し控えていただきたいと思います。

○久保君 いろいろ登記が放置されたまま、それが大蔵省の検査もそのままパスして、そしていよいよ平和相互の問題が起きて騒がしくなってきたら登記が行われて、今度は大蔵省の指導下に上乗せの登記が行われる、こういうことは大変不可解なことだと私は思うのであります。

それから、ここにあります極度額の設定をいたしました担保物件というのは一つしかないんです。吉祥寺のエコービル一つしかない。どの会社も全部それを使っておるわけですね。すべての会社がこれ一つを共同担保にして、それで共同担保で登記も行っておる。そういうようなことでありますから、一体この共同担保というのはどれぐらいの評価があるのかといったら、最初に始まりました四十六年とか五十五年とかいう時代の地価といましては今は相当上がっておるのであります。そういう上がっておる中で、地元業者

に評価をさせますと、大体この評価額は百四十億というんです、土地を含めて。百四十億というところに三百四十五億二千万の極度額が設定されているというところについて、大蔵省は検査をされてどのように見ておられますか。

○政府委員(吉田正輝君) 共同担保ということか、あるいはいろいろと詳細にわたりましたの御質問でございますけれども、要は、融資が行われた場合に對してその融資が健全であるかどうか、それから担保が供された場合にその資産が十分融資に見合う担保価値を持っているかどうかということが必要であろうということでございます。

でございますから、個々の数字につきましてその内容については私答弁を差し控えていただきますが、そういう問題であるというふうに考えております。

それから、ちょっと申しおくれましたけれども、先ほど登記のことについても申し上げましたけれども、これも今申し上げたようなことでございまして、債権者と債務者の間に真の問題がない場合は、金融取引上登記手数料の節約のためにそういう登記は行わないという場合もあり得るわけでございます。いろいろのケースがございますけれども、要は融資の健全性の確保につきまして、金融機関が自主的な努力を払うということについて私どもは指導してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○久保君 私はいずれにせよ、こういう融資の仕方というのが、これを認めて、大蔵省も検査でこれを的確に指摘、是正してないために長期にわたってこういうものが行われてきた。それが不良債権の原因となっている。この背景になっているのは何だろうか。これは平和相互銀行が持っている特殊な政治的な性格とか要因があったのではないかと意見するるのであります。私はこのようなダミーを使つての巨額の貸し付けがチェックできなかった原因というのは、やっぱり大蔵省の検査のやり方にあるのではないかと思うんですが、それは思われませんか。

に評価をさせますと、大体この評価額は百四十億というんです、土地を含めて。百四十億というところに三百四十五億二千万の極度額が設定されているというところについて、大蔵省は検査をされてどのように見ておられますか。

○政府委員(吉田正輝君) 先ほど申し上げましたように、検査につきましては二年ごとに厳正な態度で臨んでおるわけでございます。しかしながら、金融検査は基本的には、先ほど申し上げましたように、金融機関との間の信頼関係に基づきましてその得られたる情報によりまして、あるいは提供された情報によりまして行っていくという関係にあるわけでございます。

したがって、それについてある程度の限度もあろうかというふうに存するわけでございますけれども、金融機関の貸し出した相手先までそれが本当かどうかというように検査官が回るようなことになると、円滑な金融取引に支障を生ずることになるといふ取引の安定性を害する問題が存在するといふことがございますので、そのような検査は私どもとしてはやれないし、やってはならぬというふうに存しておるわけでございます。

○久保君 局長はそういうこと言われますけれども、あなたの方のこういう問題に対する指摘を受けたのは何もきのうやきのうの問題じゃない。平和相互の不良債権についてはもう数年前から指摘があるんです。それに適切にこたえていない。しかも、今度長期検査に入ってから、年末の最も重要な時期に、平和相互と取引のある中小企業者は、大蔵省の検査を受けているという理由でもって取引になかなか応じてもらえなくて困った企業があるという話を聞いておるんです。そういう中で、お客さんの方はそういうことになっておいて、そして、これらのダミーに対する極度額の上乗せ措置や融資については大蔵省も一緒になって年末の忙しいときにおやりになったということになれば、これは銀行の本来の任務を私は忘却したことにならう、こう思うんです。

なほ、この平和相互と富士ビル開発との関係といふことも初めからわかっているわけでしょう。富士ビル開発の初代の社長の浅井忠良さんは総武都市開発系の方だそうでありまして、この方が、五十年前に創立者の小宮山英蔵さんが亡くなられた

ときにしのぶ会で法要を営まれたその法要の実行委員会の筆頭に名前を連ねておられる方でありまして、この方は、富士ビル開発の初代の社長は平和相互とはかなり深い関係の方だ。言ってみれば、富士ビル開発は平和相互のダミーの性格を持っていったんじゃないか、こういうことさえも疑いたくなるのであります。私はこの全体の融資の仕方というものは、これは大蔵省が一般論で目をつむつたり、あるいは適当に登記を後でやらして上乗せさせて、そして何とかその場をしらしておけば済むという問題ではなからうと思っております。

一番最初に申し上げましたように、このような乱脈とも言えるような経営指導を行ってきたその時代の経営者といふのは、天下りの役員であるといふと何であろうと責任は重大に受けとめなければならぬ問題だと思っております。

私どもがいろいろ聞きましますところでは、平和相互の場合にこのような異常な貸し付けが行われているのは、単に富士ビル開発が希有の例ではないのであります。これまで、言葉は少し過ぎるかもしれませんが、いかげんな監督をしてOBの天下り先に利用してきたと思われても仕方がない。そういう言われ方をすると、大蔵省としても平和相互のこの種の不良債権については責任を負うべきものだと私は思っております。

そして、今までは見逃しておいて、今回は一気に、強制的とも言える検査で責任を追及して、有無を言わずに住友銀行の吸収合併に向かわせるという大蔵省の銀行再編作戦として今度の平和相互の長期検査がやられたんじゃないかという意見もありませんが、この点について、もし大臣の御意見があったら聞かしてください。

○国務大臣(竹下登君) 私も今回の問題で、最初申し上げましたように、まさに銀行検査というのにはおのずから限界があるな、こういうことを自分でもつくづく感じました。

それで、いわゆる久保さんに提供された情報でも申しませうか、こういう感じのものが本当

に今度ぐらいい、私どももわからぬぐらいい、情報提供がありました。それで自分なりに頭の中で構築してみようか、考えようか、内紛と申しましようか、一体、何と言いましようか、情報提供が大きな資料になって検査が行き届いた、結果として、そういうことは言えると思いますけれども、やっぱりこういふことは、とにかく大蔵省としては金融機関の健全性確保のため努力めるための限られた人数、予算で検査をしていかなきゃならぬ。それは私は着実にやっておった。しかしそこにおのずからの限界があるということをつくづくと感じました。

それから、いわゆる金融再編成の問題でございますが、これは全く意図的なものではなく、あくまでも再建計画を策定される過程の中で、いろいろな事情を勘案して自主的に決められたことだといふように私は位置づけをいたしております。

○久保君 時間が来ましたのでこれで終わりますが、最後に、法務省にきていたいておられますので、この種の問題についての法的措置の必要はないのかというところが一つ。

それから自治省に、昨年この平和相互の関連企業からの山王経済研究会に対する献金について指摘をしたことがございますが、この会社の献金は消えておりますが、かわって、赤字会社である武蔵野開発、今ここに出ております武蔵野開発、それから大井、それから平和相互銀行自身が山王経済研究会に対してそれぞれ百二十万の献金を行ったという報告がございますが、赤字会社の献金について指摘したにもかかわらず引き続き行われていることについて、自治省の見解を求めておきたいと思ひます。

○説明員(原田明夫君) 法務省として法的措置を考へるべきでないかというお尋ねでございますが、これは捜査とかそちらの方面の問題というふうにお受けとめてお答え申し上げます。

いづれにいたしましても、かなり長期間にわたって国会の御議論、また各種報道機関におきまして平和相互銀行に関する問題が議論され、あるい

は報道されているということにつきましては、法務省あるいは検察当局としても承知しておるところでございます。ただ事実関係についてはまだ明らかでない段階でございますので、これに対して検察当局におきまして、何らかの措置をとるとかというふうな問題について具体的にお答え申し上げます。御了承願ひいたします。

○説明員(中地潤君) 山王経済研究会から自治大臣に提出されました取支報告書、五十九年分によりますと、御指摘のように、平和相互銀行から百二十万円、大井から百二十万円、武蔵野開発から百二十万円の寄附があったという記載がございます。

赤字会社の問題でございますが、当該会社が三事業年度継続して赤字が生じているかどうかということについての確認は私たちが立場にないわけでございますが、一般的に、政治資金規正法第二十二條の四によりますと、三事業年度以上におたり継続して欠損を生じている会社は、いわゆる赤字会社として政治活動に関する寄附が禁止されております。

○吉川博君 金融自由化をめぐる諸問題についてお尋ねをいたしたいと存じます。昨年の金融自由化は人々の予想を上回るテンポで進展し、今後においてもとめることのできない自然の流れという認識が広まっておるのでございます。金融の自由化自体は、金融を取り巻く経済環境に対応して、これまで金利や業務の範囲について厳しく規制されておる状態から開放され、経済活動が円滑化するための金融革新の進展であると考えます。つまり金融自由化の背景には、石油ショックを契機として我が国経済が低成長経済へ移行したこと、五十年代に入ってから国債の大量発行あるいは経済の国際化の進展、そしてまた金融の情報化等々が着々と進行しておるといふ状況が挙げられますが、また一方、金融自由化の進展のテンポは政策的に調整し得る余地も十分にありわけでありませう。

そこでお伺いいたしますが、金利自由化の現状

として、金融資産の何割が自由化されておるか、またその種別とあわせて預金金利自由化のスケジュールについて明らかにしていただきたいと存じます。

○政府委員(吉田正輝君) まず、金融資産の何割が自由化されているかということでございます。そこで、今自由化されているものを考えてみますと、まず大口定期預金、それからCD、それからM/MC、これは市場連動型預金でございます。それから外貨預金等々がございませうけれども、私どもが調べたところによりますと、全国銀行、相互銀行及び信用金庫の預金、これには信用金庫も含んでおりますが、それにCDを足しました中で、今申し上げました幾つかの自由金利商品の割合をトータルで見ると、実数では六十年度で約二二%となつております。それを種類別に申し上げますと、CDが約三三%、M/MCが二%、大口定期預金が約二%、外貨預金が約六%の構成比になつておるわけでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、金融の自由化の中で金利の自由化がやはり主体というところ、核心になるといふふうな存じておりますけれども、これにつきましては、金融の自由化全体と同様、前向き、主体的に推進することにしておりませうけれども、やはり信用秩序に大きな混乱をもたらしないうちに漸進的に進めていく必要があるというところで、全体として申し上げますと、金融情勢を勘案しながら大口から小口へと順次段階的に推進するということでございます。

そこで、ただいま数字で申し上げましたような大口の自由化が行われてきたわけでございますけれども、大口については申し上げますならば、六十二年春までに金利規制の緩和及び撤廃を実現するということにしております。したがってそれに基づきまして、具体的には、今般四月一日から金利が自由化された大口定期預金の預入単位を十億円以上から五億円に引き下げました。それから、

M/MCの預入枠を拡大するとともに、預入期間を一年に延長いたしました。それから、CDも同様に発行枠を拡大するとともに、発行期間をM/MCとあわせて一年に延長いたしました。この大口定期預金につきましては、本年秋、九月ごろにさらに預入単位を三億円まで引き下げることとしておるわけでございます。

大口に続いて小口をどうするかということでございますけれども、昨年七月のアクションプログラムにも発表いたしましたとおり、この自由化につきましては、預金者保護、郵便貯金とのトータルバランス等の環境整備を前提として具体的諸問題について早急に検討を進め、大口に引き続き自由化を推進する考えであるという基本方針が定まっております。

そこで、我々といひましたは、現在、学識経験者で構成される金融問題研究会がございませうが、そこにおきまして小口預金金利自由化のスケジュールを含めまして関係省庁、民間金融機関等各方面の意見をお聞きしながら、理論的に幅広く検討を進めていくところでございませう。

○吉川博君 次に、金利の自由化について国民の関心が最も高い点は、今もお話がございました小口預金の金利自由化であろうと思ひます。大口預金については、その調達コストから見ても既にかなり有利な利子に動いておるのでありますが、小口預金は逆に極めて低い利子しか支払われないう事態が到来するのではないかと心配でございます。今回の公定歩合の第二次引き下げに伴い、預金金利もほぼ一律に引き下げられたのであります。その結果、普通預金金利はこれまでの最低の二%を大きく下回つてついに〇・五%というコンマ以下の金利となつております。

金利自由化の先進国であるアメリカでは、少額預金は利息がつかないのみか、口座手数料を逆に取られることとありますが、これもコスト重視の考え方によるものであると存じます。将来小

口預金が自由化された場合、かなり低い金利しかつかないのではないかと大変危惧するものがございます。貧乏人は損をしても仕方がないでは済まずことのできない重要な問題であろうと思ひます。

この点大蔵大臣はどのような配慮をお考えになつておられるか、御所見を承つておきたいと存じます。

○國務大臣(竹下登君) 確かに金融の国際化、自由化の中で一番の問題点であります。小口預金金利の自由化につきましては、預金者保護、それから郵便貯金とのトータルバランス等の環境整備を前提として具体的な諸問題について早急に検討を進めて、大口に続き順次自由化を推進するといふ基本的な考え方は持つております。

このためには、学識経験者で構成されました金融問題研究会におきまして、小口預金金利自由化の具体的方法、それから自由化された場合の金利水準がどうなるか、こういう点も含めまして関係省庁、すなわちこれは郵政省も一緒に勉強すべき課題でございますので、それから民間金融機関等各方面の意見をお聞きした上で、理論的に幅広い検討を進めておるといふのが今日の段階でございます。

それで、検討の進みぐあいにもよりますけれども、できることならば夏ごろまで何らかの中間的取りまとめを行つてみたいといふことでこれには対応をしよう。確かに、おっしゃいますように手数料、あるいはこれから預け賃を出さなきゃいけませんかと、こう言つておりましたが、そうした素朴な、預け賃なんというのは極めて素朴な表現だと思ひましたが、それらのことも含めて、今後の金利が理論的に一体どうなるかといふようなことで今勉強をしておるといふさなかでございます。

○吉川博君 ぜひひとつ、庶民にとつて重要な問題でございますので御配慮をお願い申し上げます。

次に、金融自由化の進展に伴い金融機関は厳しい競争にさらされることになり、金融界の再編成も必至であらうとの見方がなされております。五十四年の大光相互銀行と平和相互銀行の結末にも見られますように、再建と吸収合併という対照的な図式がそれをあらわしているわけであり、金融自由化のスケジュールいかによつては、地域に密着して活躍している中小金融機関も再編成の波をこうむらなければならない場合もあり得るわけでございます。例えば大口預金の金利自由化のテンポについても、預け入れ単位の引き下げテンポが速過ぎるとの声もありますが、今後の対応はどのようにお考えか、お尋ねしておきたいと思ひます。

第五部 大蔵委員会会議録第七号 昭和六十四年四月二日【参議院】

い競争にさらされることになり、金融界の再編成も必至であらうとの見方がなされております。五十四年の大光相互銀行と平和相互銀行の結末にも見られますように、再建と吸収合併という対照的な図式がそれをあらわしているわけであり、金融自由化のスケジュールいかによつては、地域に密着して活躍している中小金融機関も再編成の波をこうむらなければならない場合もあり得るわけでございます。例えば大口預金の金利自由化のテンポについても、預け入れ単位の引き下げテンポが速過ぎるとの声もありますが、今後の対応はどのようにお考えか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(吉田正輝君) 先ほど吉川先生からも御指摘等がございましたとおり、金融の自由化、金利の自由化は、やはり国民経済の効率化あるいは自由化を通じて金融機関のサービス向上が行われ、それが利用者の資金調達、運用等にも利便性が向上するといふような面もあり、これは国の基本的対策として推進していかねばならない課題でございます。ございますが、これを實際の金融情勢あるいは金融機関経営に対する影響等も考慮しながら進めなければならぬ。それから金融の慣行、土壌もございまして、そういう意味で漸進的に進めなければならぬといふふうにお申しておりますけれども、先ほど申しましたような、国の基本課題としましては前向きに進めていかねばならないといふことではないかと存じます。

したがいまして、先ほど申し上げましたように、大口預金につきましても、十億円、五億円といふような段階的、漸進的に、ショックを少ないようにしながら進めておるところでございます。その点で信用秩序に混乱が生じないように考へていかなければならないといふことは、私どもも十分配慮していかねばならない課題かと存じておるわけでございます。しかしながら、こういう自由競争を通じて、委員御指摘のよう

な、やはりどうしても自由競争が強くなるわけ

でございますから経営格差が生じることも出てまい

なから経営基盤を確保し、あるいは経営体質の改善なども図つていかなければならないという意味で厳しい局面を迎えていることも事実でございます。

一方、地域中小金融機関も、これは地域に密着して中小企業にも資金を供給していくという重要な使命がございまして、先ほど申しました信用秩序に混乱が生じないようにという配慮の中で、やはり地域金融、中小企業金融、農林漁業金融も円滑にいくように配慮して進めなければいかぬといふふうにお考えを承つておるわけでございます。

○吉川博君 また、中小金融機関の側からは、業務の自由化が必要であるとの声が高まっております。例えば信用金庫が営業地域を自己の意思によつて勝手に決めることはできないわけであり、また、中小企業だけにしか融資できないものとか、さらに貸し出しに向けられる資金の大きさに限度がある等の規制は、金利自由化と符合してその規制を外し自由にしていくべきであると考えますが、大蔵大臣の御所見を承りたいと存じます。

○國務大臣(竹下登君) 信用金庫というのは、御案内のように、会員組織の地域的な金融機関でありまして、中小企業金融を専門に行います金融機関として地域、中小企業への安定的な資金供給と

こうした信用金庫の中小企業金融専門機関としての位置づけからしまして、地域や、それから会員となり得る中小企業者の範囲等の定めがござい

ますが、従来から業務の実情に応じて地域や会員中小企業者の範囲の見直し、拡大等を今日も行つてきております。これから金融自由化が進む中において、信用金庫につきましても業務の自由化を図つておつて、例えば五十七年には外為業務、それから五十八年には国債の窓販業務、それから昨年十二月にはディーリング業務が行えるように制度面の整備を行つてきました。で、信用金庫五つ、きのうからディーリングの認可もいたしました。

そういうことで着々として進めておるわけでございますが、この問題結局は、一番最初アメリカの話のときを思い出してみますと、アメリカは一万四千五百ぐらい銀行がありまして、しょっちゅう、まあしょっちゅうと言つちゃう失礼ですが、よく倒れたりする。日本は一番健全だ。健全だから売物がございませぬから向こうが買収ができない。法律的に買収ができないと向こうは思つておつたようですが、そうじゃなく、こっちが売物が買収できない。向こうはしょっちゅう売物が買収できるといふようなことでございませぬけれども、いずれにせよ、こうしてだんだん国際化、自由化してまいりますと、それぞれの仕切りの垣根がだんだん共通の方へずつと移行していくという状態には私は必然的にあろうかと思ひます。それが外為業務やったり、窓販やったり、ディーリングやったりといふようなところで、そっちへずつと、小は大へ近づいていく、そういう傾向になつていくといふ流れだなど。

最初おっしゃいましたように、金融改革というよりもある意味においては金融革命みたいな感じすら私は持つております。

○吉川博君 次に、行革審の特殊法人問題等小委員会がまとめた、日本開発銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫についての今後のあるべき

七

姿の基本的な考え方によりますと、開銀については、民間金融機関の補完業務に徹し、電力やホテル業界への融資を廃止するなどの融資対象の見直しをすべきだとの意見が出ておりますが、所管官庁である大蔵省のこれに対する見解と、現在の開銀が果たしている民間金融機関の補完業務の実態を明らかにしていただきたいと存じます。

また、六十年度の開銀の当初計画と運用実績と、今後における政府金融機関としての開銀のあり方についての見解を承りたいと存じます。

○政府委員(吉田正輝君) たいま大臣に信用金庫のことを承って、ちょっと私間違ったことを申しましたが、五金庫と全信連を審査対象とすることになっていて、認可ではございませんので、間違つて答えましたので、大臣の御答弁を五金庫と全信連をディリングの審査対象にしたというふうに直させていただきますと思います。大変恐縮でございます。

開銀についてでございますけれども、開銀は、資源エネルギー対策、新技術開発、都市開発などの国民経済的観点から実現、整備を必要とされているということであるにもかかわらず、民間金融のみを前提としていたのでは、採算性とかリスク等々の問題から実際には融資が困難な分野に資金を供給しておるという意味で、吉川委員御指摘のように、民間金融の補完、奨励ということでの役割を果たしておるわけでございます。まさに行革審などもその方向に沿って、政府機関全体につきましては民間の金融の補完に徹し、民活を阻害しないようにという思想というふうに考えておるわけでございます。

したが、いま、例えば電力やホテルなどの融資はいかぬという御指摘もございまして、けれども、実際には、ただいま申しました電力についても、例えば、資源エネルギー対策としての原子力の開発とか電源の多様化とか脱石油化とかいうような国の政策に沿ったプロジェクトに限られる。ホテルにつきましても、都市再開発や地方開発の中核的施設の整備を対象とするというふうな観点か

ら行っているわけございまして、今後とも、政策課題あるいは国の政策のニーズに対応して、経済社会の変化に沿いつつ常に融資分野を見直して適切な対応をなさなければならぬのは当然でございます。現にそういうふうに努力しており、その対象する分野についても、融資対象から不要なものは、民間が十分できるようにするようなものは除外するなどの不断の見直しを行っておるところでございます。

したが、いま、委員お尋ねの、開銀が果たしている民間金融の補完業務の実態につきましても、これを具体的に申し上げさせていただきますと、実際の融資に当たりましては一定の融資比率、例えば融資対象金額の三〇ないし多くても五〇%を超えないという形で量的な節度を守っており、民間金融機関との協調にも配慮しているわけでございます。

それから、お尋ねの六十年度の事業計画でございますけれども、これは一兆一千五百億円を予定しております。年度内の実績につきましては現在集計中でございますけれども、恐らく一〇〇%を消化したものと、いふふうに考えておるわけで、十分に消化し実績を上げておるところでございます。

六十一年度について申し上げさせていただきますと、先ほど申しましたように、民間の補完というふうなことから、融資規模も前年並みに抑制しまして、資金の効率的配分に配慮して、さらに、昨年改正していただきましたわけでございますけれども、民間プロジェクトへの出資の活用、それから技術振興のための長期運転資金の確保、都市開発分野への融資等の重点化にもその意を払ったところでございます。

○吉川博君 次に円高について承りたいと思っております。現在、急速なテンポで円高が進んできたことにより、我が国経済にも随所に大きな影響が開始されております。その対応策として、前回の公定歩合の引き下げからわずか四十日程度で再引き下げが

行われました。円高による輸出の減速から全体として景気拡大のテンポは鈍化し、先行き収益悪化の懸念等もあって、企業マインドは製造業を中心に一段と不透明さを増してきておるのであります。再度の公定歩合引き下げの経済拡大効果と円高によるデフレ効果とは、それぞれの程度と見込んでおられるかお伺いいたします。

円高によるメリットも多くありますが、今日の円高影響をフルに受けている陶磁産業、繊維産業あるいはナイフ、フォーク等家庭食器の輸出産業等は決定的な瀕死の打撃を受けておるのであります。

次に、先日、中部の陶磁器輸出の会社が倒産しました。この会社は昨年までは黒字で経営をしておりましたが、今回の円高により輸出不振になり倒産のやむなきに至つたわけでございます。そのときの話では、せめて円レートが百九十円であれば持ちこたえることができたが、百七十円台ではどうしようもないとのことございました。今回の円高が余りにも急激であったことによるものと考えます。それも人為的になされたわざであります。これらの事業は今後ますます増大するものと考えられます。政府は融資のみの援助であるのか、その他もとの確かな指導、援助はなされないか、御所見を承りたいと存じます。

○政府委員(北村泰二君) 最初に、公定歩合と円高の経済に与える影響ということから御答弁させていただきます。円高の影響ということにつきましては、先生今御指摘のとおり、輸出が影響を受けるということ輸出数量の減という現象が生じておりますし、また国産品と競合した物品の輸入数量が増加するといったような現象も今後考えられるわけでございますから、やはり我が国経済にデフレ的な効果を持つという面があるわけでございます。ただ、円高ということをマクロ的に見て考えてみますと、やはり交易条件の改善ということがございまして、実質所得がふえるというところを通じて、経済全体には内需拡大の効果というふうな面もあるわけでございます。

す。当然のことながら、中長期的には、経常収支の黒字幅の縮小ということにもつながる面が重要な面だと思われまます。ただ、今申し上げましたのは、効果の出方というものに時間的なずれがございまして、やはり輸出依存度の高い中小企業などが成約難といったようなことで影響を受けるという面は早く出てくるわけでございます。先ほど申し上げましたような円高のメリット面というのは、やはりある程度の時間を置いて出てくるような問題があるかと思ひます。

それから公定歩合の引き下げでございますけれども、これはもう当然のことながら、金利水準の低下ということで、企業の金利負担の軽減、それから企業収益の改善ということを通じて設備投資等に好影響を与えるということで、経済の活動の活性化ということにつながるわけでございます。今後の景気の維持拡大に資する面が多いんじゃないかと思ひます。

ただ、振れを具体的にどの程度定量的なものとしてとらえたいのかというお尋ねもございまして、これはやはりその他のいろいろな内外の諸情勢ということも勘案する必要があります。また多分に心理的な面ということも影響するわけでございますので、定量的な把握というのは極めて困難であるということ御理解いただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) おっしゃいますように、いわゆる円高そのものが輸出数量の減、なかなしく、今御指摘のございました陶磁産業、繊維、ナイフ、フォークあるいはおもちゃというふうなところでございまして、なかなしく韓国とか台湾とか、そういう中進国とぎりぎりの競争力のあるようなところが成約難になったり、そういう影響を一番先に受けることは事実でございます。したがって、円高のメリットといひましても、これらの産業には、それは電力料金下がるとかあるいは原材料下がるとかというメリットはかなりの時間がかかる、だから当面大変だ、こういうこと

でございます。メリットの方で当面受けている人というの、あれは外国旅行者だけはきめんに受けておられますけれども、ほかのメリットはまだ実際問題ない、こういうことであります。

したがって、先般通していただきました特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法、まずこの施行によりまして、いわゆる政府系の中金融三機関による金利五・五％の特別貸し付け、これらを実施しておりますほか、信用補完の特例あるいは税制上の措置等々で、二月二十五日におの法律は公布、施行されたところでございます。これからの対応につきましては、さらに先般の第二次公定歩合下げからいたしまして、今通商産業省の方からも要請が来ております、金利体系にどういふふうにかそれが影響を及ぼすか、私の方で見れば、いわゆる利子補給金が既に出ているというものはいかがかとこういうような議論を今しておる最中でございます。

さてそこで、それは金融はわかった、利子補給等は財政にもつなるとしても、特別に財政的措置をしる、こういうことになりまして、これはどういふ方法があるか。すなわち、アメリカがこの間米文句言っておりますように、事業転換等ならよくわかるが、ますます競争力をつける財政的措置だつたらこれは国際的におかしいじゃないかというふうな議論も出ておる。したがって、財政的措置というのとはなかなかにこれは現実問題として、今度もやってみよう、いわゆる今度の予算にもございまして、利子補給金等の問題、あるいは信用保証協会の基金補助というふうな点、あるいは保険公庫の保険準備基金出資金というふうなもの、今度の予算で計上させていただきますけれども、その別の角度の問題というのは、雇用関係でどういふふうな対応策があるのか、これらについても今政府部内で大蔵省のみならず詰めておる最中というところでございます。

○鈴木一弘君 最初に、今吉川委員が質問された開銀の問題に絡む問題ですが、政府金融機関の存在意義が私に問われているような感じがしてお

ります。輸出入銀行、開発銀行、どちらを見ましても、貸付先の大部分の上場をしている企業は、資金の調達手段としては株式とか社債とかあるいは転換社債とかいろいろありますが、そういうものを発行して資産の準備が十分である、資金の準備ができるはずで、場合によっては外国で発行してそして資金を集めるという状況になっておりますので、いわゆる民間金融機関の補完の意味というものが先ほどの御答弁にもございました。しかし、それが少なくなってきたという感じがしないかというふうな考えられてはどうかと思ふので、そこで、方向転換をいろいろ考えていくべきだというふうな思ふ方についてどう考えているか、まず御答弁をいただきたいと思ふ。

○参考人(大倉真隆君) まず輸出入銀行についてお答え申し上げますが、私どもが現在考えております今後の業務運営につきましては、やはり現状の国際関係から見まして、日本企業が外国に生産の拠点を移すとかあるいは技術、ノーハウの移転を行うというふうな、いわば産業協力的な海外投資、あるいは開発途上国の経済成長を助けましたるのの開発途上国への海外投資、そういうものにまず重点を置いてまいりたい。同時に、当面の問題としまして、やはり製品輸入につきましてもなかなか民間金融だけではうまくいかないという場合に、私どもが特に低利の融資をいたしましてこれを促進したいということを考えているわけでございます。

おっしゃる通りに、一部の大企業におきましては自己調達でやれるという企業が出てきておりますけれども、たゞいま申し上げましたような投資案件、あるいは大規模なプラント輸出案件につきましても、やはり安定的な固定金利制によりまして長期的にかなりの巨額の資金を必要とする。どうしても民間金融だけでは賅い切れないという分野がまだまだたくさん残っているものでございますから、依然として私どもの仕事の重要性は減っておらない、その

ように考えているわけでございます。○参考人(吉瀬雅敏君) 御指摘のように、民間金融が大分資金潤沢になってきておられますので、開発銀行といたしましては、政策金融機関らしく、開発銀行の融資対象を政策の濃度に応じて特化していくということをや常々考えてきているわけでございます。

今開発銀行は資源エネルギー関係では四割というふうなことでございますが、これは御承知のように、第一次、第二次のオイルショックの後、こういうときこそ将来に備えてのエネルギー基盤を充実すべきであるというふうなことで、今やそのウェイトが増してきているわけでございます。かつては開発銀行の融資の四五％が海運であったというふうなことがございましたけれども、今の船腹過剰の状況から海運は今六十年年度の融資の中のシェアは一〇％を切っているというふうな状況でございます。

資源エネルギーと同じように開発銀行が今力を入れておられますのは、何といたしましても先端技術の開発でございます。技術振興と称しましてこれが一四％、資源エネルギーが四二％でございます。そのほか、やはり今後の息の長い課題といたしまして、また内需拡大の一環に資するということから、都市開発関係にも一四％ほどのウェイトを置いておるわけでございます。

今後の六十年代の開発銀行の融資といたしましては、何と申しましても、創造的な技術開発のための施策、高度情報化の促進のための施策、それから民間活力の利用によりまして社会資本の整備のための施策、あるいは国際的視点に立ちます大きな問題でございますが、産業調整にどう対処していくべきかというふうなことに重点を置いていこうか、こう思っています。これらはいずれも懐妊期間がないわけでございます、相当の危険負担を伴うというふうなことで、開発銀行といたしましては、民間金融機関と協調いたしましたときどきの課題をとらえてまいりたい、こう考えている次第でございます。

○鈴木一弘君 輸出入銀行にお尋ねしたいんですが、輸出入銀行の場合に見ますと、今までのいわゆる輸出促進のための貸し付けの姿勢からもうばつぱつ輸入促進、先ほどありました輸入投資、こういう促進のための貸付融資ということに向かうべきではないかと思ふので。

いただいた資料を見ましても、輸出用の船舶とかプラントとかというのに対しては、いわゆる融資の実績と、それから輸入や投資に向けての実績とでは、大変輸入の方が多くない。五十七年度が四千二百三十三億、五十八年度が三千九百九十五億ですか、そして五十九年度が二千二百三十二億。どうもちょっとここだけ、五十七年から先だけを見ますとその融資額は年々減ってきているわけですね。全体の融資総額も低下傾向にあるというふうな思われませんが、この輸銀の実績が低下してきた理由は一体どこにあるんでしょうか。

○参考人(大倉真隆君) 総額として確かに新規貸し出しが減少の傾向にございます。その中で一番大きいのは、やはりプラント輸出系統につきまして受け入れ相手国の資金の事情が非常に悪くなりまして、いろいろ計画しておるものを中止いたしましたりあるいは縮小いたしましたというものがかなり大きく影響をいたしております。

それから輸入投資は、まず投資案件につきましても、着実に件数がふえてきておりましたが、私どもの融資もふえる傾向にございます。今までのところ一件ごとがまだまだ金額的に小型でございますので、なかなか巨額なプラント輸出の場合のように金額的にまとまるといえないという面はございます。

なお、資源開発輸入につきましても、御承知のように、大体一九九〇年代の前半ぐらいまでにつきましては、供給予当がほぼ済んだという感じでございます。現在そういうプロジェクトはみんなオンゴーイングでございます、新規に新しいものを考えるというの、恐らく一九九〇年代の後半以降の国内の資源需要の伸びに見合せて新し

安定供給先を開発することになるのかと思ひます。その意味で、現在資源開発案件の私どもも融資はやや高原、足踏み状態というふうな御理解いただければよろしいかと思ひます。

もちろん、こういう案件は、非常に着手しなから実際に融資承諾になり支出が行われ、私どもとしましては一九九〇年代後半に向けての準備段階に入りつつある。関係企業の皆さんと一緒にいろいろ御相談しながら考えていく、そういう状態でございます。

○鈴木一弘君 開発銀行についても同じように融資の実績を見ますと、大体五十六年あたりからずつと足踏み状態になっていきますね。我が国を代表するような企業に対してのいろんな融資の実態、こういうのが足踏み状態であるということ、今後のあり方の大変難しさを示しているように思ふんです。先ほど不断の努力があるという答弁があったりいたしておりますけれども、これから先どういう方向の事業分野に伸ばしていく、という考えでしようか。

○参考人(吉瀬維哉君) 開発銀行、この数年来大體融資規模を横ばいにしてあります。ただ、先ほど銀行局長から御説明申し上げましたとおり、横ばいになった金額は全額消化されているというところが状況でございます。潜在的な資金需要は強うございまして、全般の金融情勢の緩和等等を勘案いたしまして、私どもといたしましては、開発銀行らしい政策誘導効果の高いものを持つていきたいということを考えているわけでございます。

今後は、社会開発関係あるいは技術振興関係の融資事業というものは相当高まってくるのではなからうかと思っております。あくまでも社会、経済の必要性の強さに応じて、金融でございまして、常に変化しながら対応してまいりたいと思っております。

特に、私先ほど申し上げました産業調整の問題と申しますのはこれから大きな課題になるのではな

なからうかと思ひます。今度は、特定産業信用基金に開銀の出資は従来八十億やっていますわけでございまして、そういう基金を通じて、例えば海運の解雇の促進とかあるいは産業基盤の調整というふうなもの政策が展開していくかと思ひますが、そういう面にも力を入れてまいりたい、こう考えておるわけでございまして。

○鈴木一弘君 資本金百億円以上の企業の場合はそれなりに民間の金融機関も応援をいたしますし、支援がある。そうなる政府系の金融機関からの融資がそう大きなウェイトを占めない、という点になりかねないんですけれども、はつきり言つて、これから先、融資の中心についてお話がありましたけれども、開銀また輸銀の融資先、これは将来というか、近々考えていたかなきやならないかと思ひますが、一億円以下の企業への融資が今までに比べますと大変少ないわけですね、ウェイトが。そういう点から貸付条件等制度上に問題がないかということが考えられるわけ

です。例えば開銀の場合、六十年九月末で貸付件数が一億円以下の資本金のところには六百三十件、全体の九千三十九件のうちの六百三十件、また輸銀の場合は、全体が三千二百八十四件のうち一億円以下には六十八件ということですので、制度上の問題があつてこれ伸びてこないんじゃないかというふうな思ふんですけれども、こういう点はどうでしょう。

○参考人(吉瀬維哉君) 御指摘のように、一億円以下の企業に対する件数は全体の七割でございます。それで、鈴木委員御承知のとおり、中小企業向けの専門の政府系の金融機関といたしまして中小企業金融公庫がありまして、その方面で対応しているわけでございます。ただ、開発銀行との間で当然のことながらデマケーションがございまして、資本金が一億円以下、製造業の場合でございますが、従業員が三百人以下、これを中小公庫に担当してもらつておるわけでございます。ただ、中小公庫の特性上、一社に対する融資残高がある

一定の金額を超えた場合には開発銀行に来るといふようなことで、そういう点で一億円以下の企業に対しては開発銀行の融資をやっているわけでございまして。

なお、こういうような金額的な対応が困難なものと、それからさらに、今回新技術の開発に対する研究開発費の融資、ソフトローンでございますが、こういう種類の融資が進みますと、その金額は一件当たり相当大きくなるというふうなこともございまして、またリスクの多いものであるというふうなことでございまして、開銀といたしましては、今の御指摘の趣旨を踏まえまして、中小企業に対する融資につきましても中小公庫と十分連絡をとつて行つてまいりたい、こう思つております。

なお、御参考まででございますが、開銀は産業資金の提供が主でございますが、社会開発資金の方にも重点を置いておられます。最近では身体障害者の雇用施設、そういう方々を雇用する企業に對してもようやく実績が出てまいりまして、十件ほどの融資をやるといふようなことで、緊密な連絡をとりながら展開してまいりたい、こう思つております。

○参考人(大倉真隆君) 御指摘のように、私どもの融資残高で見ますと、いわゆる中小企業向けのものが非常にウェイトが小さいという結果になっております。

申し上げるまでもなく、先ほど来申しておりますような大型資源開発、あるいは巨額のプラント輸出あるいは海外投資ということになりますと、どうしてもリスクないし採算性ということ、これに耐え得る巨額の資金負担を自分で持ち得る大企業というものが程度中心にならざるを得ないという実態は御承知いただきたいと思つてございまして。しかしそれにしても、実際の融資先は大企業でございまして、その大企業がオーガナイズしてあるいろいろな機器の輸出その他につきましても、これは現実に関連中小企業が融資を受けまして、全体がまとまって私どもの

融資が結果的に利用されておるといふ面も数多くございまして、その点もお含みおきいただきたいと思ひます。

しかし、いづれにしましても、五十一年の法改正のときに衆参両院の大蔵委員会で中小企業向け貸し付けの拡大に大いに意を用いるべきであるという決議をいただいております。それから後私どもとしても、何か制度面あるいは実行面での工夫はないかということいろいろやらしていただいております。端的に申しますと、適用金利につきまして、その他資源輸入あるいは一般投資につきましてそれぞれ〇・二五ないし〇・五の幅で一般の企業に適用されるよりも安い金利を適用するという点で、これは現に運用いたしております。

それから、協調融資金融機関に中小企業専門金融機関を入れてそういう金融機関から融資を受けておられる中小企業が、私どもに、そういう金融機関と一緒に協調融資の対象になれるように商中、相銀、信用金庫というふうなものを協調金融機関に指定しております。現実にそういうケースも幾つかございます。

それから、これは先方の相手国の金融機関に、中小バンクローンと私どもも称しておるものを供与いたしております。これは中、小型の機器の輸出の場合に、向こうの銀行に私どもも金を貸しまして、向こうの銀行へ輸入資金を出しますので、先方からいうと輸入ですが、そうすると中小の機器のメーカーはいわば現金でもらえる。金融的には私どもが向こうの銀行へ貸しておるといふものも開発いたしました。現に数カ国と既にこういうバンクローンを適用いたしております。ある程度の成果が上がりつつございます。

さらに、何と申しましても、私どもも実は国内に本店以外に大阪しか支店がございません。それから、ここ一兩年積極的に私どもの方から外へ人間を出しまして、各県、市あるいはそれぞれの経済団体をお願いをして、企業の方にお集まりを願つて、輸銀ではこういうことが御相談に乗れるんです。こういうケースは金融がつけられるんです。

ということを説明いたして回っておりまして、ちよつと手前みそでございますが、かなりの反響が出つたのである。なるほどそういうことの相談もできたのかということ、これは時間はかかりませんが、できるだけその決議の御趣旨に沿うようにこれからも一生懸命やっております。特に最近では、製品輸入に關しまして、小型の機器の製品輸入を中小企業の方が輸入されて私どもの融資をつけるというケースは、件数としてはかなりふえてきております。

○鈴木一弘君 今御答弁になりました、新技術の開発とかいうことを言われたんですが、新技術の開発なんかを見ていますと、大きな研究所だけ出るのが多くなって、中小企業の中から飛び出してくるのが多くなっています。装置工業的なものはなかなか無理としまして、そういうようなことから考えますと、私はそういう点でこれは見えていかなければいけないことを思います。發明とか特許というものになると、大企業よりも中小企業が多くて、そこで出たものを大企業が吸い取るというのが大変多いわけです、今まで。卑近な例で言えば石油ストープだつてそういうことです。

そういう一つの例から見ても、私はそういう点はつきりしていかないとけないんじゃないかと、相手国は、日本の会社の名前が大きい小さいかわからないけれども、この魚とてよるしいとか、おまえの会社だけしか我が国の水域内ではないかといとか認めてくるわけです。ところがそれに対する金融的なもので行き詰まっているなんというのが時々ございます。

私はそういう点で、輸入促進とか、あるいは国民生活の関連とか新技術の開発といったことについて、やはり中小企業とかそういうところを借りやすいような制度にしていくということをしなないと、これから先日本の活力を生み出したり、輸入を促進して、輸出の方に一生懸命ドライブばかりかけているんじゃないかということを見せないで、国としても損失を招きやすいし、国民も困る

ということになるわけですから、その点、これはこの辺まで来ましたから大蔵大臣にひとつ御答弁をいただきたい。

○國務大臣(竹下登君) 開銀といひ、それから今大倉総裁からも、きょうは我が方総裁が三人いらつしやいます、お話がありました、ずつとそこのニーズに対応して、手前みそとおっしゃいましたけれども、非常に苦心しながら進めていらつしやるといふ印象を本當は持っております。率直にそういう印象を持っております。

○鈴木一弘君 次は環境公庫の問題ですが、行政改革の中で、その存在に疑問があると指摘されたのが環境衛生金融公庫ですけれども、ここは実際の融資は国民金融公庫とか民間の金融機関に委託して、一定金額以上のものだけ、つまり三千万円でしたかね、を扱うということですが、まづ伺いたいんですが、直接環境公庫で扱ふ融資件数と金額はどうなつていっているんでしょうか。

○参考人(山下眞臣君) お答え申し上げます。私どもの公庫の貸付業務、申込者からの受け付け、審査決定、貸付契約、貸し付けの管理、回収、このすべてを代理店に委託しております。それ以外の場合とに分けられると思つておりますが、先生お尋ねの、公庫の本店で取り扱つておりますものうち、これらのすべての業務を公庫で取り扱つておられる直貸しでございますが、これの一番新しい実績は、昭和六十年で申し上げますと、一昨昨日まででございますが、二十一、八億円でございまして、それから、窓口の業務は代理店にお願いを申し上げますけれども、公庫が貸付決定を行うというものが別に昭和六十年の実績で九十九件、四十二億円という数字でございます。

○鈴木一弘君 この環境公庫の借入金金の申し込みに際しては、県知事の推薦が必要であるとか、それから商工会を通さなければいけないとか、大変この問題について申込者から苦情が多いんです。もっとこれは簡素な手続ができないか。何で県知事の推薦が要るんですかね。

○参考人(山下眞臣君) 私どもの公庫の融資の目的が、環境衛生関係営業の近代化を図りまして、その衛生水準を向上させるということを目的としたしております。そういう意味におきまして、いわば衛生行政というものと非常に密接な関連のもとに融資を行つてきておるわけでございます。従来、都道府県知事の推薦というのが非常に重要な役割を果たしてきたものと考えているわけでございます。

しかしながら、今先生御指摘のように、確かにこの推薦のために若干時間を要するとか手続が煩瑣であるというふうなことにつきまして簡素化を要望いたす声もございまして、要は、行政上の要請と借り受け者の利便との兼ね合いの調和をどういうふうにして図っていくかということだろうと思つてございまして、簡素化につきましても、行政当局ともよく相談をいたしまして研究と工夫を重ねてまいりたい、かように考えているところでございまして。

○鈴木一弘君 随分苦しい答弁で、衛生行政の問題があるから、十分それに関連をされているから知事の許可が要するということになる、国金の場合は、国民の生活、県民の生活に必要なから、十分な関係があり過ぎるからやっぱ知事の推薦が必要だということになりかねないですね。議論で言えば同じことなんです、これは。

だから、大変苦しい御答弁なされて、何か政治的な配慮でこんなものくつたのかと思はれる。うんですけれども、もうこれは要らないんじゃないかという感じがしてしょうがないんです。だから、知事の推薦が必要だということは私は要らないのではないかと思つて仕方がないんです。行政の問題と絡めるといふことになれば、すべてが行政に絡まるんですから、何かわざわざくつたという感じが多いいんですけれども、これは外してしまふような方向で検討はなさいませぬか。

○國務大臣(竹下登君) これはむしろ私の方からお答え申し上げるべきだと思つておりますが、確かに今理事長がお答えされましたようなことで、私はあのとき、覚えておりますけれども、この法律ができるまででございますが、いろんな議論の中でそういうことになりました。

それから、行政の簡素化、環境業者の方々の借入手続の簡素化を図る必要はあると思つたので、この推薦制度のあり方については今後厚生省と検討してみたいと考えております。

○鈴木一弘君 この公庫を借りられる大部分の人は零細な方が多いですね、割と。したがって、非常に少人数でやっているとあるわけですから、そこが複雑な手続ということになると、もう本當に借りるのが嫌になつてしまふということになりますので、今の大臣の答弁を心から実現されることを祈つております。

それからいま一つは、環境公庫の場合には、借り入れの申し込みをしてから融資が実際に行われるまで大体国民金融公庫の倍の日数かかるんですよ。どうしてこんなに日数がかかるんですか。調査するのに時間がかかるのか、内部手続上のごた長いのかわかりませんが、そういう日数を短くする具体的な方法はございませんか。

○参考人(田中敬君) 環境公庫の融資の大多数は私の方の公庫で預かりたいしてございまして、今の御質問について私の方からお答え申し上げます、いと存じます。

今、鈴木委員御指摘のとおり、我が公庫に申し込みという形になってまいりますのは、先ほど御指摘のありましたように、県知事の推薦を経た後で申し込み手続が行われることになっております。そして、申し込みをいただきました私どもが実際に貸し付けを履行いたしますまで、私の記憶では、平均的に環境公庫の場合は二十五日ぐらいかかっているのではないと思つた。国民公庫の場合の一般の普通融資というのは大体二十日前後が通常でございます。

いずれにいたしましても、御指摘のように、環境公庫の方が長くなつておりますが、これは私は恐らく、環境公庫の貸し付けと申しますのは、設

備投資資金でございます。私どもの国民公庫の普通貸し付けの約八割は運転資金の貸し付けでございます。設備投資の貸し付けになりますと、やはり設備投資の審査の内容と運転資金の審査内容となりましておのずから異なっております。一、設備の内容であるとかあるいはその投資効果であるとか、あるいはまた、その設備機材というものが果知事の推薦を経たそういう衛生基準に合致しておりますかどうかというところで審査をいたしておりますので、従来普通貸し付けよりも日数がかかったらと思う思います。

しかしながら、私どももだんだん慣熟してまいりまして、御指摘がございまして、貸し付けまでの日数をなるべく縮めていくように今後ともさらに努力を続けていきたいと思います。

○鈴木一弘君 環衛、結構です。

国民金融公庫の業務の内容のこと、これは一つのトラブルがあったものではから伺いたいたいです。

埼玉のある支店にある方が申し込みを行った。ところがその人が都内の国民金融公庫の支店ではかその人の借入れの保証人になっている。ところがその人の会社が倒産してしまつたので、保証人の人が条件変更して返済を続けていたわけですが、それで、その東京の分について一括返済をしないとう埼玉の支店の方の融資はできないというので、お断りを食つた。いや、一括返済は無理だから、今までの返済分は今度借りる分を上乗せしてくれないか、こういうことで返済をして何とかやっつけていきたいと思います。一括返済を再三お願いするけれども、一括返済一点張りだ。ちょっとこのケース、私はやり方としては事務的過ぎるんじゃないかという心配をするんですが、やっぱり国金の持つという心配をするんですが、やっぱり国金の持つという、中小零細企業の育成ということになりますから、そういう点から見て改善すべきじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

○参考人(田中敬君) 昨日この事実を私どもも聞きまして、ある程度の調査をさせていただきます。

一般的に申し上げますと、私ども、債権管理を行うに当たりますと、一律的に保証債務について一括返済というふうなことをしなすべくし定規なことはいたしておられないつもりでございます。返済者のために御便利にように、条件変更という手続によりまして、返済をなさる方の御都合のいよういなる条件を変更してまいっております。

御指摘の場合のケースでございますけれども、私どもは、扱いは一括返済をしては、保証債務があるから、あるいは一括返済をしては、保証債務がないと新たな御融資には応ぜられないというふうな取り扱いを一律的に行つておられません。ただ、この場合は、私どももまたに検討させていただきます。え、将来の保証債務の返済に当たつて、たとえ条件変更したとしても、主債務、御自分の御債務、そしてまた保証されておる保証債務、双方の返済が十分に確保がたいんではないかというふうな場合には、ケース・バイ・ケースで、私どももいたしまして新たな御融資をお断りする場合は多々あるかと存じます。

この場合が内容の判断において適正であったかどうかということにつきましては、さらに検討させていただきます。国民金融公庫の使命というものが、御承知のように、一般金融機関から融資を受けたい、困難とするような中小企業の方でございますので、たとえ赤字企業の方であれ、あるいは保証債務の方であれ、あるいは多くの債務を抱えた方であつたとしても、将来の経営内容等を伺つて、いわゆる再建のめどがあるということであれば、積極的に御融資をして中小企業を育成するというのが私どもの役目と存じておりますので、一律的にやることなく、十分ケース・バイ・ケースで処置をしたいと思います。

御指摘のケースにつきましては、いま一度実態を再検討させていただいて、もし私の方に何らか

不備な点がございましたら、今後の反省の糧とさせていただきますと存じております。

○鈴木一弘君 時々出つくわすんですけれども、一回でも返済がおくれますと問題視して、次の借り入れのときに大分支障を来すとか、そういう姿勢について、前にも御指摘を申し上げたことがあつたんですけれども、最近どうもそれが大変厳しくなつてくるような感じを受けます。本人の事情もやはり、一番危険のあるところへ貸すわけでございますけれども、もう少し事情を考慮してあげるといふ態度は、行くとしたら本当に頼みの綱として国金に駆け込むわけですから、この点は十分考慮してもらわなきゃいけないんじゃないかと思つておる。

それからもう一つは、交通違反の場合には減点制がある。国金の場合も、申込者の減点で可否を決定するようになっておるわけですね。だから、そのことが零細の事業者にとっては意欲を減退するということになるし、余りにも機械的に評価して、減点が多いということ、あなたのこところはというふうになると、そのたびにその企業は倒産するという例も出てくるわけですから、この辺でより前向きな融資姿勢をもうちょっと考えてもらえないかと思つておるんですが、この点いかがでしょう。

○参考人(田中敬君) 先ほどの第一の点につきましては、一律な債権管理というふうなことでなく、私ども、中小企業者のためにある機関でございますから、中小企業者の立場に立つて債権保全も考えていくということも十分やっています。

ただいま御指摘の、公庫の融資が少し減点主義、形式的になつておるのではないかと、もっと中小企業者に積極的に融資をする姿勢があつてもいいのではないかと御指摘でございます。確かに、私どもはそういう意味で、中小企業者のために公庫の存在、公庫は一般金融機関に比べてこれだけ中小企業家の方々に役に立つ機関であるということ、積極的に私どもの役割を御理

解いただくようにいたしております。そして現実に申し込みがあります場合でも、私どもは今御指摘の減点主義というんでなくて、ケース・バイ・ケースで判断をさせていただきますという基準に立つております。御承知のように、こういう経済情勢でございますので、現在、私どもの公庫にお申し込みをいただく中小企業者の方のフローで見まして約四〇％ぐらいは赤字企業でございます。そういう意味で非常に債務超過の企業もございまして、融資の判断が昔に比べて非常に難しくなつております。しかしながら、やはり具体的な融資に当たりますと、一律的に赤字企業であるからとかというのではなく、経営改善努力によつて将来新しいめどがつくというふうなことを、お申し込みの方々と私どもの審査員とで十分御相談をして審査に当たつてまいっております。

特に、昔と違ひまして、現在一般的に資金が豊かでございますし、私どもの公庫につきましても、中小企業政策の柱として十分な資金量を確保していただいておりますので、御要望に応じケース・バイ・ケースで本当に中小企業の立場に立つて御融資を積極的に進めていきたい。減点主義とか形式的な審査基準というものは私どもも事実としてもございせんし、そういうこともないようになつて、もしあるとすればそういうことがないように今後さらに指導を進めていきたいと思います。

○鈴木一弘君 国民金融公庫、御苦勞までございました。

もう一つは、六十一年度予算の中で、大蔵省が所有している施設で老朽化のために建てかえる施設はどこでしょうか。

○政府委員(田中誠二君) お答え申し上げます。六十一年度の予算で、大蔵省所管の施設で建てかえを要求しております、今予定しておりますのは仙台南国税局の相馬税務署等三件でございます。

○鈴木一弘君 等というのはどこですか。

○政府委員(田中誠二君) お答え申し上げます。

あと二件は、福岡国税局の八幡税務署、それから印刷局小田原工場の検査棟でございます。

○鈴木一弘君 これは設立されてからの年数はどのくらいずつたっているんですか。

○政府委員(田中誠二君) お答え申し上げます。相馬税務署でございますが、これは三十二年に建設されたものでございまして、二十九年経過しております。それから八幡税務署でございますが、これは二十八年に建設されたものでございまして、三十三年経過してございまして、それから印刷局の小田原工場でございますが、これは三十二年に建設されたものでございまして、二十九年経過してございまして。

○鈴木一弘君 また、大蔵省の所有している施設で、これよりも古く建てられたものというのはどのくらいあるんでしょうか。

○政府委員(田中誠二君) 全体は今ちょっと手元に資料ございせんけれども、かなりのものはあると思っております。

○鈴木一弘君 例えは横浜税関なんかはいつごろできたんですか。

○政府委員(田中誠二君) お答え申し上げます。昭和九年にできたものでございまして、五十二年たつてございまして。

○鈴木一弘君 これは昭和九年で、あそこは有名な建物になっていきますけれども、やはり日劇も既に直しちゃった後でございまして、私は少し古過ぎるんじゃないかという感じがするんです。

一番大蔵省としてはこういうことは言いたくないことだろうと思わぬですね。かなりの数と言うだけで数は言わないでしょう。場所によっては特会計を使つたって直すことはできませんからね。そういう意味では、ああいういわゆる現業部門に当たるような税関とか税務署とか、それから印刷のところとか、こういうところの古いのはリストアップをしておいて、順次計画を立ててきちっとおやりになることが大事じゃないか。一番大変なときだから大蔵省だけは建物はぶつ壊れるまで待っているというわけにいかないと思わぬですね。

ほかの方はほとんど設備が更新されているのに、衛生状態も悪いまはほっておかれるということ、これは余り感心したことじゃないと思わぬんです。ですから、リストアップをしていただいたのをちょっといただきたいと思います。

それと一緒に、これは大臣、一番そういう方にはお金は使いたくないかもしれないませんが、計画は立てなきゃ現業は困ってしまうと思わぬんです。所感を伺いたいです。

○国務大臣(竹下登君) 経常部門で一〇%、公共部門で五%というような概算要求基準を設定しておりますと、我が方は好むと好まざるにかかわらず国債費はふえていきますし、したがって、勢い本当に狭くなっていきますが、御忠告をいただきましたので、本当にありがとうございます。それに尽きます。

○委員(山本富雄君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時四分休憩

午後一時二分開会

○委員(山本富雄君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、昭和六十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行予算を議題とし、質疑を行います。

○大木正吾君 竹下大臣、就任以来ずっと御健勝で頑張っておられまして、ますますお元氣のようですから、少しきょうは地味な話を聞かしていただきたく思っているわけですが、主として、国債の整理基金に関する問題の中で電債株問題について大蔵委員会でも前回審議いたしました。この関係について二、三点に絞って質問をしてみたいと考えています。

一つは、昨年の秋口からスタートいたしましたし、理財局長の諮問機関になっているわけでは

うか、電債株売却問題研究会が中間的な意見をだしてございまして、これについて二つほど伺っておきたいんですが、この中に、必要な条件が整ったものと見られるという用語が基本的な考え方の二項の部分にございまして、必要な条件が整ったというところは、中身は一体どんなことが議論されたか、そしてどういうようなものがあつたのか。きょうは研究会のメンバーの方おいでいただいておりますので、出席されました理財局の方々等からこの辺の問題についてまず伺っておきたいと思っております。

○政府委員(窪田弘君) これはいろいろ御意見がございましたものを簡単に取りまとめたものでございまして、一つは、会社の経営状態が順調であり、中間決算を見ても、株式を広く公開してもいい状況になったのではないかと、こういうようなこと、それから、世間のN T Tの株に対する期待その他を見ましても、もはや大蔵大臣一人が株主であるという異常な状況は長く続けるべきではなくて、やはり民間化というものを上げるために、やはり民間化というものを上げるために、株式を公開する時期ではないかというふうな御意見がございまして、それを集約したものでござい

○大木正吾君 後でまた関連して御質問いたしますが、後段の方のことは別にいたしまして、前段の方の、必要な条件が整うという場合の、電債の経営問題等を見られて、前半の決算、九月ぐらいまでの決算を見ておっしゃったのだらうと思わぬんですが、まあ一般の商法なり株式関係の法律関係で見えていきました場合には、上場なり、あるいは財務諸表等を整えますのに五年ぐらい要するんですね。そういう関係からしまして、半年間でそういう条件が整ったということとは極めて概念的な物のとらえ方でしかないかと思わぬんですが、その辺はどういうふうな受けとめておられますか。

○政府委員(窪田弘君) これは私どもの意見と申しますよりも、その場でございましていろいろな御意見でございますが、N T Tは実は全くの新設の会社というわけではございまして、この前の

電債公社の時代からの歴史がございまして。そこで、株式の上場とかそういう手続をとるにいたしまして、そういう時代の経緯を考えますと、一般の上場基準のようにしばらく五年ぐらい見ても、からやるとかいうことでなくとも、特例を設けて公開に踏み切ることも十分あり得るのではないかと、そういう御意見があつたわけでございます。

○大木正吾君 この委員会でも、私も大蔵委員やつたことも若干ございまして、超法規的にやるんだという話が出たりしたこともございまして、それから、そういう一般的な概念はわからぬではありませんが、ただ、株式を公開、上場し売却するということになりますと、やっぱり企業の持つ展望といましようか、まだ電債公社あるいはN T Tそのものが一年間たつたばかりでありまして、競争会社はまだできていないですね。そうしますと、結果的には、株式を所有したけれども、要するに電債だけがやっていると、国有の株式会社が独占企業、こう言っても支障はないと思わぬんですが。

その辺にちょっとひっかかりを感ずるものから伺っているんですが、この研究会は、今の話をちょっとネグリまして聞きますが、まだ研究会は継続をしておられまして、最終的には売却の方法論とか値段とか、そういうことまで含めて議論されることになりませんか。

○政府委員(窪田弘君) 研究会は今日まで十回開いていただいておりますが、あと二、三回で一応意見のお取りまとめをいたさうということ、現在論議の整理、それに基づいてフリートークングをやつていただいておりますが、何しろこういう問題でございまして、細かいところまで、どの時期に幾らで売るとか、あるいはどういう方法で具体的に売るとか、あるいはどこまで御議論が収れん、詰め切れないのではなからうか。大体の方向についてある幅を持ってお示しをいただきます。それから、本来お諮りするべきでございますが、国有財産中央審議会で、実際の売却いたします場合の細かい方法とか技術的な問題まで含めまし

御検討いただくことになるかと考えております。

○大木正吾君 最終的には、競争入札でいくのか、大蔵大臣なりあるいは大蔵省側が一定の相場をつけるのかという問題に帰着したり、どういう方法であるかということになるかと思ふんですがね。僕は、最終的にこれどういうふうなまとめが出るかわかりませんが、研究はしてみたものの、専門家が結局集まって議論した、最終的に理財局長、大臣等が相談されて物を決めていくことになるんじゃないかという感じがしているんですが、そこところは一応今後の問題ですからきょうはそれ以上詰めません。

そこで、これ大臣に伺うことは恐縮なんですけれども、株式なりそういうものを売却する場合にも、市場競争、あるいは公正競争と言つてもいいでしょうけれども、そういったものが背景にやっぱりなければいかぬと思ふんですね。いわゆる公正競争というものは、まあこれは字引を引けば日本語的には出てくるわけですが、電電等の場合にはこれはどういふ状態のことを想定されまつか。大臣何か所見ありませんか、公正競争について。

○政府委員(窪田弘君) 大臣からお答え申し上げます前に一般的なことをちょっと答えさせていただきます。公正にやはり売り出さなければいけないと思ひます。そのためには売却の方法につきましても、例えば余り少数に、数を少なく絞つて不当に値段をつり上げるとか、あるいは、これはまた国民の全体の大切な財産でございますから、不当に安く売つてしまふというふうなことがないように、だれが見てもこういふ売り方でやつてしまふべきだ、こういう感じを与えるような売り方でなければならぬと思ひまして、その売却方法につきましては、入札と売り出しとその組み合わせという、大きく分けますとこの三つでございますが、具体的にそれをやつてまいります場合にはいろいろなまた細かい問題がございますので、そういう

ただれが見ても公正だという感じを与えるような手法を今後具体的に研究してまいりたいと思ひております。

○國務大臣(竹下登君) 理財局長からお話がありました、今月中ぐらいに大体研究会の御意見もやうだいしようという構えでございますので、私も関心を持っております、率直に言つて、それで、今まさに申しましたように、なるほどこれかな、こういうようなところへだんだん議論が今、最初はどういう物すごい、どこへ収れんされるかわからぬような状態が、だんだん来ておるなという印象は持つておりますので、もう少ししばらく時間をいただけたら、あるいは一つの方向とでも申し上げますか、そんなことはあるいはお話しできる状態になるのかな、こういうような印象で私も中間報告を聞いておるところでございます。

○大木正吾君 ちよつと質問の角度を変えるわけですけれども、株の公正な売り出しということについては当然そうしていただかなければならぬわけでありまして、先ほど理財局長からお話ありました研究会の答申の中に、九月までの業績を見て売り出してもよろしい、同時にまた長い歴史を持つた電電公社の経営の流れもある、こういう話もございました。

ところで、NTTを民営にいたしましたことは、民間の業者の参入というものを許し、同時にやっぱり新しい産業構造の変化、同時にいわけ情報通信関係の産業の発展ということなどを期待してやつたものだと思ひます。問題は、ああいふような独占的な状態の中で上がつてきた収益というものを見る目と、同時に、第二電電あるいは日本テレコムとか日本高速通信とか、新しいのでは東京電力を中心とし九電力がお互いに協力し合つてNTNという名前でもつてスタートするようですけれども、これは相当強力な競争会社が出てくる段階だと思ふんですね。そうしますと、本当の意味合いでの要するに業界の競争が始まりますのは二年か三年後である、こういうふうな考えていると思ふんですね。

私がこう感じますのは、どうもやっぱり独占的なNTTの経営の状態の中でも売却してオーケー、こう言つたけれども、実際には競争状態でもつた本当のNTTの力がわかるのは三年後だといつたとき、その関係についてどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(窪田弘君) これはたびたび先生からも御指摘をいただいております、つい先日、三月二十日の通信委員会でも御指摘をいただいております。私どもその点は十分心していかなければならぬと思つておりますが、この研究会におきましても、経営側と労働側の御意見を伺いましたし、また郵政省の意見も十分聞きまして、会社の民営化後非常に活性化している状態、それからさらに、電気通信業界が将来発展していく姿、その中で民営化したNTTがニーズの多様化とか多彩化といふものを掘り起こしている状況を見ますと、将来非常に競争になるでございましょうが、しかし現在、今日株を次第に漸次公開をしていくというところについて、それが障害にはならないんじやないかというふうな御意見をいただいておりますので、そのように認識をしております。

○大木正吾君 議論がなかなかみ合わないんですけれども、これは今私の手元に入った、電力政策研究会なるものが出している「通信事業アクセス・チャージ問題への視点」というあれが入りましたけれども、今これ見てきたんですけれども、この中に最後にこう書いて結んであります。要するに、NTTとのアクセスチャージ問題等に絡んで、NTT側も市内料金の赤字等々でもつて悩んでおるといふことであつて、一般の民間の会社の上場公開するときの場合にもなりまして、NTT経営の一層の公開とディスクロージャーが、NTT経営の不十分だ、こういう指摘があるわけですね。そういう問題などが先行することとして非常に心配なわけですよ。例えば、アクセスチャージ、アクセスする機械については折半でも

つて話がついた、ところが料金問題でもつてNTTが勝手なことをがががんやべりまして、そうしてまた問題を起しているわけで、一般の国民の目から見れば、民営にしたといふことはやっぱり安く便利になるからやつたんじゃないか、こういう気持ちがあるんですね。それで言ひ出したやつをまた引つ込めちゃつて、料金問題は今ちよつと眠つちやつた状態になっております。

御承知のとおり、NTT自身が市内料金から番号案内、外国では番号案内は有料ですけれども、こういうものを含めて一兆二、三千億円のいわば赤字部分を抱えているわけですね。一方では、市外でもつてたくさん地方の先生方にも、大変NTT調整してどうやら黒字になつて、こういう状態ですね。この赤字と黒字の調整問題等、NTT内部でもまだ整理がつかない状態の中にあるわけですよ。ですから、そういうときに果たして株を売り出しているのかどうかということが、どうも伝統的に長い仕事やつてきたからとか、半期分の大体決算状態がいいからというだけではやっぱり物足りない、こういう感じがするんで、こういうところは、大蔵省どういふふうに見られておられるわけですか。

○政府委員(窪田弘君) この研究会の席上でも、NTTにおいてもディスクロージャーを充実するとか、可能な範囲で必要な情報を適正に開示すべきである、そうしないと株を買いたいという方に過剰な期待感を与えたり、そういうこともあるというふうな御意見もいただいております。

今いろいろ経営上の問題御指摘になりましたが、しかしそれだから売り出しをしばらく待たせているかどうかという、やはり今大蔵大臣が一人だけが株主だといふのは、どうも民営化したといふのに非常に不自然ではないか、やはり漸次売り出していくのが適当ではないかというふうな考えも出ております。

○大木正吾君 特別会計の赤字国債の返還の資金が空つ穴だといふことは十分承知なんです。どうもやっぱりそういうこととの、いわば逆風

的な状態の中でも、既定の事実だという形でもってやっていると感ずるはこれは困るんですよ。だから、私の方ではそういうことを申し上げているし、万が一最終的に三年後に株が下がったとき一体どうしてくれるんですかという問題等も出てきますからね。そういうことになれば、会社の場合には一般的には合理化をする、いわば従業員の首切りといましようか、やっぱりスリムな経営の仕方をしてもらうとかですね。一番悪い状態は株の配当が減るとかそういうことになってしまわうわけですね。

そういうことを見ているのですから、こっちも少し、政治的な理由だけでもってこの問題の売却が淡々と進むんだという理解だけでは、理財局長の方といたしましても困るんで、これは通信委員会の問題だというわけにはいかぬので、やっぱり株式の所有者は竹下大蔵大臣さんでございすが、これは電電の株でございすが、そういう意味合いでもって、私どもの方では、株を持っておられる竹下さん御自身がこの株を早く高く売りたいという気持ちはわかりますが、途中でどうやってどういふふうに変化していくかについて少しはやっぱり状況を知らせてもらわぬといかぬのじゃないか、こういう感じがしますので、この辺は十分にひとつこれからの研究をしていただきたいし、同時に、でき得べくんば最終答申が出る前にはそういうたディスクリージャー絡みの問題についても十分に、社会的に大きな問題になりますのは、どうせ料金関係の問題でありますとか第二電電とのアクセスチャージの関係等が問題になってきますから、そういうことも検討された中で答申が出され、土台にして、いわば株式の売却にちゃんと順序を、手だてを得まして入る状態にしてもらいたい、こう考えています。

さて問題は、最後の第三問でございますけれども、一般的に株式の公開についてさき理財局長おっしゃった三つの方法が手段として考えられる、こうおっしゃった。もう一遍そのことを言ってみてくれませんか。

○政府委員(窪田弘君) 従来何回か政府保有の株式を売り出した例がございすが、手法といたしましては、入札と、それから随意契約と申しますか、政府が値段を決めて売り出す方法、あるいはその両者の組み合わせ、大別しますとこういう方法になろうかと思ひます。

○大木正吾君 大体三つの方法以外のことは今のところは考えておられぬ、こういうことですか。

○政府委員(窪田弘君) いずれもいろいろメリット、デメリットがございまして、そのどれかを一つ選択するというのか、あるいはその組み合わせで、組み合わせにもいろいろ実はやり方がございすが、そういうことを工夫していくのかというふうな感じをいたしております。

○大木正吾君 関連しまして、私今NTT内部のことをちょっと申し上げたけれども、外の環境について、これは理財局長の担当でないかもしれませんが、最近の株のいわば継続的な異常な騰騰傾向、これについてはどういふふうにお考えになつていられますか。

○政府委員(窪田弘君) 株式市場の非常な活況がございしますので、こういう中で売り出すときはほとんど気を付けなさいけないなど私も思っております。これが週刊誌などに書いてあるような異常なブームを呼んで、後また暴落するというふうなことがあつてもいけませんし、その環境については十分注意をしながら、実際に売り出すのはまだまだ秋以降の話でございしますので、環境等を見て注意してまいりたいと思つております。

○大木正吾君 環境等を見て注意していきたいという一般的な言葉はそれは当然のことなんです、が、騰騰を続けるということになりますと、秋口はダウ平均一万六千円なんというところも持っていますか。その辺はどういふ見方をされておられるんですか。今の株の騰騰状態ということも長期に続くか見るのか、それともまたどっかでもって少し落ち込むか見るか、どういふ見方に立っているんですか。

○政府委員(窪田弘君) これは私が幾らということを予想できる問題ではございせんが、このままブームが続きますとちょっと困るなという感じは率直に持っております。

○大木正吾君 少くもは理財局長勉強足らぬと思ふんだけれども、今の株の異常な騰騰状態ということ、まあ異常といふことはなくともいいんではすけれども、日本だけの問題じゃないでしょう、これはアメリカなりあるいはドイツなども上がっているわけでしょう。そうするとやっぱり構造的な要因が何かあるから上がるわけなんでしょう。例えば円高問題あるいは物価の安定状態とかオイルの問題とか、そういういたるんな幾つかの経済要素が組み合った中で、結局やっぱり株というものは諸外国、ヨーロッパについても、日本でもアメリカでも同じ上がっているんだと思う。とすれば、それじゃオイルの方は一体また二十何ドルに返るのか、あるいはそれだけが問題じゃありませんけれども、とにかくまだありますが、まあ十五ドルぐらいでとまるのか、もっと十ドルを切るかとか、そういうこと等も考えた上でどういふ株式市場の動向ということを判断すべきなんでしょう。

私自身じゃなしにあなた御自身がそういうことについて相当目を光らしていただくならぬ立場にあると僕は見るんだけれども、そういうことを考えたときに、ダウ平均一万五千円超えていまして、そういうことが、秋口にはもつと上昇傾向が続いた中でのことになりませんか。

○政府委員(窪田弘君) これはそのころどうなっているかちょっとわかりません。経済情勢は今御指摘のとおりのようなことでございすが、秋にはそれがどうなっているか、ちょっとはつきりしたことは申し上げかねますが、いざいざにしても、株を売り出す場合にはそういう異常な状況でない時期をよく見計らつてやつてまいりたいと思つております。

○大木正吾君 その異常でない状況というのは僕は来ないか見ているわけね。異常というのがどういふ、まあちょっと私が言つてしまつて申しわけ

ないんだけれども、騰騰傾向というやつは、きょうはマイナス五円だとか十円がありまして、例えば半月を計算してみたとところがやっぱり百二十円上がつていたとか、そういう傾向は変わらぬと思つて私は見ているんですよ。

そういうことが一つと、もう一つは、一般の国民の懐が、これは竹下さんを責めるわけじゃありませんけれども、やっぱり老後不安の問題とか教育費用の問題とかがございまして、金がたぶついていまして、銀行の預貯金の金利はまだまだこれは、恐らく公定歩合も僕の判断では年末には三分ぐらいいで、と言つちゃうとまずいんで、私別に日銀総裁ではありせんからそんなことを言うことにはないんですけれども、やっぱり今よりは下がることは間違いない、こういう見方ですよ、景気との関係もありましてね。

そういうふうに見ていきますと、銀行屋さんも大変だし、金を減らすことも、預金の預かりぐあいを減らすこともできないし、預かってもまたこれ使い道が大変だし、そういうただぶつきの関係からしても、この株の問題ということへのね返りは相当やっぱり関係があると思つておられます。

ですから、騰騰傾向と金のだぶつきの関係というものをしながら、私はやっぱり電電株の放出問題の外的要因というものは内的要因に加えてもつとデリケートな問題を含む、こういうふうに見るんですが、大臣どうですか、その辺のことは。あなたは専門家だから。

○国務大臣(竹下登君) 株の騰騰傾向について、証券取引所でのいろいろな措置は、これは大蔵省の権限じゃございせんが、大蔵省証券局とよく連絡をとりながらいろいろな措置はなされておるようには私も聞いておりますが、今おっしゃいましたように、日本のみでない状態、すなわち、ちょっと表現がきついかもしませんが、人によつては過剰流動性という事態にありやしないか、こんな議論をする人も出ておることは事実でございまして。したがって、これは全体の規模からすると大きな規模であるわけのものでもございせんけれども、

そういうものを吸収するための民間活力、一つの投資先としての、そういうことが非常に政府内部で今急がれ出したというのはそんなところにも一つの要因があるのではないかなというふうに考えております。

したがって、決算の状態よろしゅうございませう、大体一人株主はおかしゅうございませう、そうした内的要因のほかに、株式の活況ということの状態を全くネグってその時期を定めるわけにはいかぬ問題ではないかという感じは私も持つておるところでございます。したがって、この研究会の答えを出していただいて、もう一遍国有財産審議会、国有財産審議会というものは、私も最初感じましたのは、いわば株の売り買いの専門家ではないわけですから、しかし、あれはまた別の角度から見れば、大きく経済全体を見ていくという意味においてはそれぞれの方がお集まりになっておるといふようなところで研究会の報告をもう一遍審議してもらう時期というものがあつたのではないかとはいふふうに見ております。

きょうも、非常に短い時間でございますけれども、電電の、まあ決算見込みというところと表現がそこまですべておられません、いろんな資料を見せていただいて、内的な面はおおよそ完備したと申しますか、いい状態になっておるのではないかと申すような、ほんの短時間ちょっと勉強してそんな印象を受けたところでございます。

○大木正吾君 私自身が電電にいた関係もありまして、余りこのことを深くえぐりたくないと思つてはいるんですが、端的に申し上げて、例えば東京電力を中心にして九電力がネットワークをずつと張りまして、そうして端末まで、全部電柱線というのはずぐ々交関へ来ていますからね。同じ電柱を使って電話線も入っているわけですね。そういうのが結構田舎が多いですね。そういう関係を見てみれば、恐らくサービスのよさとかなんかでもっていくと、電力関係の九社との競争関係は相当熾烈なものになつていくだろうと思つておるわけですね。

それが一つと、もう一つの問題は、頭数の問題では電電は、九電力全部トータルしましても、頭数は倍以上いるわけですよ。そうするとやっぱり経営者というものはどうしても、頭数が多いのは問題だ、こうなりますし、その辺のことにすると、株の値段も下げたくはないし配当も減らしたくないから、勢い結局従業員を減らす、こういう方向に向いていくということもこれは一つは考えられますね。

ですから、そういうことを、非常に先行きのことを憂えますので、いろいろなことを申し上げていることが内部的にはあるわけですが、さて問題は、外的条件の中に、私は非常に困るのは、これはたまたま一流新聞さんが書いて、最近財務とかいろいろな話が広がつておりました、マスコミなんかも随分いろいろな金融関係の雑誌を出したりあるいは新聞なども出したりして、この中に竹下大臣の発言も入つてくるわけですがね。

さつき申し上げた、結局統騰状態と預貯金のだぶつき問題に加えて、恐らく電電株を放出するといったときには、百九十五万株、額面五千万円ですね、それで資産関係を見て一応二十一万三千円ですとか、値段がついておりました、それをさつきの局長おっしゃった三方法をとったときにどういふ問題が起きるかというのを考えたりしていきますと、恐らくこれは大体五年間会社経営して、この会社は堅実でいいぞ、こうなつたときには、株の値段が若干一年後に下がつたとしても御祝儀相場がつきますよ。そういう関連でもって見ていったりしますと、マスコミがあつたり、パイパーをあつたりすると大変な相場になる、こういう心配を裏はしている一人なんです。ですから、資産なり、先行きの三年後、四年後、五年後を見たときには大体四十万前後じゃないかな、こういうふうな想定できるものが、この新聞ですと数十万円と出ています。サンデー毎日の百万円よりははまだいいですけれどもね。竹下大臣は、申し込みが多かつたらみんなに抽せんでもってやつてもらおうかと、こういう話もしているところがあるんです。

あるんです。あなたのこと書いてあるんですよ、この中に。これ読んでおられると思いますけれどもね。

そういうことなどありまして、結局やっぱり相当これは慎重に、一つは、今の客観条件だけとらえていけば、まず本年中に公開なり、予算に計上してしまつたからしやにむに売らんかというところは、何とかそこらところもう一歩踏みとどまるとか、何とかそこらところもう一歩踏みとどまるとか一つありますよ。

それから同時に、競争状態がどうなのかということも恐らく大蔵省はなかなかその専門的にはわかりませんから、このところはまあまあ一応もとも外的条件というところは、大蔵省は専門家の方が多いんですから、少しやつぱり、そういう大蔵省に高騰を続けておつたり、同時に資金のだぶつきが続いておつたり、大臣は民活云々なんておっしゃつたけれども、そう簡単に今の預貯金のだぶつき状態は私には変わらない、こう見えますからね。そういう点では相当これは慎重な方法でもつてやりませんか、いわば七十万円を買つた株が三年後に五十万円に下がつてしまふ、それは買つたやつ勝ちじゃないかと、こういうことだけでは済まされぬ問題ですからね。

そこで問題は、この売却の方法について少し慎重にというか、安定株主を求める方法について私たちがもっと問題の追求を研究会にもしていただきたいし、理財局にもしてもらいたい、こういうふうなことをしてはならないかと。株でもって乱高下しては損をいたしました。もしそれに、残念なことですけれども不正取引が絡んだという問題が出てくる場合に、理財局長の責任じゃこれはないですよ。電電の社長以下、前垂れかけて一生懸命寒空でもってテレホンカードを売つている連中自身が立てなくなつてしまふんです、このことは。大蔵省の持ち物だけれども、やつぱり電電株であることは間違いないんだから。そういうことを考え

ていき、また私たちは、あおられたりあるいは株の異常な統騰の流れの波の中に乗つたりすることについて極めて危険だという考えを持つておるんですよ。

ですから、何らかの方法において、この大蔵委員会でもたしか去年が審議したときに私は申し上げたけれども、公開できないことはわかりますから、大体この辺でもつていけばそう将来禍根を残さないでいけるだろうということについては、物差しを理事會ぐらひに示したらどうですかと云つて、大臣からも私は御答弁ちょうだいしているはずなんですけれどもね。そういうことについては、お考え方はいまだお持ちだと思つていますが、どうですか。考えておられますか。

○政府委員(窪田弘君) 慎重にやるべきだといふ今いろいろ御指摘の点は、私もそのとおりに思つておつておつて、慎重にやりたいと思つておつておつて。

それから、昨年の当大蔵委員会のお話し合いで、売却するに先立つては十分理事会に説明するようにというお話を伺つておつておつて、十分御説明をしまつておつておつておつて。

○国務大臣(竹下登君) 安定株主対策という議論もいたしました。いろいろなことを考えてみますと、しかし、特定の者にいわば値を下げてというわけにももちろんそれはいかぬでございます。したがって、私が抽せんなんというところは、あるいは懇談でそんなことを言つたかもしれませんが、大ざっぱに言つて、今株を持つておる人が日本で何人おるかというのと大体五百万人ぐらひじゃないか。そうすると百九十五万株では抽せんになるんじゃないかというの、冗談話の域を出ないのでございますけれども、発言には注意しなければならぬと思つておつておつて。

それから、電電の大体職員の方が何ぼおるかという約三十万とか、いろいろな数字を見たりしながら私なりに一つの方向へ進みつつありますから、去年申し上げておつた、理事会あたりでまさに懇談的にお話のできるのも、そう遠いことではないと思つておつておつて。

ないなという感じでもって見ておられます。

○大木正吾君 そのことはぜひ守っていただきたいわけでごさいます。私もどとして一番心配なことは、この電電株というものが余りにも社会的な注目を浴び過ぎているのですから、それだけにやっぱり週刊誌などもこれからもあおっていきでしようし、ダミー使えば相当な株の取得も可能なわけですね。同時に、先行きの問題については、完全に伝統があつて、百何年の仕事をたてきましてけれども、本格的な競争状態にするために郵政省も公正取引委員会もいわけ電電をひっぱたきながら少しやったりほかのものを育てていこう、こういう傾向でもって現在動いていますね。そうするとこの株というものは、数十万円ですから大体五十万、六十万、七十万ということになるんでしよう、この数十万でばかりはわかりませんが、あれどもね。

要するにそういう流れの中でもって、高騰の中でもって七十万、六十万で売ってしまったものが五十万円以下に下がっていくこともこれあり得るわけですね、実際には。そういうことが、スキヤンダルな背景がなければ別に問題ありませんけれども、しかしそれにして、何だもつといかと思つたらおれの株下がつてしまつた、こういう文句を言う方も出るかもしれませぬしね。やっぱり一番問題なことは、N.T.T.が一生懸命仕事をしているわけですが、株をめぐりまして社会的な信用が失墜しまして結果的には競争がまた劣悪な状態に追込まれるということになつてもいけませんし、そういう点で、去年の大蔵委員会でも申し上げておりますからこれ以上申し上げませんが、ぜひ理事懇話会に非公式に、三方法ありますと、大体三方法でいいですよ、別に金額言うことありませんからね。そういう方法の中でいろいろな条件を総合して考えたときにこれが一番いわけ公正に売却できるという考えなんです、こういうことはある程度理財局長等から示されれば、理事の方は賢明な聡明な方が多いわけですから判断できるわけですからね。ぜひ

ひ私は、最近の外的な条件が非常に、何といましようか、株価の異常な高騰が続いてきていることと、さつき公定歩合のことを言つて、言わずもがなのことを申し上げましたけれども、だぶつきぎみの金の問題とか、そういう条件を考へますと、内的にも外的にも大変この問題というのは扱ひ方を間違つたら問題を起す課題だ、こう考へておりますので、ぜひ慎重に、従来の経緯、この委員会における審議の経緯を考へていただきながら処理していただくことを大臣に最後にもう一遍望みたいと思つております。

○國務大臣(竹下登君) しかと承りましたから。○大木正吾君 よろしくお願ひします。終わります。

○多田省吾君 私は、初めに日本銀行総裁に、昭和六十一年度一般会計予算並びに当面の金融財政問題について二、三お尋ねしたいと思つています。

対外不均衡を是正して海外経済との調和を図るためには適正な円高の定着及び持続が必要ではありますけれども、最近一ドル百七十円台まで円高が高まりまして、輸出関係の中小企業等の倒産も非常に多くなつていようでございます。けさもテレビである陶磁器産業の代表の方が、一ドル二百円台あるいはせめて百九十円台まで下つたら倒産のこともなかつたのだけれども、これではどうも持ちこたえられない、このように悲鳴を上げておられました。

この前参議院の予算委員会の総括質疑の最後に中曾根総理も、最近の円高につきまして、円が高過ぎる、また円高が急激過ぎる、このように答弁なさつております。最近におきまして日銀の方でニューマーケット市場に続きまして東京市場においていわけの遊介入をなさつたようでございますけれども、私は、昨年の段階では日銀総裁等も二百円台の定着というふうなことも言われたように思つています。総理も円が高過ぎるとおっしゃつていようでございますけれども、日銀総裁としてどのようにお考えか、またこの遊介入というものは当分続けるおつもりなのか、まずお尋ねしたいと思つ

ます。

○参考人(澄田智君) 対外不均衡の是正を図る、そういう見地から円高の基調ということが望ましいというところは我々常に考へるわけでございますが、ただ、円高が余りに急激に進むということは、今もお話のありましたように、我が国経済として対応が非常に難しい、そういう問題があるわけでございます。私どもとしては、当面為替相場が安定的に推移することの方がより望ましい、こういうふうな考へ方でおります。

為替相場の介入につきましては、一般論として申し上げれば、これは為替相場が乱高下をするような場合に、そういう状態の場合に適時適切に行われるべきものである、こういうふうにお考へておられますが、介入については、具体的に介入の有無とあるいはいかなる場合にいかなる方向での介入を行うか、こういう点につきましては、これは為替相場に直接影響を与えることでもありませんので、為替相場に対する当局者というふうな私の口から申し上げることは差し控えていた

○多田省吾君 お答えしにくいと思つていますが、中曾根総理は今の円は高過ぎるとおっしゃいましたけれども、総裁はどのようにお考へになりますか。

○参考人(澄田智君) 私どもは、常に、昨年のニューマーケットのG5の合意にありましたように、為替相場が各国の経済のファンダメンタルズをよくよく反映するものであるべきである、こういうことで臨んでいるわけでありまして、特定の相場というものの水準というものを考へて、それに対して、それをターゲット的にそれに持つていくというふうなことで、あるいは特定の水準というのはいかようなことかというふうな具体的なコメント、こういうことは、これは為替市場に対する影響から申しまして不測の思惑を生ずるおそれがございますので、やはりそれは申し上げることは避けさせていただきます、かように存する次第でございます。

○多田省吾君 今後為替市場に対するいわけの逆介入のようなものは続けるお考へはございますか。

○参考人(澄田智君) 先ほど申しましたように、一般論でお許し願ひたいわけでございますが、為替市場が乱高下する、こういうような場合には適時適切に介入するというものは行われるべきものである、こういうふうにお考へております。

○多田省吾君 次に、公定歩合の引き下げ問題でございますが、二回にわたる公定歩合引き下げで四%まで下がつたわけでございますが、通産省あるいは通産大臣は相当積極的に、もう一、二度公定歩合は引き下げるべきである、そうじゃないとやはり輸出関連中小企業に対する政策というものができない、このように相強く言つておられます。またさらに、今度政府におきましては四月八日ごろ円高不況に対する総合対策を打ち出される、新聞等によりますと、五本の柱を考へておられます、そのうちの一本がいわけの金融政策である、このように聞いておられます。

そうしますと、これはやはりその金融政策には公定歩合の引き下げ問題も入つていようではないか、このように思われまふけれども、一面、三、五%というふうなことになるかと今度は普通預金の利子がゼロになるというふうな案もあるわけでございます。いろいろ問題はありまふけれども、今の円高デフレの影響で国内産業が大変危急の存亡に立つていよう、危機的状況にあるということを考へますと、やはり公定歩合の引き下げも早急に考へなければならぬ問題ではないか、このようにも思われまふ。

日銀総裁としてこの問題をどう考へておられますか。

○委員長(山本富雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大木省吾君が委員を辞任され、その補欠として丸谷金保君が選任されました。

○参考人(豊田智君) 公定歩合等の金融政策の運営に当たりましては、そのときどきの情勢に際して機動的に対処するというのが本来の特質である、かように心得ております。

日本銀行といたしましては、景気、物価あるいは為替、内外の金融情勢等を総合的に勘案の上、一月末それから去る三月十日と二度公定歩合の引き下げを実施したところでございます。現在はまだこの二度の実施したばかりでございます。これまでも公定歩合の引き下げの効果をやはり見守って行くのが適切である、こういうふうな判断をいたしております。

今現在の時点において、公定歩合をさらに引き下げるということはまだ考えておりません。

○多田省吾君 しかし、政府が四月八日に円高デフレ的状况に対して総合政策を打ち出す、予算が通ったら早急に総合政策を打ち出さざるを得ない、で、通産大臣なんかも相当公定歩合の引き下げを強く要望しているようでございます。そういう状況というものは、どういふ日銀総裁は認識を持っておられますか。

○参考人(豊田智君) 先ほども申し上げましたこととの繰り返しになりますけれども、そのときの情勢に応じて、内外の情勢というものを総合的に判断して機動的に対応してまいりたい、かように存する次第でございます。

○多田省吾君 次に、昭和六十年度の経常収支の黒字幅が五百二十億ドルに及んだ模様でございます。この円高基調にありまして、輸出数量は確かに減ったのでございますけれども、ドルベースの輸出金額というものは横ばいかあるいはふえる傾向にあると思っております。これは半年か秋口までやむを得ないのだという説もありますが、一方、国内景気が冷え込んでドルベースの輸入金額もふえないこととなりまして、貿易黒字あるいは経常黒字が拡大するというシレンマに陥っているようにございませぬ。

昭和六十一年度の経常黒字の見通しを日銀総裁としてどのように考えておられますか。

○参考人(豊田智君) 六十一年度の経常収支の黒字につきまして数字的に申し上げますが、現時点で見通しますと、私どももいたしましては、先ほど申し上げましたように、二度にわたる公定歩合の引き下げに伴う金利水準一般の低下、さらに、政府が策定されました内需拡大に関する政策に基づき諸施策等が内需拡大を促して、それに円高の効果も加わって、我が国の貿易収支として経常収支、その黒字が縮小する方向に働くものというふうな期待をいたしておりますが、それと同時に、しかし、円高の効果が実際に貿易収支面にあらわれてくるまでには、いわゆる「Jカーブ」と言われます効果がありましてかなりの時間を要する、こういうこともございます。

また、石油の値段が下がるということは我が国経済にとってプラスではございますが、しかしその分だけ輸入の金額が減ってしまう、こういうことと相なるわけでございます。

こういうことを考えますと、六十一年度の貿易収支及び経常収支については、これはかなりそういう意味で黒字が増加するような要因も強い、こういうふうな考えられるわけでございます。今後とも、対外不均衡は正のために、市場開放を含めたさまざまな措置によって辛抱強く努力を続けることが必要である、そういうふうな考えを申し上げます。

その具体的な数字については、申し上げるほどの数字を持ち合わせておりません。

○多田省吾君 具体的な数字はお答えできないまでも、いわゆる政府が予想している経常黒字の見通しで落ちつくかどうか、この辺はいかがでございますか。

○参考人(豊田智君) 先ほど二つ、黒字の縮小する方向に働く要因と、それから拡大する方に働く要因と両方申し上げました。両方の要因がまさに綱引きをする、こういうふうな状態であらうかと、かように思っております。

○多田省吾君 最後にお尋ねしますが、昭和六十一年度の予算書の二十二ページに記載されている雑

収入の方を見ますと、一兆九千八百八十七億円となつております。そのうち日銀納付金は一兆二千三億円とこのようになっております。ところが、今回の急激な円高によりまして日銀保有のドル資金も減るといふ現象が起こるわけであります。その結果といたしましていわゆる国庫へ納める日銀納付金の減少ということもあり得ると思っております。

このドル安による目減りをどの程度に見られて予算計上なさったのか、また日銀納付金の減少が起り得るのかどうか、総裁にお尋ねしたいと思います。

○参考人(豊田智君) 日銀の資産、ドル資産を含めまして資産でございますが、これは一年未満のものは期末ごとに洗いがえをいたします。一年超のものはそのまま取得価額で据え置く、こういうようなことになっておるわけでございます。したがって、ドル資産が直ちに評価損を生ずるといふものではないと思っておりますが、ドル資産のそういう状況というふうなものを十分考えまして、そうして日銀としての資産の確保、資本の充実に努めているところでございます。

納付金については、現時点においては予算書の数字というものを変更するというような、そういうふうなことは考えておりません。

○多田省吾君 どうもありがとうございます。日銀総裁結構です。

次に、日本輸出入銀行総裁にお尋ねしたいのでございますが、午前中に鈴木委員が現状あるいは基本的な問題について相当お尋ねいたしましたので、私は別の面から少しお尋ねしたいと思っております。

総裁は、輸入・投資につきましては一件ごとの金額は少ないけれども着実にふえていると、このように申されて、輸入促進に相当力をお入れになつておられるようでございます。我々は、現在の経済状態においては内需拡大が一番大事だ、このように思っているわけでございますが、やはり輸入促進も大事でございます。その中で石油等が大変値

下がりしておりますので、原料輸入というものは大変金額が多くなるのは望みません。

そこで、欧米諸国から言われるのは、製品輸入を上げてほしい、こういう要望が非常に強いわけです。貿易摩擦の解消がもう洪水のように言われている現状でございますけれども、我が国の製品輸入の比率というものは輸入総額全体の中で三〇％程度でございます。欧米先進国の平均は五〇％を超えているということで、日本に対して製品輸入を多くしろという圧力も大変高まっているものだと思います。

その背景となる要因をどのように考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

○参考人(大倉真陸君) 私が答えたいのが適当かどうかわかりませんが、日本の従来の貿易収支の中で製品輸入比率がほかの工業先進国よりも相対的に低いという点につきましては、構造的に資源輸入、特に燃料輸入が非常に大きいので、輸入総額の中で見ると製品輸入の比率が低いというところがやはり一つの特徴ではなからうかというふうな考えをしております。

○多田省吾君 ちょっと前後しましたが、同じ問題で関税局長にお尋ねしておきたいと思っております。

○政府委員(北村泰二君) 今の製品輸入比率の問題でございますけれども、ただいま御答弁もございましたように、我が国の製品輸入の比率というのは近年は徐々に高まってきていると思っておりますけれども、しかし八五年で三三％という水準でございますから、欧米の先進諸国の六割程度の数字というものと比較いたしますと依然低いということ御指摘のとおりでございます。

その背景といたしまして、いろいろな要因が考えられるわけでございますけれども、やはり製品輸入比率の高低ということは、その国の資源とかエネルギーがどの程度その国に存在するかとか、あるいは産業構造等に非常に密接な関連があるかと思っております。御存じのとおり、我が国が経済成長を遂げていくために、原材料とかエネルギーというものを中心に輸入をいたしまして、これを加

工して製品として輸出するという産業体質があるわけでございます。こういってことが大きく影響していると思ひます。そのほか、やはり我が国の近辺にはEC諸国のように周囲に先進工業国というのがございますので、水平分業の体制というのがとりにくいといったようなこともあろうかと思ひます。そういうことで現在のよう輸入構造が形成されてきているというふうに見ているわけでございます。

○多田省吾君 再び輸銀総裁にお尋ねしたいのですが、日本輸出入銀行の製品輸入金融制度の現状について簡単に述べたいと思ひます。

昭和五十八年十一月創設以降の貸付条件等の推移と、それから融資承諾実績について御説明いただきたいと思ひます。

○参考人(大倉真隆君) 御指摘のとおり、五十八年十一月に制度がござまして、そのときには金利は七・七五％というふうに決められておりました。それ以後回数金利の引き下げが行われております。ごく簡単に申し上げますと、五十九年二月に資金運用部金利の引き下げに伴う引き下げ、六十年に入りまして四月に、対外経済対策によりまして特に製品輸入金利を引き下げ、また七月にはアクションプログラムに基づきまして特定品目の金利を一層引き下げ。さらに、十月に至りまして資金運用部資金の借入金金利の引き下げに伴いまして製品輸入金利も引き下げ。また最後に、この二月に入りまして資金運用部資金の借入金金利が一層下がりましたので、これに伴って引き下げを行っていただきました。現在は円貸しの適用金利は原則として六・三％でございますけれども、特定品目と称しまして、大体機械類すべてこの対象に入ると御理解いただいで結構でございますが、特定品目につきましては六％という低利を適用するということになっております。

なお、今後資金運用部借入金金利が一層引き下げられますときにこの金利を一層下げようと考えていたいただきたいということを現在お願いをいたした

ているわけでございます。現在までの融資承諾の累計は、先月末までで約二千九十億円ということになっております。私どもが融資いたしましたのは輸入に必要な金額の七割を限度といたしておりますから、この制度の対象になって製品が輸入されている金額は、これを〇・七で割り戻しまして約三千億ぐらいについて私どもの融資が適用されておると、そのようにお考えいただけます。

○多田省吾君 融資実績を見ますと非常に低調なように思ひますが、その背景はどこにあると分析されておりますか。

○参考人(大倉真隆君) 制度創設当初は、率直に申し上げまして、金利が余り魅力的でないということをよく言われましたのでございすが、先ほど申し上げましたように何回か引き下げが行われてきてまして、現在では、五年度、五年度間金利が必要であるというようなケースにつきましては、申し上げた六・〇％というのはかなり魅力的なものになっております。

したがって、件数が非常にふえてきておりますのですが、実は一件ごと金額が、機械の単品でございすからそう大きな金額にならないわけでございます。金額的に目立ちますのは、やはり何と申しまして通信衛星の輸入でございますとか航空機の輸入というものでございまして、これら合わせて先ほど申し上げた総額約三千億、私どもの融資で約二千億強というのが今までの融資承諾の実績でございますが、今後とも一層この制度を皆さんによく知っていただきまして、また、かたがた、通産省の方も各企業に対してできるだけ製品輸入に努力してほしいということを熱心に言っておられますので、みんな一緒にこの制度を有効に使っていただきたいというふうにお考えをしております。

○多田省吾君 二月十九日に宮澤総務会長が講演された中で、アメリカ企業に輸銀資金を融資すべきであるというふうな提言を行っているようでございすけれども、輸銀当局は現実問題としてこ

ういった融資についてどういってお考えをお持ちでございますか。

○参考人(大倉真隆君) 私が伺っておりますところでは、宮澤総務会長の講演のその部分の主体は、日本からの輸出あるいは日本への輸入ということだけに限らないで、三國間の取引にも日本輸出入銀行の融資ができるように考える時期に来ているのではないかと。三國間取引を日本の金で動けるようにして考えていけば、例えば開発途上国の必要な輸入の金融がつかうか、日本からでなくともですね、輸入品があるいは開発途上国の輸出品が日本でなくてほかの国に輸出できるようになるか、そういうことを国際的な日本の役割から考えてそろそろ考えるべき時期ではないかというところが基本で、その中で、例えばアメリカの農産物を日本以外の国にアメリカから輸出するとき日本輸出入銀行が融資するなり、あるいはその融資に保証をするなりということもいではないかと、こうおっしゃったんだというふうに理解しております。

いずれも、私も現在認められております法律の範囲内でケースによりましてはある程度対応可能な分野でございす。私としまして、関係当局との十分の討議を重ねながら、私どもの銀行の職能の範囲でできることはぜひ前向きに考えてまいりたい。

一つの例でございますが、現在ほぼ実現しつつございまして、最終的な書類の細かいところを詰めておりますものに、南米のコロンビアに対して世界銀行と私どもが協調融資をいたしました。その協調融資の私どもの融資分は日本からの輸出のひもつきになっておられます。したがってアメリカの機械を入れてもいいんだ、この金で、あるいはヨーロッパの機械でもいいんです。日本の機械でももちろんいいわけでございます。そういうことでコロンビアの資源開発をやり、コロンビアの支払い能力をふやす。非常に国際的に見て望ましいことではないかと。今私ども

の認められております法律の業務の範囲内でできるわけでございます。

○多田省吾君 輸銀の六十年度実績と六十一年度の計画をどうなっているのか御説明いただきたいわけですが、六十年度の九・四％という数値非常に低いわけですが、六十一年度の予算を見ますと同額に近いけれども、どのような見込みを立てておられるのか、あわせて伺いたいと思ひます。

○参考人(大倉真隆君) ただいまの御質問は貸し付けの規模のことだということでお答えさせていただきますが、六十年度は新規貸し付けは当初一兆一千三十億円ということを予定いたしておりました。これに對しまして、後ほど必要あれば詳しく申し上げますが、諸般の事情によりまして、主として外側の事情によりまして、先月末までの貸付実績は七千七百五十九億円にとどまっております。

それからなお、御質問の中にありました九・四％という数字は恐らく、資金運用部から私どもが借り入れる予定にしております当初計画の六千九百三十億円に對しまして、十二月末現在で運用部から借り入れた金額が六百五十億円で、六千九百三十億円の九・四％しかないので、そういう点を御指摘になっておるんだと思ひますが、これは、年度間を通じまして私どもがまず回収金その他の自己資金を充当して貸し付けをやっております。第四・四半期になって新規借り入れで運用するというのが一種の癖でございますので、十二月末だとどうしてもそういう数字になります。三月末現在では借入金額は、実績でございすが四千五百億円、当初の六千九百三十億円に比べて四千五百億円の借り入れということになっております。

なお、六十一年度がごととほぼ同じになるんじゃないかというお尋ねでございます。六十一年度の貸付規模につきましては一兆二百八十一億円ということに今予定をいたしておりました。これは六十一年度の当初に比しますと六・八％減というわけでございす。

六十年度も当初より大分減ったんだから六十一年

年度もこんなにかないんじゃないかという御趣旨の御質問であるかと思いますが、私も十二月末現在で各種の聞き取りをいたしまして、現に進行中の商談が実際に六十一年度に融資にまで至るといふのを積み上げてまいってありますので、今のところではやはりこれくらい必要ではなからうか。

六十年度に比べて特にふえるであろうかと私も考えておりますのを一つ二つ例として申し上げますと、御承知の、中国に對しまして第二次資源バンクローンというのはこれは既に五千二百億円コミット済みでございますが、これがいよいよ實際の貸し出しに回ってまいります部分が一億以上は六十一年度に出していくだろう。あるいは、これは新聞その他で御承知だと思っておりますけれども、西豪州の北西部の大陸棚でガスを取りまして、現地でLNGにして日本に持つてくるという計画が、いよいよ実現に近づいておりました、この分の六十年年度分所費資金も二百五十億から三百億近くは必要かというふうなところを見ながら、こういう計画をつくっております。今のところ、外側の情勢に非常に大きな変化が出てきません限り大体これくらいの資金はやはり必要になるんではなからうかと、そのように考えております。

○多田省吾君 今問題になっております対フィリピンへの融資実績ですね、これがどうなっているのか。プロジェクトの内容、それから融資金額、それから融資期間、残高、こういったことについて簡明にひとつお答えいただきたいと思っております。

○参考人(大倉真隆君) 実是对外的な関係が主とした配慮であるかと思っておりますが、私どもの個別の詳細の貸付残高の現状というのは実は公表を差し控えておりますので、しかし問題が問題でございますし、ごく大ざっぱな数字でお許しただきたいと思っておりますが、私どもが現在フィリピンに対して持っております貸出残高は千二百億円強、千二百と千三百の間では千三百にや近い方というふうにお考えいただければ幸いです。

内訳は、日本からの輸出につきまして御承知の延べ払い金融をいたしておりますもの、これが大体半分以上でございます。そのほか、投資案件につきまして、合弁会社をつくりますときの出資金に必要な資金を日本の合弁企業のパートナー、日本側のパートナーに貸すというものがございまして、そのほか、私どもが、例えばフィリピン電力省という電力公社がございまして、これに對して地熱発電とか火力発電とか、そういうものに必要な資金をこれは相手側電力省に對して直接貸しておる、いわゆる直接借款というものがございまして、

○多田省吾君 輸銀法に基づく業務の中で、十八号、すなわち内容が、海外投資金融、それから直接借款、それから本邦法人が絡む投資金融、こういった内容ですが、こういったものはいわゆるリベートル分とつきものであると考えられます。このリベートル分といふものが輸銀業務の内か外か、どう判断するの。

それから、リベートル分は融資額の対象には含まれないと考へますけれども、目的外使用、第三十二条が判明した段階ではどのように対処をするのかお答えをいただきたいと思っております。

○参考人(大倉真隆君) ただいまの御質問にございました三三三三というものは輸出金融、五号、六号といたしたのは海外投資金融、あるいは私どもさっき申し上げたような意味での直接借款の根拠規定などございまして、まず投資金融というものは、日本のパートナーの出資金を私ども貸すわけございまして、そのこととリベートル分というふうなものが入ってくるというふうにはちょっと考えられないタイプの金融であろうと思っております。

それから直接借款といふのは、さっき申し上げたように、火力発電に必要な金を相手の電力省に直接貸すわけでございますから、相手の電力会社がその必要な機器を今回輸入するために必要な金として借りておるわけなんです、そこにリベートル云々というものが入っているか入っていないかとい

うのは、いわば相手方の調達の中身の問題でございまして、余り直にそういう関係はない。したがって、いわゆる延べ払い輸出のときにリベートルといふものが契約の中でどう扱われておるか。リベートルという言葉がいかどうか。いわゆる通常の商取引としておる仲介手数料部分、これは輸出契約の中に入っておる部分が多ございまいしょう。通常の仲介手数料部分といふのがどう処理されるかということになります。一般論として申し上げますと、私どもは資金査定をいたしたとき、例えばその輸出の契約額が一億円でございますが、したがってその輸出のために一億円貸してちょうだいなところ言っておられたときに、残りの九千円の中に入ってくるのは要りませんね。これから金融的に要る部分は頭金以外の部分ですね。それをそれじゃ民間銀行と私どもがあわせてお貸ししましょう。私どもは、通常であれば最後の金額の七割をお貸ししましょう、こういうふうな動いておるわけでございます。したがって、通常の手数料部分といふのは、金に色目はないのでございせんけれども、いわば頭でばんと一〇%資金査定している中に入っているといえに入っている、そう考えれば輸銀の金はついていない、輸銀の貸した金の外であると申せるのかなというふうな思っております。

○多田省吾君 一般論としてお尋ねしますけれども、あるプロジェクトがあつてそれに融資が行われる。今回フィリピン向けに融資にかかわる、フィリピン国内法とかあるいは我が国の刑法等に触れた場合、この融資された資金といふものはどのように措置されるのですか。

○参考人(大倉真隆君) これはまた具体的なケースが出てこないとなかなか判断しにくいと申し上げざるを得ないと思っておりますけれども、もしそれが私どもの貸付契約上の目的外の使用であるという判断になります場合には、恐らく、貸付契約上、即時金額を私どもに返してくださいというふうな処理をするのが一つの考え方かなと、私どもは貸した金とはかく全部返してください、期限がまだ残っているが返してくださいというふうなことで処理するのが一つの考え方かなというふうなことは漠然と考へておりますけれども。

御質問の中に取りました目的外使用というのは、実は輸銀の経費算の方のことが法律に書いてございまして、今の御質問とはちょっと違う問題であらうかと思っております。

○多田省吾君 対フィリピン向け融資の中で、債務繰り延べの実績はどうなつておるのか。それから民間資金、公的資金それぞれについて、輸銀が持っている不良債権の返済の可能性についてもどう掌握しているのかお伺いしたい。

○参考人(大倉真隆君) 私どもが、さっき申し上げた意味で、直接フィリピン側に貸しております債権の元本利息につきましては、一昨年末までの分は全部期限どおり返ってきておりました。フィリピンの経常収支の状況が大変悪化したといふことで、御承知の公的債権の繰り延べを國際的に相談するパリ・クラブといふのがございまして、パリ・クラブにフィリピン政府がその繰り延べを申し入れまして、各国とも合意いたしました。

合意の内容は、一九八五年、つまり昨年の一月一日から本年の六月末、十八カ月になります、その間に期限の到来する分について、元本は一九九一年三月からの十回均等半年賦五年払いにして、それから利息は四〇%を一九八七年九月まで三年に分けて払います。残りの六〇%は一九九一年三月を第一回とする元本と同じ五年間で払います。まあやむを得ないでしようといふことで各国ともこの基本に合意いたしました、それを受けて、日本政府とフィリピン政府の間で大体こういう方式でいわゆる公的債務の繰り延べに応じましたという交換公文ができております、さらにそれを受けて、實際の貸付者であります私ども日本輸出入銀行とフィリピン政府の間でこれをさらに詳細に規定した繰り延べ契約というものを實質的に合意に至っておりますので、ちょっと先

方の事情もありまして正式な調印がまだ延び延びになっております。

現状はそういうことでございます。

○多田省吾君 先ほどお願いしました対フィリピンへの融資実績の中で、プロジェクトの内容あるいは融資金額、それから融資期間、それから残高、こういったものについて公表はできないとおっしゃいましたけれども、私は公表できない理由はないと思うんですね。政府資金でもありませんし、これは私はぜひ早急に公表していただきたい、資料をいただきたいと思いますが、再度お尋ねしますが、いかがですか。

○参考人(大倉真隆君) 延べ払い輸出をしておりますときの輸出契約というのは、民間企業と相手側の輸入者との間の契約でございます、これを私どもが私どもの責任で公表するということについては、やはりかなり慎重でなければならぬのではないかと。恐縮でございますが、これについては、私の理解しております限り、政府が個別企業の契約内容というのをどこまでお示しできるのかというのを現在政府全体として御検討中であると承っておりますので、委員長、恐縮ですが、その御結論に沿いまして私どもとしてもできるだけ御協力できるところは御協力したい、さように思います。

○多田省吾君 じゃ、大蔵大臣、輸銀総裁がそのようにおっしゃっておりますが、やっぱり政府がよろしいと一言おっしゃれば公表されるわけでございますので、この問題に対しては特別委員会も早急につくられると思っておりますが、この前大臣も、できるだけ協力すると、このようにおっしゃいましたけれども、やはり公表の方向でなさるようにはお願いしたいと思いますか、いかがですか。

○國務大臣(竹下登君) いわゆる公表すべきか、あるいは国会の国政調査権に対する協力という形で資料提出とすべきか、これらを含めまして十分御趣旨を体して部内で検討させていただきます。

○多田省吾君 では最後に、国税庁の次長がお見えだと思いますが、この前から各委員会におきま

して、いわゆるフィリピンにおけるあのリベート問題について税法上の対処をいたしたい、精力的に今調査しているところだという御答弁があったわけでございますが、いわゆる使途不明金としての扱いで済みますか、また別の徴税方法になるのか、その辺のようにお考えでございますでしょうか。

○政府委員(塚越則男君) いわゆるリベート問題でございますが、国税当局といたしましては、課税上の問題点がないかどうかに関心をもちまして、いわゆるマルコス関係文書と言われるものの分析を初めといたしまして各種の報道等を含めて、課税上有効な資料、情報の収集に努めております。必要がある場合には随時現地調査を行うなどして適正な処理に努めてまいりたいと思っております。

い、いわゆるリベートと言われるものにつきましてどういう課税上の処理になるかということでございますが、適正な割戻しでございますと、これは手数料といったようなものでございまして、これは損金に算入されますが、それ以外のものにつきましては、例えば取引先の謝礼でありますとかあるいは贈与といったようなものは、交際費または寄附金ということで課税されることになりま

す。この場合に、どうしても支出先が明らかにされないというときには、使途不明金として経費性を否認して全額課税するということになっては、極力リベートの内容を解明して、その実態に即して適正に処理をしてまいりたいというふう

に考えております。

○多田省吾君 国税庁としては、いわゆるアメリカで発表された二千数十ページに及ぶ文書とか国会で審議された問題とか、いろいろありますけれども、また新聞紙上で発表されたものとか、どの程度今お調べになっているんですか。

○政府委員(塚越則男君) ただいまお答え申しましたように、マルコス関係文書というものが、

これは外務省から既に入手をいたしております。そのほか、いろいろ新聞等で報道されたものを含めまして、課税上有効な資料になるかどうかというふうなことを検討しております。具体的にこういうものをもつてということにはちょっと答弁を差し控えていただきたいと思います。

○丸谷金保君 最初に酒類の表示の問題について若干お伺いいたしますが、昨年のワインの不凍液混入問題に端を発して、酒類の表示というふうなことがいろいろ問題になり、昨年の暮れには日本ワイナリー協会は自主規制というふうなことで一応の表示を行いました。それから、しょうちゅう業界その他もそれぞれ表示についてはもつとはつきりすべきだという方向に進んでいるということ、不幸中の幸いというか、業界がそれぞれ努力していると思うんですが、しかし、先般の自主規制を見ましても、マスコミ等の評判極めて悪いです。大甘の自主規制だということ、この程度じゃしょうがないじゃないかと。

それで、私たちが正しいワインの表示を求める会ということで集会も開き、その集会の結論を持って国税庁及び公取の方に要請文を出しました。その後、どうなんでしょうか、いわゆる当局得意の行政指導というふうなことで、前向きに酒類全体としての表示の問題が進んでおるのかどうかというのをひとつ御説明をいただきたいと思

います。

○政府委員(村本久夫君) ただいま先生御指摘のとおり、ワインの表示の問題につきましては、昨年一連のジェネレングロール混入ワイン事件というふうなこともございまして、業界といたしまして、こうしたことが契機となりまして、ワインの表示のあり方についていろいろ御批判等もございましたが、この要請にこたえるべく、昨年の九月以降鋭意検討をし、一応とりあえずの措置といたしまして昨年十二月に暫定措置を決めたということにつきましては、先生よく御存じのとおりでございます。

御指摘のとおり、この暫定措置につきまして

は、当面の緊急を要する社会的要請への対応がなされておりました。従来何も原則がなかったというところに比べますと一つの前進であるかと考えておりますが、例えばワインの先進国の例、そういうふうなところと照らし合わせてみますとまだまだ十分とはいえないという点につきましては御指摘のとおりであらうかと思う次第でございます。

酒類の適正表示、これは消費者の商品選択に役立つというところのほか、業界の公正な競争秩序の維持を確保するというような意味合いもござい

ます。国税庁といたしましては、国民のワインに対する信頼が増すということは念願いたしているところでございます。当面、昨年十二月に決定された暫定措置が厳正に実施される、さらに、残された、例えば品種ですとか年号の問題、そういうふうなことにございましても鋭意検討を進めるよう業界の方を指導をいたしておりますが、今後とも、公正取引委員会とも連絡を密にいたしまして積極的に業界を指導してまいりたい、このように考えているところでございます。

○説明員(黒田武君) お答えいたします。

公正取引委員会でも、昨年九月にワインの表示に関しまして業界団体に適正化を図るよう要請したところでありまして、それに対しては、ただいま国税庁の方からも御説明ありましたように、十二月に国産ワインの表示等に関する暫定措置というものを取りまとめられまして、一月から順次表示の改善を図られておるわけです。しかし、この基準につきましてはあくまでも暫定基準ということでありまして、私どもの方から見ますと、製品ワインの原材料の原産国について消費者の誤認を排除するためにつけられたものであると見ておるわけでありまして、したがって、ワイン全体の表示の基準として今後適正化していくように、特に消費者のワイン選択の際の表示基準とか、あるいは消費者のワインに対する意識の動向などを見きわめられた上で、さらに総合的なワインの表示基準ができるよう引き続き業界を指

導していきたいと考えております。

○丸谷金保君 私は、ワインだけでなくて酒類の表示の問題でお聞きしたんです。と、いいいますのは、ワインをもう少しきちんとすべきでないか。例えばヨーロッパではああいう不凍液を入れたような会社は法の対象として処罰されているんですよ。ところが日本ではただ営業停止くらいなこと、厳しい何というか、法の対象としての処罰はないんです。これはワインだけでなくて酒類全体がそういう点で非常に僕は甘いんでないか。例えば、ワインの問題を強くもつときちんとしようじゃないかということを一先懸命言うと、ほかの酒類の業界から、いやそれは困る、ワインだけそんなことやられたら我々の方も困ると。例えば、しょうちゅう業界でも甲と乙の問題、それから何々しょうちゅうなんと言っているも実際にはほとんどそれは実態と違う。そういうふうなものを大蔵省なんか知っているわけですよね、検査しているんですから。

だから、そういう点を、ワインだけでなく酒類の全体をやったり前進させてもらわないといけません。税金を取る方は熱心なんです、品質の問題について目を光らせるというのは非常に不熱心だ。しかし、実際に法的にはやれる権限を、いろいろ指導できる権限を持っていないがらちつともそういう点に踏み込まない。こういう点についてどうなんですか、もう一度、ワインだけでなく。

○政府委員(村本久夫君) 先ほども御答弁申し上げましたが、酒類につきましては適正な表示をするということ、さらには消費者の商品選択に役立つということ、さらに業界の公正な競争秩序を維持していく、そういうことで重要な役割を持っておると思っております。

先生御承知のとおり、現在、酒類のうちウイスキー、ビールそれから泡盛、こういったものにつきましては公正競争規約ができております。またそのほかにも、清酒につきましては、公正競争規約までいきませんが、自主基準というふうなもの

を設けております。またさらに、今お話がございましたしょうちゅう乙類につきましては表示、これにつきましても近年いふ、ニンジンしょうちゅうでございませうとかそういうような多様な商品をもつて、そういう名前を冠したしょうちゅうが出てきている。そういうふうなことから、酒類、しょうちゅう業界におきましても鋭意、これはしょうちゅうの乙でございませうけれども、検討をいたしておいて、公正取引委員会の方とも緊密に連絡をとり、御指導を仰ぎながら行っております。既に最終段階に近いところに来ていて、いふふうな承知をいたしているわけでございます。

酒類全般につきましての適正な表示ということにつきましては、そういう個々具体的な動きもございませうけれども、私どもの方といたしまして、今後ともそういう方向に業界が進みますようであるだけの指導をしてみたい、このように考えているところでございます。

○丸谷金保君 それでは次に平和相互銀行の問題についてお伺いをいたしたいと思っておりますが、実は昨年の六月に私大きく質問いたしました、その後、預金者保護ということも考えて、余りその後の質問、それからマスコミ等に対してもお答えすることをしないでまいりましたわけでございます。しかし、大体もう預金者保護という立場から見れば、住友との合併というふうなことが決定した段階で皆安心をしたというふうなことで、一応も大きくこの問題も強く取り上げていいじゃないかというふうな判断をいたしましたので、きょうはとりあえず二、三の点について進めておきたいと思っております。

まず第一番目が、ここに昭和六十一年五月二十一日の平和相互銀行の役員会に出された常勤監査役及び監査役の報告書、それから公認会計士二名、大山卓良さんと大山和宏さん。この文書は大蔵省も検査したんですからおわかりと思いますが、この勝手間違いございませぬね。これをお上げして一応そちらの方で調べておいていただくように申

上げたんですが、いかがですか。

○政府委員(岸田俊輔君) 御指摘の監査報告書でございますが、これは商法上の監査報告でございます。総会に提出されるわけでございます。私どもが直接確認するというわけにはいかないのをごいませうが、私ども証取法上の有価証券報告書の提出を受けておいて、その附属書類にそれらの関係の書類が添付しておいて、それで確認してみますところ、やはり商法上で作成をいたしました報告書であるということが推定できると思っております。

○丸谷金保君 それでは私は、この平和相互銀行の問題、預金者保護の立場での住友銀行との合併、これは一つの区切りではあります。しかし、それで終わったわけじゃないんで、一体今までの乱脈な経営をやってきた経営責任、そしてそういうものを今日まで許してきた大蔵省当局の責任、あるいは特に公認会計士、こういう方たちの責任、もちろんそれは内部の今までの経営陣を含めて、これがこのままで済まされていいものかと思っております。あれだけ明るみに出た問題で、ただやめたということだけで済まされていいものかどうか。それからまた、これを見るとまことに立派なんです。『法令及び定款に従い会社の状況を正しく示している』と、こういうんです、公認会計士がね。これが毎年やっていて、あれだけの問題が、正しく書かれていなくて、あれだけの問題とが許されるのだから、そんなものかというふうなふうに思いますが、そういういわゆる経営陣の責任も含めて、大蔵省としてはどう考えておるか。

○政府委員(岸田俊輔君) 先生御指摘の公認会計士の責任の問題につきまして申し上げたいと思っております。

私どもは有価証券報告書の確認という形で審査をいたしているわけでございますが、公認会計士の監査はやはりおのずと制限があるかと思っております。内部組織が整備しておるということも前提にしてその資料を検討するということになるかと

思いますが、いかがですか。

思いますものでございますから、そういう意味では行政上の検査その他はやはり趣旨が違ってくるのではなからうか。また、これらのことにつきましても、私どももいたしまして公認会計士を呼び出しまして一応事情は聴取はいたしております。その間におきまして、手続的にはおおむね適正にやっておりますが、先ほど申し上げましたように、提出されました資料に基づいて、またそれから、本件の問題は主として貸付債権の評価の問題になってくるかと思っております。この評価の問題は非常にデリケートな問題で、いろいろ幅がある問題でございます。

○丸谷金保君 直ちに責任があるとは言えない。そうすると直ちでなければあるんですか。

○政府委員(岸田俊輔君) 私どももいたしましては、事情も聴取をいたしておいて、現段階ではそう考えておりますが、事態の発展によりましては今後検討をいたしている事態になるかもしれないというふうには思っております。

○丸谷金保君 現段階という言葉をよくお使いになるんですけれども、例えば平和相互銀行のこれだけの問題も、昨年の五月ごろには銀行局長さんは、現段階では預金者に心配ないという言葉を使っている。ところが六月になればこれはやっぱり大変なことだということになってくるんです。

ですから、どうもこれだけのことが会計監査の方方が全くわからなかった。例えば内部資料を見ますと、融資した相手先からこの役員が報酬をもらっているというふうな問題とか、それから、実際に赤字会社であったとしても、そこに利息は取れませぬね。それが今度は要するに利息分をまた貸し増して、毎年毎年ですよ、そしてその利息分を取りつけている。

それからまた、そういう貸し出しするもの、銀行の利益を上げるために、相当高利の利息を、それはそうすよね、百億円で十億円利息が出るのに、十億円貸してあげれば幾らでも利息高くて取れる。そういう非常に高利の貸し付けの形をしてやっている。こういうふうなことは公認会計士が見ればわからない話じゃないと私は思うんです。

それで法務省、公認会計士という資格を持った人がこういう監査を毎年やってきたという商法上の責任はどうなんですか。

○政府委員(種葉威雄君) 会計監査人について商法の特例法という法律がございまして、会計監査人がその任務を怠ったことよって会社に損害を生じさせたときは、会社に対して連帯して損害賠償の責めに任ずることになっております。虚偽の記載を監査報告にしたことよって第三者に損害を生じたときにはその責任も負うという事になっております。そのほかにもちろん科料の制裁というものも負うことになりまして、もちろんこの会計監査人の職務というものは公認会計士の職務に基づくものでございまして、もしそれに非違があるとしたら公認会計士法上の責任も追及される、こういうことになると思われます。

○丸谷金保君 この種のことを全く公認会計士がわからないで、正当に決算が行われているというようなことを毎年やってきている。そうしますと、商法上で、五億以上の資本金を持つものは公認会計士に必ず監査させなさいと。これは一体どういうことなんですか。こんなこともわからなければ、それでこれでもういいんだということになれば、ああいうものををつけるというものは何の意味もないじゃないですか。どうなんですか。

○政府委員(種葉威雄君) 公認会計士というものは、先生御案内のように、こういう監査の専門家として法律上一定の資格が付与され、独占的地位、権限を与えられているわけでございます。そういう専門的知識に基づいてしかるべく会社の決

算内容を監査していただくというのが趣旨でございます。もしその専門的知識に基づく職務の行使について非違があるとしたら、それは当然それなりの責任を負っていただくというのが建前でございます。もしそういう責任が生ずるケースでありましたら、それは責任を負わなければならないという事は明らかでございます。

○丸谷金保君 これはマスコミのいろんなにくさん出ているんですが、検査庁の伊藤検査総長と、伊坂さんという、この間やめた平相の監査役、これが一緒に地検に勤めておった。一期先輩後輩の関係にあるそうですけれども、こういうことでこの問題に深く入れないんじゃないかというふうなことを書いてあるものもあるんですが、まさかそんなことはないと思うが、どうなんですか。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。ただいま先生御指摘の平和相互銀行に關しまして、従来相当長期間にわたりました種々の報道がなされ、また国会でも御論議がなされておるわけでございますが、この点に關しましては検査当局といたしましては関心を持っておるところであるというふうな承知しております。現在どういふことをやっているか、あるいはやっていないかということに關しましては、私の立場から申し上げます。これは適切ではないと思うのでございますが、仮に刑罰法規に觸れるような事実がある、つまり犯罪になるべき事実があると認められるような場合には、検査当局は適正に対処するものと考えております。

○丸谷金保君 それで、実は検査当局が検査のいろいろな平和相互銀行の内容について大蔵省に協力を要請しているけれども、大蔵省の方では一切その協力には応ぜられない、拒絶しているというふうなニュースもよく出ておるんですね。今まではいろいろな点で相互に協力し合っていたけれども、今回のこれについてだけはというふうなマスコミの記事もあるんですが、検査当局からそうした点での協力要請があった場合に、大蔵省としては協力するんですか、しないんですか。いかがでございますか。

○丸谷金保君 これの名前その他は申し上げませんけれども、一般論として、融資先から特別の利益の供与を受けているというものは法律に抵触しませんか、銀行法上。

○政府委員(吉田正輝君) ただいまの御質問でございますけれども、私も、犯罪その他刑罰事件に關連するようないつにつき検査庁からも協力依頼があれば、これは一般論で申し上げさせていただきますけれども、これらについては適切に協力すべき立場にあるというふうな考えておるわけでございます。ただ、検査でございますから、検査の内容等につきまして一定の限界あるいは手続その他ありますけれども、一般論として申し上げます。検査の協力すべきものというふうな考えておるところでございます。

○丸谷金保君 例えは、この間おやめになった平和相互銀行の重役の一人が、平和相互銀行から多額の融資を受けている総武都市開発という会社がございまして、その他の数社から年間相当の手当を受けているというふうなことが事実だとすれば、そういうことは報告できますか。おたくの方は調査していただけますか、そういうことは。

○政府委員(吉田正輝君) 個別のかなり立ち入った形の具体的ケースでの御質問でございますけれども、検査は、一般的に申し上げますけれども、検査は、一般的に申し上げますけれども、調査のために銀行検査を行うわけではなくて、資産の健全性の確保、預金者の保護の見地から行われるわけでございますけれども、一般的に申し上げます。そのような事実について司法当局、検査当局が関心を示すときには全体としては協力の姿勢をとるべきものというふうな考えておるわけでございます。

○丸谷金保君 これは名前その他は申し上げませんけれども、一般論として、融資先から特別の利益の供与を受けているというものは法律に抵触しませんか、銀行法上。

○政府委員(吉田正輝君) この種の問題につきましては、大変恐縮でございますけれども、司法当局の所管に属するのではないかとこのように考えておるところでございます。

な場合にはこれは法に抵触しませんか、相当の金額を受けている。法務省に同じことを伺います。

○説明員(原田明夫君) 大変恐縮でございますが、具体的事実関係がまばらかでございます。それで、ここで仮定の事実を想定いたしました。それについて、犯罪に該当するとかあるいは刑罰を問うべきであるというふうな形でのお答えは差し控えていただきます。

○丸谷金保君 もうマスコミでみんなそういうふうなことが書かれておるんですね、いろいろ。そういうふうなことが相当の信憑性を持って書かれていますというふうなこと。私が先ほど監査報告書その他が事実のものであるということの確認を願ったのは、そのときに同時に内部からきた中にそういう具体的な問題がたぶんあるんですよ。ただ、今一つの名前を挙げましたけれども、必ずしもそれと限るかどうかかわからないんですよ、実際は。

そういうふうなことがいろいろ、あるいはこの会社でなくて別な会社かもしれない。しかし、そういうふうなことがいろいろ取りざたされているときに、何にもそういう問題についての動きがなく、これがこのまま一件落着だなどという事は私はやっぱり許されることじゃないと思うんですが、いかがでしょうか。これは大臣に御答弁と言つてもちょっとあれでしょうから、担当の、どなたがいいのか、どなたからでもいいですから、どうなんですか、これだけのことがあつてね。

○政府委員(吉田正輝君) 一般論でございますけれども、先生が御指摘のような事実がございまして、当然私もお察ししております。銀行の健全性の確保の見地からそれらについては十分参考になさせていただきます。調査させていただきます。これはやぶさかではないということをお申し上げます。私どもの任務、使命と申しますのは、やはり信用、秩序の維持、預金者の保護、そのための銀行の資産の健全性の確保というところからでございますから、犯罪の有無につき

ましては私どもはそれはそれなりに仕分けして考
えて、私どもの任務の範囲内にとどめざるを得な
いというふうな考へておるところでございます。
ただし、金融機関は公共性の高い機関でござい
ますから、役員、行員はもちろんのこと、襟を正
して適正な業務執行を行うべきであるということ
は当然でございます。

○丸谷金保君 それじゃもう一度あれしますが、
私はこの監査報告書を役員会のあつた直後に入手
しているんです、まだ全く一般公表されないう
に。そのとき同時に一緒に持ってきた書類という
のは相当の信憑性があると思うんです、直後です
からね。役員会のそこからもうすぐ。そういう
中でたまたま申し上げたような会社その他教社か
らというふうな内部資料があるんです。これが絶
対に事実だつたかどうかというところは私たちに
うかがい知れませんが、しかし、少なくともそうい
う疑いがあるということになれば当然調査してし
かるべきでないかと思うんですが、いかがなもの
ですか。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。
ただいまのお尋ねは、先生御指摘のような事態
あるいは報道されている事実、あるいは内部告発
的なものに関しまして当然調査を行うべきではな
いか、また事実関係を明らかにして、刑責を問う
べきものがあれば問うべきではないかというお尋
ねだろうと承知するわけでございますが、もとよ
り、一般的に申し上げますと、検査当局といまし
ましては十分承知している御指摘されている事態
に關しては十分承知していると存じます。

ただ、これまた一般的で大変恐縮でございますが、
具体的な事件に關しまして検査当局が捜査に
着手しているかどうかということにつきましては
は、これは関係者のプライバシーの保護という観
点、あるいはまた捜査上実体的真実を發見してい
くという観点からの要請もございまして、一般的
には、これは捜査に着手している場合である、ある
いはない場合でも、現在捜査を行っているという
ようなことについては申し上げないことになつて

おりまして、その点御理解いただきまして、検査
当局として関心を持っていらっしゃるということで御了
承いただきたく存じます。

○丸谷金保君 プライバシーといつても、これだ
け世間を騒がせた問題で、しかもマスコミでもう
連日のようにいろいろな形で名前が出てきておる會
社等に関する、まあそれでも関心を持っておると
いうことで一応あれしておきましょう、きょう
は、平和相互問題といつても、これからがむしろ
そういう点で明らかにしていかなきゃならぬ、第
一段階でめでたしめでたしということではないん
だということ、十分ひとつ大蔵当局も御認識い
ただきたいと思ひます。

この問題に關連してまだほかのことも聞きたい
と思ひますが、もう一つきょうはぜひお聞きし
ておきたい問題があります。

実は、租税特別措置法が通りました。だから法
案の内容については、もう通過したものですから
一々申し上げません。しかし参議院では非常によく
「納税資金の融資についても配慮すること」とい
うのがございまして、それでひとつこれはぜひ配慮
を具体的にしてもらいたいというの、できるだ
け利息、担保、そういうことを言わないでお願い
したいと思ひますけれども、いかがなものでは
いなか。

○国務大臣(竹下登君) 国民金融公庫等一部の政
府系金融機関におきましては、従来から納税資
金を運搬資金貸し付けの対象としておる。しか
し、今回の附帯決議を踏まえて、さあどうい
うことができるか。そこで納税資金の貸し付けにお
いて、今後とも必要に応じ借入申請者の実情等に即
した担保徴求の弾力化、これができるところが一つ
と、それから審査実行の迅速化、この二つができ
ることだなどというふうな理解をいたしまして、そ
のように指導をしておるわけでございまして、
対象は、国民金融公庫と中小企業金融公庫と沖
縄振興開発金融公庫と商工中金、こういうのが私
どもが指導できる対象になる、こういうふうな整

理をいたしております。
○丸谷金保君 お金のないところから税金を取る
というのは随分ひどい法律ですけれども、できた
以上仕方ないから、やはり納税できるようにし
ないと、元来金のないところなんですから、赤字
法人というのは。
それで、中小企業信用保険法というのがござい
ますね、これを何とか改正して、信用保証を別枠
で赤字法人の税金を払うという、そのことにつ
いて無担保、無保証というふうな方法を、あるいは
それから低金利というふうなことでやる方法を切
り開いていただかないと、税金のための破産、そ
れから、もう時間がないのでそこまで言及できな
かつたんです、例えば決算日を変更するとい
うふうな問題等、いろいろあるんですが、何か
そういう点でひとつぜひ税金のための破産を防
止する具体的な策をつくっていただきたい。

それからもう一つ、この法律で「第五十八条の
規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。」
というのがありますね。この政令で定めるのは、
あくまでいわゆる法の五十八条の範囲内ですね。
こういうふうな理解してよろしゅうございま
すね。

○政府委員(大山綱明君) 五十八条の適用に關し
てということでございますので、五十八条、つま
り災害による欠損金の繰り越し、これに關連した
事項ということでございます。先生のおっしゃ
った趣旨とおりの思ひます。
○丸谷金保君 そうすると、これを適用して決算
日の変更はだめだといふふうなことは言えませ
んね。

○政府委員(大山綱明君) 私どもも既に政令を
出しておりますが、決算日の変更云々について、
この政令の規定として何か書くというふうなこ
とは全く考えておりません。
○丸谷金保君 それで安心して質問できるん
です、三月三十一日まで決算日を変更すれば、赤字
繰越金に対する課税はできませんね、三月三十一

日に決算期が来れば、そうすると少し利口な会社
はみんなやりますよ、これ。大体大分やっている
話は聞いています。そういうことも気がつか
ないところの赤字会社というのは全くどうにも
ならない、経営能力もないとか、税金も払えな
いようなところ。少し気のきいた、税でも少し
払えるかなと思ふようなものはそういう措置をと
つてこれは税金から逃れるんです。もう随分や
つておると思ひますよ。それからもう一つは金
でも借りてやらなきゃ払えない。こういうこと
になると、二千二百三十億なんて見積もつた歳入、
僕はそのなに出るこないと思ひますが、これは
大臣、歳入論争は一昨年もやりましたけれども、
二千二百三十億、大丈夫ですか。

○政府委員(大山綱明君) もう既に法律が適用に
なつております。したがって、今から決算期を
変えるという法人が仮にありまして、それは問題
になることではないかと思ひます。
それから、二千二百三十億円大丈夫かという御
質問でございまして、私ども、従来の繰越
欠損金の発生する金額、これに、その発生した翌
年に黒字になる企業の割合、それを中小企業、大
企業の割合で分ける、そういうことで適切にこ
の税収見積もりをいたしているつもりでございま
す。現時点ではこの金額は適切に見積もられた数
字というふうな考へております。

○丸谷金保君 大臣、いかがですか。
○国務大臣(竹下登君) 予算、まさにきょうは委
託審査しております、したがって、予算書の変
更、予算書の書きかえに通ずるような、これは見
込み違いするかもしれませんが、とてもこれは
お答えできません。今大山君から答弁しましたよ
うに、かなり詳細な見積もりを積み上げてお
りますので、現時点においては最も適切な積み上げ
であるというお答え以上に出ることはできないと
言わざるを得ません。

○丸谷金保君 大臣はそうおっしゃるより方法
はないんでしょうが、後で陳謝することのないよう
にひとつ、そういう前例がありますので御忠告申

上げておきます。

もう今ではできないけれども、私の知っている
何社か、いや大丈夫だ、もうちゃんと三月まで
に、二月くらいか一月くらいのうちにもう体制立
てて決算期を三月に変えたというのを僕は何社か
聞いているんですよ。ちょっと気のきくのは、法
律ができるまで待つてないで、これはということ
で変えているところがたくさんありますので、だ
から融資の方法でも考えてやらなきゃ残りの分は
入ってこないと思う。それで、具体的にこういう
ところを直して、それで、低利で無担保で無保証
でというふうな道をひとつぜひお考えいただきたい
方が歳入確保するのにいいんじゃないかという点
を申し上げて、質問を終わらさせていただきます。

○近藤忠孝君 スイスの銀行委員会がマルコス資
産の凍結指令を出しました。さらに残高など詳細
報告を銀行に指示した。そのことにつきまして我
が国ではどうか、これが先日法務委員会で質問が
なされました。これに対して銀行課長の答弁は、
日本では法律がないのでだめであるということだ
ですが、果たしてそうなんだろうか。全然日本とし
て凍結もしくは、これがあってマルコスもしくは
その一統のところに行くのを阻止する方法は全然
ないんだらうかという問題について冒頭に質問を
したいと思っております。

もう既に指摘されているように、マルコスが東
京の銀行に二億ドル預金したとか、マルコス疑惑
のレポートの一部、約一億一千万円をアンジェニ
ット社の社長が東京で円貸しで支払いを受けた、
こういう事実が指摘されていますね。これは本来
フィリピン国民の資産であって、今後フィリピン
政府から正式の請求もしくは凍結要求がなされる
ことはあり得ると思っております。

そこで、法律的に、また銀行の実務として、犯
罪で入手した金に対しては、被害者の方から請求
があっても支払いはできなくて、やっぱりその犯
罪人に支払わなきゃいかぬ、こういう実際の実務
が行われていることは承知しておるんです。しか
し果たしてそれだけなんだろうか。何らかいん

な方法、いろんな事例があると思うんだけど
も、そういうことだけで、これは大蔵省は何も銀
行に指示できませんというふうなことで済まして
いいんだらうかという問題ですが、法務委員会は
課長だったけれども、今度は局長ないしは大臣
に、もうちょっと政治的な判断を加えた上でひと
つ御答弁いただきたいと思っております。

○政府委員(吉田正輝君) まず、マルコス氏が日
本の銀行に預金をしていられるかどうかについては、
私も一切承知していません。マルコス氏に
マルコス関連文書など外務省からもいただけてお
りますけれども、その中にも該当の事実はないま
のところ発見しておりません。

そこで、先生御質問の一般論のところござい
ますけれども、預金者から預金の引き出し請求が
あった場合にそれを拒むことができるかどうかと
いうことにつきましては、銀行は預金者に対して
預金を払い戻すべきであるという預金契約上の義
務がございます。特段の法律上の根拠があればと
もかく、そうでない限り預金の払い戻しを拒むこ
とではできないというふうな考え方をしております。
したがって、預金者の保護などを目
的とする銀行法に基づきまして、私どもの所掌す
る法律、少なくとも私どもの所掌する法律で、こ
の特定の銀行預金の払い戻しを凍結し得る旨の明
文の規定はございませんので、特定の銀行預金の
払い戻しを凍結することは極めて困難ではないか
というふうな考え方をしております。

ただ、これを法律的に整理いたしますと、仮
に例えば民事訴訟法上の仮差し押さえ、仮処分等
の法的手続がなされた場合には銀行預金の払い戻
しが禁止されることがある。あるいは国税徴収上
の見地から差し押さえをするということが民法上
の特例として認められるということが考えられる
というふうな思いをいたします。

スイスの場合でございますけれども、スイスの
場合には、これは実際にフィリピン、マルコス氏
に係る資金がスイスの中に存在し、それがスイス
国外に持ち出されそうであるという証拠を入手し

た連邦政府が、そのような事実に基づいて、しか
も憲法の規定に基づいて、内閣として対外的にス
イスの利益を守ることが連邦政府の義務である旨
を規定したスイス連邦憲法第百二条に依拠して行
った行為だというふうな聞いておるわけござい
ます。

○近藤忠孝君 私が指摘したのは、フィリピン政
府からそういう返還ないしは請求の要請があった
場合という前提なんです。法的には確かに今局
長言われたことだと思っております。しかし、全然工
夫がないんだらうかというところもそうでない
と思っております。しかも、今世界的に、フィリピ
ン国民の財産を守ってやろう、そういう不正なや
つは戻してやろうということがあちこち出てい
るときに、竹下さんだって今まさに地球規模でい
ろいろ動いておられる、竹下さんの一言がいろい
ろなドルのあれにも影響する時代ですから、国際
的にも恥をかかないように私今助言しているん
です。

例えばこんなことはどうなんだろうか。という
のは、例えばAという名義であってもそれが、ま
あAという名義でAが預けたなら今局長言ったと
おりです。しかし、Aの名義なんだけれども、そ
の所属について争いがある場合、これはあると思
うんです。ちょっと例は違うけれども、人が死
んだ場合、死んじゃったその人の名義じゃもち
ろんおろせないし、また相続人の一部が来たって
それは全部そろわなきゃだめだと、こういうこと
になっておるのが一つの例ですけども、そうい
うぐあいにはおかない。そういう場合にやっぱり支
払いをためておくということあると思っております
ね。この場合、局長、いろいろな例があり得ると
思っております。全部十把一からけにして先ほどの
ようなことじゃなくて、そういう余地もあるんじ
やないか。そういうような検討をしておくことが
必要じゃないか。要するに所有の帰属の問題に争
いがある場合、これがまず第一点です。

それから、大臣、もしこういうことでフィリピ
ン政府から要請があっても、もう全部預金はもぬ
けの殻ということだと、次に何が起きるかとい
うことを指摘させていただきますと、これはフィ
リピンの国内で検討されていることは、レポート
などの水増し分を除外して、実際借款があった分
だけ返済する、将来。要するに水増し分は返済を
拒絶する、あるいは借款協定に不誠実な点があっ
たということですので、すべての債務を帳消しにするとい
うようなことが、これは大臣クラス、モンソド経
済計画相が実際そういう発言をしますよ。と
なると、それも将来起こり得ることだと思いま
すね。そんなことがあった場合に大蔵省は一体ど
うするか、これが次の問題であります。

銀行局長とそれからそちらお答えいただきたい
と思っております。

○政府委員(吉田正輝君) マルコスの預金があ
るかどうかにについては今のところ一切承知して
いませんので、想定に基づく答えになり、かつ極め
て法律的な問題でありますので、法務省から答
えるべき内容であり、かつ法務省ともまたいろいろ
御意見を聞いてみたいと思っておりますが、仮にお尋ね
のような銀行預金があると想定した場合に、それ
から所属の問題などがある場合に、フィリピン新
政府の代表またはその代理人から何らかの法的請
求権の主張がある、そのために民事訴訟法に基づ
く仮差し押さえ、仮処分がなされる場合が想定さ
れると思っております。

この場合には、フィリピンの新政府のアクション
ン、あるいはその所属についての問題点の提起と
いうような必要があると思っております。さらに、
これはまたやはり法務省の所管になると存じます
けれども、フィリピン新政府から、フィリピンの
刑事事件にかかわる司法共助の要請がありました
ときには、日本には国際捜査共助法というものが
ございます。国際捜査共助法上の要件を満たすもの
として法務省より認められる場合には、刑事訴訟
法を準用した差し押さえが行われるという場合が
想定されるということが、ただいま私どもの知識
でお答えできる限度であるわけでございます。

○政府委員(行天豊雄君) ただいま委員御指摘

の、いわゆるリベート水増し分についての債務返済をフィリピンが拒否するんではないかという新聞報道があったことは私も存じておりますけれども、私も、私もといたしましては、まだそのフィリピン政府の意向が本場にそういうことであるのかどうか確認はもろんできてないわけでございます。

ただ、一般論として申し上げますと、この円借款にかかわります両国の交換公文というものは、正當な国際的な約束として成立してあるものでございまして、政権が変わったからといって新政権が旧政権のそういう国際的な債務の履行を拒むということは常識では考えられないのではないかなというふうに思っております。

現に、新政権が成立いたしましたのが二月の二十六日でございますが、でございますけれども、それからフィリピン政府は、我が国からの円借款にかかわります元利払いにつきまして、リスケジュールされた分も含めまして約定どおりに支払っておりますのが現状でございます。

○近藤忠孝君 これは今後の推移を見なすやわかりませんが、もし方が一そういうことがありますと、今度は日本の国内でリベートにかかわった人間がやはり日本のお金に穴をあけた、それに対する求償問題も起きてきますので、これはまた後にそういう可能性が起きた場合に指摘をし、また議論をしたいと思っております。

次に大型間接税問題に入りますが、これは、もう言うまでもなく累進性が強い。そこで各国とも逆進性の緩和ということで、複数税率や免税の制度を取り入れておるんです、既に導入されたところは。しかし、そういう措置を施せば必ずしも複雑な税制になって徴税費用がかさむ、あるいは国税職員が膨大になる、あるいは脱税等がふえてむしる困難の原因になるんじゃないか、こういうことは当然指摘されておりますが、これについてはどうか。もし我が国に導入される場合には、逆進性緩和のためにどういう措置が考えられるかという点はいかがですか。

○政府委員(尾崎護君) 課税ベースの広い間接税につきましても、税制調査会の広範な検討対象の中に入っているわけでございますが、取り扱いは手順といたしまして後半の問題とされておりましたが、まだ具体的な検討に入っておりません。したがって、まだ具体的な検討に入っておりません。したがって、まだ具体的な検討に入っておりません。したがって、まだ具体的な検討に入っておりません。

我が国でそれでは仮に大型間接税、課税ベースの広い間接税と申しておりますが、につきましても、その逆進性に着目をするかというところは、先ほど申しましたように具体的にはまだ何もやっていないのでございまして、前に一般消費税というののございまして、そのときには、食料品でございますとか、それから教育費の一部でございますとか、あるいは社会保険診療費でございますとか、そのようなものにつきましても非課税とするというような措置がとられております。

御承知のとおり、アメリカのレーガンの税制改正に当たりまして財務省がいろいろと付加価値税について検討したのを見ますと、そこではやはり一部のそういう生活必需品をゼロ税率の適用対象にするとか、あるいは他方で、トランスファーペイメントと申しておりますが、歳出面でいろいろの措置を講じていくというように、これによって所得に対する逆進性の緩和を図りたいというように、それが書かれております。一般的な話としてはそのような方法が考えられるのではないかと思いますが、繰り返すにようになりますが、具体的にはまだ何も検討しておりません。

○近藤忠孝君 今も答弁あったとおり、アメリカでこの問題を検討しまして、特に付加価値税の逆進性について大変深い分析がされております。大変大きな逆進性があるということで、この逆進性を緩和するために、一つは、今もあったとおり社

会保障、移転支出に物価スライド制を導入すること、食料品などにゼロ税率を適用する、貧困線所得者に対する戻し税、納めた付加価値税を還付するということがあるんですが、こういう方策を講じた場合、それぞれ逆進性緩和にどういう効果があるかというのを大変深く検討しておるんですね。そのいずれの方法を講じても逆進性は本質的に除去することはできない、こういう結論になっているんじゃないかと思っておりますが、この点どうですか。端的にお答えください。

○政府委員(尾崎護君) 逆進性の問題が残るといことは言われていると思っております。ただ、あくまでもその所得に対する逆進性の話でございます。消費課税でございますので、消費に対してはどうかということになりますと、話はまた変わってございと思います。

○近藤忠孝君 このアメリカの分析は大変すぐれたものだと思うんですが、こういう方法でアメリカ並みの分析を日本でもやるべきじゃないか。今その問題が大変大きくなっていますし、やはり最大の問題は、この逆進性だと思っております。日本ではどうですか。

○政府委員(尾崎護君) 課税ベースの広い間接税につきましても、アメリカの付加価値税の検討の場合には逆進性の問題というのが大きな問題の一つとして取り上げられておることは御指摘のとおりでございますけれども、しかし、先ほど申し上げたお話に出ましたような食料品のようなものを除くことによりまして、所得に対しましても相当程度逆進性を緩和できることもまた確かでございます。今後具体的な検討に入りました場合には、当然そのようなことも検討の対象になってございかと存じます。

○近藤忠孝君 アメリカのこの分析の結論を見ますと、例えば食料品などと言ったようなことをして緩和措置をとっても、依然として相当大きい程度にその逆進性が残るといのが、百十一ページのアメリカのこの報告書にちゃんと出ておるでしょう。それを緩和できる、これはとんでもない。

これは報告書を正確に見てないんじゃないですか。○政府委員(尾崎護君) 相当程度緩和できるのではないかと思っております。それからもう一つは、所得といいますが、あるいは家計の収入に対しての消費課税である課税ベースの広い間接税の逆進性の問題でございますが、これはむしろその課税ベースの広い間接税だけをとらえて考えるのがよろしいのかどうか。家計の税に対する支払いをいましては、ほかに所得に対する課税、資産に対する課税、いろんな税の支払いがあるわけでございますけれども、それが全体としての家計収入に対してどのような累進効果を持つかということをおぼえて考えなくては行けないのではないかと存じます。

○近藤忠孝君 アメリカのこの報告書の結論部分ですが、大変逆進性が一般に強い。一番最下層の方からいって一四・二、九・二、七・五、ずつと上の方は一・八だ。例えば食料品をさっき言ったような措置をとっても最低の方は一・一、上の方は一・八と大して変わってないんですよ。私は大事なことは、これはアメリカの例だけども、こういうアメリカの手法に基づいて日本でもこれを検討してみようべきではないか。日本で既に出版されていますのは、日本租税研究会のレポートあるいはNIRAレポート。いずれもこれは政府税調に提出されて大型間接税の有力なたき台として議論されておるものですが、この二つのレポートは逆進性の問題について、食料品などをゼロ税率にすれば所得階層別負担率はほぼ比例的になる、逆進性はなくなるというんですが、それで実際そういう数字も出ていますね。これは数字の上ではアメリカの財務省報告とは全く大きな違いがあるんです。

なぜ違いがあるかといいますが、一つは、可処分所得を分母にとり比率を出している。それからまた勤労世帯だけなんです。しかしこれは正確に言うには、可処分所得ではなくてやつぱり全収入、それから全世帯を対象にすべきではない

か。これが第一点。そして、比例的だというんですが、実際階層別負担率は、第一位が二・八、第五分位は二・五。決して比例的じゃないんですよ。ですからこういう点では事実のねじ曲げがあるんじゃないか。また本当に正確なものではないんじゃないか。こういうものではなくて、やはり本当にアメリカで実際やっているあの手法によってやったらどうか、この点どうですか。

○政府委員(尾崎護君) NIRAの報告にも完全に比例的になると書いてなかったような気がするのですが、先ほど私が申しましたように、かなり解消されるというようなことではなかったかと存じます。しかし、いずれにしても、その分母のとり方でありまして、いろいろ御示唆いただきましたようなことも考えまして検討してみたいと存じます。

○近藤忠孝君 じゃ、私が指摘したようなことを日本の場合にも当てはめてやってみるということですね。実際、日本租税研究会の方はちゃんと結論として、すなわちほぼ比例負担に近い、完全とは言っていないけれども、ほぼ比例負担に近い、こういうことですから、私は事実を直視してない、こう思うんです。

これは理論から考えましても、低所得者ほど所得のうちの消費が占める割合、平均消費性向、これが高いので、消費にかけられる税金は一般に逆進的であるけれども、食料など生活必需品非課税の措置をとると、低所得者ほど消費に占める食料品、生活必需品に対する支出の割合、これはエンゲル係数で代表できますが、大きいので、ある程度逆進性を緩和することができると思っています。

しかし、平均消費性向の格差の方がエンゲル係数の格差に比べて格段に大きい、こういうことから逆進性を完全に除去することができない。数字で申しますと、平均消費性向の格差、第一位八七・二、第二位七三・一、その差一四・一ですね。エンゲル係数の格差、第一位二九・五、第二位二一・七、その差七・八。これはいずれも六十年の家計調査によるものです。

ですから、そういうことからいきましても決して逆進性は緩和できるものではないんだと思うんです。その点はどうですか。

○政府委員(尾崎護君) おっしゃる通りに、エンゲル係数の関係と平均消費性向の関係で所得に対しての率というのは決まってくると思えますが、これは消費課税でございまして、消費に対する率を見ますと、エンゲル係数が高い下所得層でございまして、食料費を除いたところで消費課税をいたしますと、消費全体に対する比率で言いますと恐らく緩やかな累進性を持つのではないかなという感じがいたします。

先ほど申しましたように、先生のおっしゃいました家計の総収入に対する税負担の累進性とか逆進性を論じます場合に、その一つの税だけをとってそれで議論をするというよりか、むしろほかの税も合わせて全体として家計に対して税負担がどのようになっているのかな、そういう検討をしてみることが大切なことではないかというように考えております。

○近藤忠孝君 しかし、アメリカでは大型間接税を導入しない理由としては、よく分析した結果やっぱ逆進性の問題に大変問題があるということなんです。私は大事なことは、日本でもアメリカと同じ手法でその点の分析を明確にやってみるべきだと思っております。

そこで私は、総務庁の家計調査の数字に基づいて独自に計算した結果があります。アメリカ的手法によって、食料品、教育費、保健サービスなど基礎的消費を除いたとしても、これはその計算の数値はお渡ししてありますよ。結果的には、所得階層別の税負担率、非課税措置をつくらない場合には、第一位が八・九、第二位が七・五、第三位が六・七、六・一、第五が五・〇%になります。食料品、医療費などを非課税とした場合、第一位が五・五%、第二位が四・八、第三位が四・三、第四が四・〇、第五は三・四。若干それは是正されるけれども、基本的にはこれだけ残るんですよ。ですから、これはどうですか、この私の計算、恐らく検討してみたと思うけれども、その点どうですか。

○政府委員(尾崎護君) 大変示唆に富んだ資料をいただきました。私もよく拝見させていただきます。

その計算にございまして、食料品を除いても、それから保健サービス、授業料等を除きましても完全に所得に対する逆進性は除き得ない。緩和はされます。緩和はされますが除き得ないという数字にならうかと思えます。

なお、私先ほどちょっと申し上げましたように、消費に対してはどういうことになるかというのを計算してみますと、先生からちゅうだいたした資料そのものをもとにして、ただ分母に年間収入のかわりに消費支出をとって計算してみますと、食料品それから保健サービス、授業料を除きましたところ、第一位が六・一、第二位が六・四、第三位が六・五、第四分位が六・六、第五分位が六・九というように緩やかな累進性を持つているということになるかと思えます。したがって、消費課税でありまして、消費に重きを置いて見るか、それとも、消費課税であるけれどもそれを所得との関係で見ると、いろいろそこは御議論があらうかと思えます。先ほど申しましたように、まだ具体的な検討に入っておりませんので、いろいろそのようなこともあわせてまして今後勉強させていただきますと思っております。

○近藤忠孝君 大蔵省から示唆に富むなんて褒められたのは余りないことですが、ひとつ大臣、せっかく我が共産党の手法も評価されておりますから、これは大いにやっていたいだきたいと思っております。

そこで、今まで大臣お答えがなかったんですが、私がこういう問題を指摘したことは、大変重要だということに指摘したんですが、政府の税制の抜本的改革案において、大型間接税の導入とそれから所得税の累進税率の緩和、これはセットとして出されようとしているところに私は問題があると思うんです。大型間接税が今も議論したように必然的に逆進性があるとすれば、抜本的改革案において、間接税と所得税の両方の面から税制全体に逆進性を持つていってしまうという、そういうことになりはしないか、税制の面でも累進税率の緩和ということになりますとね。これが大変ゆゆしきことではないのか。

ですから、これは抜本改革に当たっては、個々の税制ではなく、やっぱり税制全体としての所得階層別にどういふ負担が配分されるのか、これを当然考慮に入れて対処すべきだと思っております。大臣の見解をお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) まず今の手前から言いますと、いわゆる所得税、法人税関係から審議していただいておりますから、課税ベースの広い間接税という問題の審議は後半に入るわけでありまして、答申は当然一体として出てくるものであらうというふうに考えております。

それから逆進性、累進性というのは、これは税理論の中では当然議論される議論であると思っております。ただ、平素、今までの税調、長い間は最終的には総体としていわゆる逆進性、累進性という問題は議論すべきであって、一つの税目だけをとって議論するという方法はいつも議論されながら、大体総合的にやろうやという方向に、毎度大体議論がそういう推移をしていくという感じは私も持っております。

の場合は、そういう面を深めた結果不採用ということになったんですから、やっぱりこういうアメリカの経験というものは、これは十分日本の場合にも参考すべきだと思ふんですが、その点お伺いして質問終わります。

○国務大臣(竹下登君) アメリカの場合はセルスタックスが地方税において現存しておるといふ問題はございますが、近藤さんいろいろ資料に基づいておっしゃいましたが、その資料を含めて税調へ報告するわけでございますから、それらは取るに足らない資料であるとはまさかおっしゃらないだろうと思っております。

○栗林卓司君 私、国税職員の定数問題についてお尋ねをしたいと思います。

現在どうなっているかといえますと、六十一年の定員というのは五万二千九百十六名です。十年前を見ますと、五十一年度が五万二千五百二十七名。十年間で大体四百名ふえておりまして、一年当たり直しますと四十名。まことに緩やかなテンポでしか定員がふえていないのでありますが、このふえ方とあわせて、五万二千九百十六名という定員は妥当なものとお考えになっておられるかどうか、まず当局の御見解を伺います。

○政府委員(塚越則男君) 国税庁といたしましては、課税対象の増大、それから経済取引の複雑、広域化等が進む中で、課税の充実、公平確保を図るために事務の合理化ですとか効率化を進めるとともに、国税職員の増員が必要であるという考え方をもちまして、従来から関係各方面の御理解が得られるように努力をしてきたところでございます。厳しい定員事情の中で相応の御配慮がなされてきていというふうにお考えしております。

しかしながら、課税対象は今後年々増加していくという状況にございまして、国税庁といたしましては今後とも関係各方面の御理解を得て、できる限りの増員措置が行われるように努力をしていく考えでございます。

○栗林卓司君 総務庁の方お見えになつておられるんですが、同じことをお尋ねをするんですが、

が、現在の国税職員の定員、あるいはこの十年間のまことに緩やかな伸び方を含めて、妥当性をどのように御判断になっておられますか。

○説明員(菊地徳彌君) お答え申し上げます。今塚越次長の方からお答えがございましたけれども、毎年予算要求の過程におきまして定員の増員、特に国税庁の職員の増員につきましてはかなり他に比較しますと大きな要求がございまして、私どもも、国税職員の増員につきましては非常に厳しい定員事情でございます。その中で、今御答弁がございましたように、寄り寄り相談しながら極力措置をきたすつもりでございます。

○栗林卓司君 私がお尋ねをしておりますのは、この十年間振り返ってみても、年平均に直すと四十名でございます。それも含めて妥当だったんだらうかという質問なんです。毎年押し合いへし合いで定員をふやす議論の中に首を突っ込んでまいりますと、確かに御努力の跡はよくわかるんですが、わかるんですが、あれだけ汗をかいたんだから、結果はとにかく認めてくれよと言われても、結果についていかなる妥当性があるんだらうか。今後もこれまでと同じように一年四十人ずつ積み足して、さらに十年たつて四百人だ。しかも課税対象も含めてますます広がっていく。そうなるべからず、一体国税職員の数というものは望ましい数に比べてますます乖離が広がっていくのではないかと、私がお尋ねしている基本的な気持ちというものは、もともと十分な税務の執行行政というものがあつて初めて税負担の公平、公正を実現できるものだという認識に立つてお尋ねをしているわけでありまして、そういう立場、見方においては総務庁といえども同じだらうと思ふます。

重ねてですが、この一年平均四十人というのはいかがお考えでございますか。

○説明員(菊地徳彌君) ちょっと、そもそも論を申し上げて恐縮でございますが、定員の管理につきましては、昭和四十四年に総定員法というものができまして、国家公務員の定員管理というものは、それに基づきまして、その範囲内でもかなり厳

しい状況に置かれて、片側、合理化できる部分等につきましても別に定員削減をお願いし、特に政策的に必要な部分につきましては年々の予算編成過程の中で十分吟味をしまして措置をする、こういう仕組みで来ております。

その中で、ちなみに申し上げますと、政府全体としましては、昭和四十三年以降六十一年度までの間にトータルとしまして二万七千五百四十人の削減をしております。しかしながら、先ほど来御質問でございますように、国税庁の職員の増員の重要性という観点から、国税庁にしましては、そういう厳しい中でもトータルで千二百九十五人、こういう増員をしております。これは純増でございます。こういう事情を御察察いただきましたと思ふます。

○栗林卓司君 私がお尋ねしていることをもう少し言いかえしますと、その数字が妥当かどうかというのには、ある基準があつて結論が出る話だと思ふんです。国税職員の数が妥当かどうかと見る尺度というのは、税務行政そのものが公平かつ公正にやられているというところだと思ふんです。そこで、じゃ公平かつ公正にやられているかどうか、これもまた抽象的ですから何ともわかりづらいんだけれども、そこでひとつ指数に直して見やります。実調率については今のままでいいとは当局は恐らくお考えにならないでしょう。でき得べからず実調率は高めていきたいというのがお立場だらうと思ふます。また実調率を高めるといふのは税の負担の公平、公正という点からいっても当然やらなければならないことだと思ふますし、また国民の期待も実調率の向上にあることは間違いない。

したがって、では実調率の向上に対して今のこの増員規模というのはいくほどの程度寄与したのか。しかもこの程度では実調率が当然向上し得ない。もしそうならいたとすると、この程度の増員規模が、これはいろいろと総定員法の枠内で御配慮があつたにしても、結論は妥当性を著しく欠くものであると言わざるを得ない。こういった質問なんです。総務庁としては今の角度からの質問に対してはいかがお答えでございますか。

○説明員(菊地徳彌君) 毎年の予算編成過程で実調率、それから今塚越次長の方からお話ございました課税対象範囲の拡大でありますとか、反面、事務の合理化でありますとか、そういう事情をそれぞれお聞きしながら、双方勘案して措置をしたつもりでございますが、いざいにしてしましても、今先生おっしゃるような実調率、これは恐らく税の負担の公平、公正という観点からの御質問かと思ふますが、その観点につきましても国税庁の方からお答えいただいた方がよろしいかと思ふます。

○栗林卓司君 実調率は久しく上がっていないわけでありまして、租税債権が時効になるのが三年、五年としまして、その間ぐらいいはとにかく一遍は調べに来るぐらいいの実調率を上げたらどうかという議論が再々ございましてあるんですが、とてもその水準まではいっていないのが現実でありまして、したがってその実調率で今のままでいいんだらうか、これは国税当局にお尋ねをいたします。ただ、お尋ねするまでもなく、この水準でいいとお考えにならないと思ふんです。

とはいっても、そのときに必要とされる国税職員の定員を考えると、その定員をにらんでの議論がなかなかできないんだというのがお立場だらうと思ふんですが、そのお立場での議論ばかり続けられておられますとこの議論が深まらないものですから、ではお尋ねをしますが、実調率の現在の水準と望ましい水準というのはいかがお考えでございますか。

○政府委員(塚越則男君) 最近の調査の状況でございますが、実調率は申告所得税の場合に四〇%、法人税の場合には一〇%ということでこの数年間推移をされておられます。ただ具体的にどのぐらいいの定員が必要かというところは、例えばどの程度の実調率があればいいかという問題に絡むものでございましてけれども、ここはなかなか一義的に定量的に申し上げることは難しいかと思ふます。

○栗林卓司君 最近の調査の状況でございますが、実調率は申告所得税の場合に四〇%、法人税の場合には一〇%ということでこの数年間推移をされておられます。ただ具体的にどのぐらいいの定員が必要かというところは、例えばどの程度の実調率があればいいかという問題に絡むものでございましてけれども、ここはなかなか一義的に定量的に申し上げることは難しいかと思ふます。

○栗林卓司君 最近の調査の状況でございますが、実調率は申告所得税の場合に四〇%、法人税の場合には一〇%ということでこの数年間推移をされておられます。ただ具体的にどのぐらいいの定員が必要かというところは、例えばどの程度の実調率があればいいかという問題に絡むものでございましてけれども、ここはなかなか一義的に定量的に申し上げることは難しいかと思ふます。

○栗林卓司君 最近の調査の状況でございますが、実調率は申告所得税の場合に四〇%、法人税の場合には一〇%ということでこの数年間推移をされておられます。ただ具体的にどのぐらいいの定員が必要かというところは、例えばどの程度の実調率があればいいかという問題に絡むものでございましてけれども、ここはなかなか一義的に定量的に申し上げることは難しいかと思ふます。

○栗林卓司君 最近の調査の状況でございますが、実調率は申告所得税の場合に四〇%、法人税の場合には一〇%ということでこの数年間推移をされておられます。ただ具体的にどのぐらいいの定員が必要かというところは、例えばどの程度の実調率があればいいかという問題に絡むものでございましてけれども、ここはなかなか一義的に定量的に申し上げることは難しいかと思ふます。

○栗林卓司君 最近の調査の状況でございますが、実調率は申告所得税の場合に四〇%、法人税の場合には一〇%ということでこの数年間推移をされておられます。ただ具体的にどのぐらいいの定員が必要かというところは、例えばどの程度の実調率があればいいかという問題に絡むものでございましてけれども、ここはなかなか一義的に定量的に申し上げることは難しいかと思ふます。

先生御指摘のように、除斥期間との関係で、その間に必ず一度は行くべきだというようにお考えもあるかと思えますけれども、一つには、申告水準がある程度のレベルにありますれば必ずしも調査をしないという部分もあるかもしれません。そういったようなこともございまして、私もその申告水準を高めるいろいろな方策を別途講じてきています。例えば、例えは広報をいたしますとか、あるいは租税教育の充実を図りますとか、青色申告の普及を図りますとか、いろいろな手段を講じて課税の公平を図っていきたくというふうに考えておりまして、必ずしも一つの、これが適当だと言えただけの実調率の水準というのを私お答えするだけの用意がございません。しかしながら、やはり課税の適正といえますか、公平のために、各方面の御理解を得ましてできる限りの増徴措置が行われるよう努力していきたいということを私も考えている次第でございます。

○栗林卓司君 定員問題を実調率と短絡して結びつけて議論することはできない相談だと思いますが、気持ちだけはまずお察しをいただけたらと思います。

そこで、多小粗っぽい議論を続けませうけれども、この十年間振り返ってみて、では税の徴収能力というのは高まってきたのだろうか、低くなってきたのだろうか。なぜこう伺うかといえますと、実はだんだんと経験のあるベテランの国税職員がやめてくる傾向にあります。その穴埋めとするとより若い国税職員で埋めてまいりますから、全体を見ると、いわばベテランが去って新しい職員がふえるという意味では薄まった感じの職場になっているのかもしれない。また薄まっている感じの職場になっているんだということをよく耳にするのですから、全体としての国税職場を考えますと徴税能力というのは昔に比べて徐々に薄まっていく傾向にあるのだろうか。その点についてはどのような感じをお持ちですか。

○政府委員(塚越則男君) 大変難しい御質問でございます。

ございまして、能力がどうなっているかという点を正確にはかるような資料を私も持ち合わせておりません。ただ、御指摘のように、国税の職場の職員構成で申しますと、五十歳以上の高齢職員が多数を占めております。二、三割でございますが、これに続きまして四十歳代の職員が一二割と少ないという特異なものになっております。今後、豊富な専門的知識と経験を有して国税の職場のいわば中核となつて働いていただいている方々が退職年齢を迎えるという時期になってきております。

そこで私もいたしましては、このような事態に対応するために、従来から、大学卒を含めた資質の高い職員の確保に努めるとともに、将来の職場の中核となるべき職員に対する各種の研修でございますとか実務指導の充実強化を図ってきたいところでございます。この点私どもも非常に力を入れておりまして、新しい職員が税務署に配置されますと、指導担当者というものを決めまして、いわばマン・ツー・マンでオン・ザ・ジョブ・トレーニングをやっているというふうなこともやっております。能力の充実ということに十分配慮して努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○栗林卓司君 今言われましたその教育問題も含めて、今の税の徴収体制が支えられている一つの大きな力というのは国税職員のまじめさだと思っております。

一般的にざっと考えますと、これからの税制というのはい体どうなっていくんだらうか。だれしも思うのは、相当大規模な税制の変更があるんではあるまいか。政府みずからが税制全般にわたる抜本的な見直しと言っているわけですから、そうすると税制の見直しというのは当然のこと徴税事務に降りかかってくるわけですから、そのときに一体どのように現場第一線にいる国税職員にかかわり合っていくのか、これはなかなか彼らにはわからない。もちろん我々にもわからない。ただ傾向とするとどうもかかってきそう。そのとき

に、そういった負担がかかってきたとしても十分準備をしておけるだけの人員体制が職場にあるんだらうか、こう考えると、どうもその確信がなかなか持て得ない。日々をまじめに仕事をしながら将来について不安が去らない。これまでも戻し減税もそうです。理屈を別に置いて、とにかく国税職員の努力に期待をして解決をするということが何遍もあつたわけでありまして、そんなことになつていくのではあるまいか。だったらとにかく定員の増加割合だけは高めておいてくれないだらうかというのが今の職場の気持ちではなからうかと思つております。

申し上げたいことは以上でありまして、再々この問題はこの委員会でも議論をしておりますが、今後の定員問題について最後に大蔵大臣としてどのようなお考えで対処しておいでになるか、それだけ伺つて質問を終わりたいと思つております。

○国務大臣(竹下登君) 国会であつて附帯決議をいただいで、それを背景に毎年毎年お願いをしてきておる。それでいよいよの相応の配慮をなされたらいいとおつておる。私なりにこれは認めます。しかし、おっしゃるに妥当か適正かと言われまして、その議論はなかなか難しい問題であらうというふうに考えております。

それから、五十歳以上の高齢職員の方が二、三割とか、それからちよつと四十歳台の方は一割と云うのはちよつといびつな形になっておる。

それで、これは今のお尋ねに必ずしもどんぴしやりの考え方ではございませぬけれども、この間も私日曜日に、本当は京都の知事選挙の演説会に参りましたが、その間、京都の方というまた語弊がありますが、いろいろな市町村長さんなんかにお会いしまして、国税職員五万三千と地方税職員八万数千、このところへばちばちあなとも本気に考えなさらなさいいけぬじやないですかと。今までは余り出なかつた議論でございませぬ、いよいよの自治の独自性というのが先行して、そんな話が出るようになったんだ。まだ自治大臣に話しておりませぬけれども、そんな感じを率直に

持つて、あらゆる工夫をして進めていかなきゃならぬ。

それから、調査しますと、出先で親切的な役所はどこかというところ、近ごろは税務署が必ず挙げていただけるようになって、不親切の方は国鉄ということに毎度なつておられますけれども、それだけに本当に、この間をさういふ議論、意見が出るようになったとすれば、そんなことも本気に考えてみなきゃいかぬのかなというところで、行きつ戻りつ本当は苦惱をしておるというのが偽らざる心境でございます。

○野末陳平君 ます通産省に伺いますが、去年の例の豊田商事事件以来、あの手のいかがわしい悪徳商法は下火になつたかと思つたらとんでもない話でして、相変わらずはびこつていられるという話を聞いたり、あるいは自分でもいろいろ知つたんですが、通産省として、相も変わらずいかがわしい悪徳商法がどんな形で今一般の国民をカモにしているかというか、その辺の事情をいづつまず先に説明してほしい。もちろんごく短く結構でございます。

○説明員(山下弘文君) 御説明申し上げます。

私どもの消費者相談窓口いろいろな消費者の方からの御相談が来ておるわけでございますけれども、ひとところのいわゆる現物まがい商法で大変たくさん件の件数が増えておりました時期から比べますと、最近全体としての件数は下火になつてかなり小さくなつてきておるというふうに承知しております。その中で、いろいろケースがございまして、私どものところにもいろいろな形の消費者トラブルが寄せられておるわけでございますけれども、最近新聞紙上などで伝えられておりますような海外先物取引に関連したものと云うようなものが多うございまして、相変わらず訪問販売に関連したトラブルというふうなものも多く続いております。

ただ、現物まがい取引の関係で御説明申し上げますと、このところ件数が非常に小さくなつてきておまして、それも従来ございました企業に

対しての今どうなっているかというような問い合せというふうな感じの案件ばかりでございます。

○野末陳平君 さて、大蔵省関係というよりも、いわゆる最近はやりの貯蓄商品の幾つかについて問題点を挙げていきたいと思つております。

議員会館の私の部屋にも抵当証券のチラシが入るようになってきて、最近新聞の折り込みチラシいろいろありますが、目立つのが抵当証券。電話でセールスをする、あるいは自宅に直接押しかけてくる、そういうのを含めまして抵当証券というのは、一方では人気が、同時にいろいろな形のセールスもあるいはPRも非常に目立ってきた。

そこで、まずこれなんです、抵当証券に関する問い合わせ、そうですね、問い合わせですかね、広い意味で、これは通産省あるいは大蔵省にはそろそろ来ておりますか。地方自治体に聞きますと、それぞれの消費者センターには何となくこのところあるようですが、どうでしょうか。

○政府委員(吉田正輝君) 抵当証券は抵当証券法に基づき発行される有価証券でございますが、確かに先生御指摘のように、資金需要者サイドでは、中小企業を中心に新しい長期の資金調達手段として注目されてきておる。また投資家のサイドでも、御指摘のとおり、最近の金利選好の高まりを背景にいたしまして人気を呼んでいるというのが実情であろうかと思つております。こういうことを背景にいたしまして、近年その発行が急増して抵当証券会社の新設が相次いでいるというのも御指摘のとおりでございます。

このための抵当証券に関する問い合わせも投資家から出てくるようになっております。抵当証券に關しましては、たゞいま法務省所管の社団法人日本抵当証券協会、それから大手業者を中心とした任意団体である抵当証券業懇話会が設立されておりまして、後者の方には大蔵省もオブザーバーとして参加いたしまして、意見を聞いたりこちらから意見を述べたりしているような状況でございますが、これらあるいは当省に對しまして、抵当証

券会社の信用状況あるいは中途解約を行う場合の方法などに関する問い合わせが最近出ているというふうな聞いていますのでございます。

○説明員(山下弘文君) 通産省の方の窓口に参加しております件数、二月までの集計でしかございませぬけれども、二月末現在ではただ一件だけ照会がきたということでございます。

○野末陳平君 今の大蔵省のお答えにもありましたが、抵当証券会社も急増している。それからまた一般の需要もまたそれに見合っている。そこで、今挙げた業界の団体に所屬しているところ以外の抵当証券会社が非常に多くなりまして、私などが新聞に入ってくるチラシ広告だけを集めてみても、その会社が非常に問題点幾つかありますが、まず第一に問題なのは、紛らわしい名前がやたらにある。三井抵当証券というのがある。これは三井銀行もあつたりしますから。それから富士抵当証券というのがある。富国抵当証券。これは富国生命との関連ですね。あるいはナショナル抵当証券。いずれにしても、去年の豊田商事が、例のトヨタと豊田商事とをそつかしい人はすぐ間違えちゃうような、ああいふ紛らわしい名称の会社が最近ふえていまして、これは信用をつけるためだとは思つても、うさん臭い面も邪推したくなるような、そんなネーミングが非常に多いわけです。どうやらこれがお客様に錯覚を与えて、今後いろいろな形で被害者が出てくるのではないかと不安を私が個人的に持っておりますので、これからいろいろな形で質問をしていきたいと思つております。

大臣はこの辺の実情をどうお考えでしょうか。例えば今私が挙げました幾つかの会社はそれぞれ、いわゆる三井の場合は三井銀行が迷惑をこうむつた。それでわざわざ新聞広告を出して、うちとは違つてと言つて、富国生命の場合は、うちとは違つて困る、こういうふうな新聞広告をわざわざ出している。つまり業者も、業者といひますか金融機関といひますか、これも迷惑をこうむつている実情なんです、まずこの辺の実態は大

臣どのぐらい御存じか、それをお聞きしてから質問したいと思つております。

○國務大臣(竹下登君) 「もどき社名に用心」というのを今銀行局長からもりました、私もこの間これ見まして、いいことじゃないなと思つて見ております。

貸金業規制法の適用を一応受けるから、そういう立場からアプローチすることは不可能ではないなと思つながら、まだどういふことが一番いいのかという、私自身に結論はございませぬ。

○野末陳平君 そこで、どういふところからアプローチしたらいいかをきょうはひとついろいろと質問をしてはつきりさしておきたいんです。一般の人が知りたいのは、欲も絡んではおりましたが、この低金利時代に利回りがいいわけですから、この抵当証券は。そうするとこの抵当証券を扱っている会社が信用がおけるかどうか、この一点です。この抵当証券という会社をつくるに当たつて、じゃどういふような法的な手續が必要なのか、その初歩的なところをまずはつきりさしてください。

○政府委員(吉田正輝君) 先ほど申し上げましたとおり、抵当証券は、抵当証券法に基づきまして、まず第一に、大抵債務者がいる、債権者がいる、その債権者が法務局に抵当証券の発行を要請してそれを発行してもらつて、その抵当証券を譲渡する。あるいはもう一つの形態としては、その抵当証券を譲渡するということですが、分割して譲渡する場合と、それから抵当証券の預かり証という形で、抵当証券は自分で持つていながら、預かり証という形で投資家に販売するという形態と二つあると思つておりますので、これは何人であつてもこれを自由に行い得るという形になっていまして、

そこら辺のところを先生が御指摘になつておられるのでありますけれども、一般的に、抵当証券会社、先ほど申したとおり、不動産の資金化を求める資金需要者、つまり先ほど申した債権者に対して抵当証券の発行を前提とした不動産担

保貸し付けを業として行つていのが通例であり、ますので、この点に關しましては貸金業規制法の適用を受けることになつて、同法による登録を受ける必要があるわけでございます。これはそういう意味では大蔵省所管の業者になるわけでございますけれども、資金需要者、つまり債務者に貸し付けを行わない場合、例えば抵当証券をどこからか買ひ取つて一般投資家に販売する場合には、貸金業規制法の登録も要しないという形になつておるわけでございます。

実態をいたしましては、私どもが把握しているところでは、先ほど申しました抵当証券業懇話会会員としての四十六社、それからこれでない会員外の者、これは悉皆調査でありませぬので正確な数字ではございませぬけれども、六十社あり、計百六社程度というふうな把握しているわけでございますが、前者の懇話会、これには先ほど大蔵省もオブザーバーとして参加しているというふうなことを申し上げましたが、貸金業法の登録を受けているという形になつておるわけでございます。

しかし一般的に、とにかくこの抵当証券の販売を業とする者については、何人であつても自由に行われるというのが今の設立手続になつておるというところでございまして。

○野末陳平君 つまみ、届け出を出せば簡単に会社はつくれる。そこまではいいんです。また抵当証券そのものも法務局が発行するわけですから、そして貸金業といういわゆるお金を貸すというこの業については大蔵省もアプローチできてい

問題は、現実には、一般投資家といひますか、お客との関連で一番私は聞きたいわけですが、これは抵当証券を販売する、お客からいへばこれをかうという、金を集めるというのか金を預けて利息をもらつたというのか、その面の仕事に關しては貸金業はもちろん手を出せないわけでしょうけれども、問題は、ここは一体どこの、つまりどんな法律の規制がそこにあるのか、あるいはどこの役所がそこをチェックするのか。お客様との接点に

問題は、現実には、一般投資家といひますか、お客との関連で一番私は聞きたいわけですが、これは抵当証券を販売する、お客からいへばこれをかうという、金を集めるというのか金を預けて利息をもらつたというのか、その面の仕事に關しては貸金業はもちろん手を出せないわけでしょうけれども、問題は、ここは一体どこの、つまりどんな法律の規制がそこにあるのか、あるいはどこの役所がそこをチェックするのか。お客様との接点に

ついではどういうふうにかえたらよろしいんでしようか。

○政府委員(吉田正輝君) 抵当証券法は法務省が所管しているということがまず第一にございませうけれども、この抵当証券は抵当証券法に基づいて発行される有価証券でございますけれども、その販売はやはり金融取引の側面を有しているということで、しかもこの抵当証券を販売している会社は銀行等の関連会社が多いということもございまして、私も金融当局としても、この抵当証券の取引に関心を持って注視しているところであるというのが実情でございます。発行面につきましても、まさに抵当証券法による法務省の監督下にあると思ふんですが、販売、流通面についてはたゞいまのところ先ほど申しましたとおり自由な業である。

ただ、私どもとしては、銀行等の関連会社がかかっている場合が非常に多く、その信用問題にもかかわることでございますし、それからその金融取引の側面を持っているということで、関心を持って注視しておるといふ、率直に申し上げてそういう現状でございます。

○野末陳平君 ですから、注視している、関心を持つという段階にとどまっていいたいのか、もうそういう段階はとくに過ぎていくというのが私の指摘したいところです。

念のため、ほかに一時払い養老保険とかいふようなものと比較しながら話していきたいんですが、何分にも最近人気化しているだけに先にこちらをやってしまいたいと思ふます。

ここに六種類ばかりパンフレットがあるんで、今さら細かく言わなくてもいいと思ふんですが、例えば税制面で非常に有利である、あるいはマル優に關係なく非課税扱いになっている、あるいは法務省が発行する抵当証券だから二重の保証があると書いてあるんで、元金、利息とも、これは法務省が保証するわけじゃないですか、こういうふうな書きますと、もう一般の人はいくら

けで銀行や証券会社と同じく非常に信用のおけるところだと思いがちですね。現実には抵当証券の会社にも銀行や保険会社や証券会社が出資しているところもあるところがあるので、それとの混乱も含めまして、どうもこういう広告をチラシでほんぼんばらまいたり電話でセールスをやるということにも、そもそもこれは将来はほつておいたら危なくなるんじゃないかという気がしてしようがない。

そこで、法務省が発行する抵当証券というのと、元利とも保証するのは全く別なだけけれども、似たように、錯覚に陥りやすいチラシです。こういうのはやっぱり問題あるんじゃないですかね。金融業という面から関心、注視というんでなくて、ほつておけないんじゃないかと思ふますよ。

○政府委員(吉田正輝君) 確かにただいままでのところ発生はしておりませんが、投資家の保護の問題あるいは金融取引の攪乱の問題等の問題があるのではないかと認識は、私どもとしても最近のいわば抵当証券フィーバーの現象を見ながら意識していかないとは言えないわけでございます。先ほど申しましたとおり、抵当証券法自体は法務省の管轄でありますけれども、その流通のあり方あるいは今後の投資家保護等については、あえて申しますれば研究課題という認識は持つておるわけでございます。

○野末陳平君 当然だと思ふますね。ですから早く何らかの手を打たなきゃいかぬと思ふます。このころは金余りですから、特に金利が下がりますと、一般の人もお金が余りますから、どこへ行こうかというのでつい判断が狂うらうと思ふます。

何しろこのチラシを見ますと、安全、確實、有利、こういうふうな書き方があるんですね。しかも利回りがはつきり言って非常にいいわけですが、特にこの手のチラシはですよ。となりますと、これはどうなんですか、うね大臣、簡単な話ですけれども、もう結論は出ているようなものですか、これ

も、この抵当証券会社をそのまま信じて、五年物あるいは三年物というものを購入する、投資家が。そうすると会社が倒産したらどうなるか。元金返してもらえないのか、これは返してもらえないです。あるいはドロンしちゃったらどうなるか。あるいは金だけ集めて、利息は何となくくれるけれども、元金のいわゆる中途解約には応じない、こういうふうになってきたら、これはもう安全、確實、有利どころじゃなくて、こんなのが野放しであること自体が、これはもう大蔵省が責任問われますね。

今の現実はそうなんです、幸いなことに被害者は出ないんです。出ないわけですよ、まだここ一年ぐらいいから、フィーバーしてきたのは。しかも利息は半年ごとにくれるので、元金の償還まで行っていないんですから。これから問題だ。だから銀行局長はそれを当然お考えの上のお答えなんです。大臣、これはやっぱりほつておけないと思ふますよ。

○国務大臣(竹下登君) 結論からいいますと、必要に応じ法務省と相談しなきゃならぬ課題ではないかなという問題意識は私にもございます。

○野末陳平君 関連して、一時払いの養老保険と商品のすから大蔵省の監督下にあつて、もちろん間違いないものだと思いますけれども、これも高利回りということで非常に人気化している。ただ、大蔵省がこれについて最近利回りを下げるとかその他の指導をなさつたと聞いておりました、それはそれでいいと思ふます。それで、どういう指導をされたのか、そしてそれがどういう理由に基づいてか、その辺をひとつ説明していただきたいと思ふます。

○説明員(関野君) 先生も御承知のように、一時払い養老保険を含みます生命保険の配当というものは、その性質は、費差配当と利益配当とか死亡配当とかいろいろ細かくなっておりますけれども、各生命保険会社の決算が確定しました後に、その収支状況に基づいていわば保険料の精算とい

う性格として行われるものでございまして、他の金融商品の利息とは非常に性格が違うというものでございます。また、そういう性格でございまして、契約をする当初に、これだけの利回りを確定いたしますというのをあらかじめお約束する性格のものでないということをお申し上げておきたいわけでございます。

そして、具体的にこれでは、生命保険会社は決算期が来ておるわけでございますが、この決算年度にどういふ配当をするか、配当として積み立てるかというところでございまして、これは制度的に、毎年五月に大蔵省に申請することになっておりました、私どもが審査をする、こういう制度になっておるわけでございますが、そういうタイミングから見まして、現在各生命保険会社におきましてその内部におきまして配当率の検討を行っているという段階でございます。その検討の過程におきまして、最近の金利低下の情勢等を背景といたしまして、保険契約後、非常に経過年数の短い契約と経過年数の長い契約とを全く同じ利差配当というところで配分をしていかどうかというところが問題意識として浮かび上がっております。

この点において各社、業界においていろいろと研究がなされているという段階でございます。私どももいたしましては、このような問題意識が業界各社に起きてきますことは、こういった今の金利状況等から見まして大変時宜になつたことではないか、このように理解しております。

○野末陳平君 そうしますと、この一時払い養老保険についてはきちんと大蔵省もいろいろと指導監督などもできたりしますし、それから会社自体が基礎がまらずしかりしておられますから、契約者に被害が及ぶというふうなことはないわけですね。ですから配慮は行き届いておる。ところが、一般の人が同じ感覚で受けとめている高利回りの貯蓄商品というの中に入っている今問題のこの抵当証券は注視、関心の段階で、全くこれは今のところははつきりした指導監督のもとにないわけですね。これが現状ですね。

そこで通産省に、今回のいわゆる現物まがい商法の規制法案ですけれども、その中に抵当証券も入れてもいいんじゃないかという検討があるかどうか、その辺のことは具体的な聞いていきたいと思いますが、これはどうなんでしょうね。これは豊田商事と同じ一種のペーパー商法と言いませんけれども、少なくとも紙一枚ですから、抵当証券そのものが渡っておりませんので、どちらかというと似ているわけですが、今回の法案の中にこの抵当証券はどうなんでしょう、入るような感じですか、それとも全然これはまだ検討課題にしておりませんか、通産省。

○説明員(山下弘文君) 先般閣議決定をいたしまして国会の方に御提案申し上げました特定商品等の預託等取引契約に関する法律案でございますけれども、この法律で考えておりますのは、預託等取引契約というものを定義してございまして、そこでは、細かいことはいろいろございまして、大筋だけ申し上げますと、政令で定める物品の預託を約束し、それに関連して財産上の利益を供与することを約束する、そういう契約を締結する、物を預かってそれに対して利益を約束する、というふうな形の契約を今度の法案の対象にしてございまして、

そこで、先生御指摘の今の抵当証券でございますが、今申し上げました「政令で定める物品」という物品の言葉の中には有価証券も含み得るといふふうに考えて立案をしております。ただ、先ほど申し上げました、この押さえておきます契約自身は、預かることと利益を約束すること、二つで押さえておきますので、抵当証券の発行とか分割とか、その分野に関してはこの法律は対象として及んでいないというふうに考えております。

○野末陳平君 だから、発行そのものは抵当証券法で法務局ですけれども、預かることと利益を分配する、この部分で、現物まがい商法の中に政令で指定する商品、これは入り得ると思っておりますね、広い意味で。厳密な定義というものは、商品となる

と物であつて抵当証券は物じゃないとか、いろいろ言うかもしれないが、現実一枚の紙を渡して利息を約束しながら満期を迎えて償還する、こういう形をとっている以上、広い意味でここに入れてもいいんじゃないかと私は思っておりますね。もちろん大蔵省の方でこれに対してきちっとした手が打てればそれは問題ないんですけれども、幸いなことに、後追いはないもの、こういういふことがわしい悪徳商法の規制法案ができていますから、今後政令で商品を決めればいいんですから、ひとつ検討をして、早い時期に投資家保護に踏み切る方がいいんじゃないかと思っておりますが、重ねてどうでしょうか。

○説明員(山下弘文君) 先ほど御説明申し上げましたように、「政令で定める物品」の物品の概念の中には証券も入り得るといふことでございまして、けれども、その契約の形といたしまして、今度お願いをしております法律では、物を預託するといふことを一つのメルクマールにしてございまして、この抵当証券がこのような形で問題になるのであるならば当然この法律の対象にしようというところだと思っておりますが、証券を発行する、というふうな法律というふうなことになる、とまたいろいろのなかの問題も入ってまいりますので、この法律ではそのところには手をつけていない、ということとを先ほど申し上げた次第でございます。

○野末陳平君 それでは、発行の部分でなくて預託というこの部分ですね、これを投資家保護というところでひとつ検討をしていただきたいと思っております。

もちろんそれよりも肝心の大蔵省の方なんですけれども、時間も来てしまいましたんで、今こそ表面化してございませぬけれども、どうやら自治体の消費者センターの方で聞きますと、中途解約に際して、商品そのものが大手ではもうなくなっているその間隙を縫っていかかわしいのがほとんど

ん出てくることはわかり切っているんで、その被害は数年後にぼちぼち出てくる。そんなことまで待たないで、予測されるそういう被害を防ぐために、どうでしょう大蔵大臣、流通市場づくりということもこれは大事だと思っておりますね、この抵当証券では、だけれども、それよりもまず、投資家保護というか、貯蓄商品として購入した一般投資家に被害が及ばないという体制をつくらなければいけませんね、第一に。

それからもう一つは、今売りに来た、あるいは買いたいと思つているこの会社が果たして信用がおけるかどうか、安心なのかどうかということをお早く消費者が知る手段といふことです。その方法とか団体で聞けばいいじゃないか、業界の懇話会な言ひ方も、そこに入っていない方が今ふえてくるくらいですから、ひとつ何事もないうちにいろいろな角度から手を打っていただきたい、その検討を早急に始めてほしいということを要望したいんですが、大臣に最後にお答えをいただきたい、終わりにいたします。

○国務大臣(竹下登君) やっぱり法務省とまず相談してみましよう。実際問題として、法務省という役所は事故が起つてからでないかというふうな感じもなわけじゃないかと思つて、未然に防止された方がいいに決まつておるわけですから、まずは相談をしてみます。

○青木茂君 今回の大蔵省関係の予算を拝見いたしますと、とにかく国債費が非常に多い。何とかこれを減らさなければならぬというところはこれはみんな同感でございます。しかし、国債費を減らさなくてはならないという意欲の方が先に立ってしまった、そのために理屈を無視したというの、無理な論理をつくつていただいては我々の方は大変困るわけですね。中でも、日本の課税最低限というやつはよその国に比べて高いからこれ以上引き上げる必要はないとか、むしろ少々引き下

げてもいいではないかとかいうような議論がちらほら見えますものから、きょうは前半はこの課税最低限の問題に絞ります、後半は東京湾の横断道路の問題に絡まして御質問を申し上げます。

まず一つの前提として、課税最低限を私どもが考える場合に、毎年発表はされるんですけども、給与所得者、つまりサラリーマンですね、サラリーマンにだけ課税最低限が発表されて、事業所得者については全然これは公表されてないわけですよ。どうも同じ日本人で同じ家族数、条件同じ、それで課税最低限がサラリーマンにだけあつて事業所得者に課税最低限がなごごといふのは、僕はちょっとうなずけないでございませぬ、この間の理由はどういふことでしょうか。

○政府委員(大山綱明君) 事業所得者の場合に課税最低限のようなものを発表してないのかという御質問でございますが、事業所得者の場合には、配偶者には配偶者控除が適用されるのかどうか、

(委員長退席、理事矢野俊比古君着席)

これは事業専従者になつて居る場合もございませぬ。それからまた家族の従業者というふうな場合にはやはり専従者給与というものが払われる場合があるというところで、一概に基礎控除、配偶者控除、扶養控除というものでこの課税最低限というのを構成するのが必ずしもその実情にそぐわないと申しませうか、さらにもう一つ申し上げますれば、青色申告者の場合には青色申告控除というものがございませぬし、場合によっては、みなし法人を選択いたしますと、これは事業主本人にも給与所得控除が適用されるということになります。こういふような事情から、ただいま申しましたように、基礎控除、扶養控除、配偶者控除をもつて課税最低限というのを形づくるのが実情にそぐわない。

とを發表いたしました。これを通常課税最低限の御質問があった場合のお答えにしておるといふ実情でございます。

○青木茂君　そこら辺が私にとつては少々裏の理由というのか、本当の理由が不満なところなんでしょうね。事業所得者はもう、青色専従者にしろ、ひどい場合においてはみなし法人にしろ、奥さんに給料払ったり、実際働いている人が全部とは言えないんですよ、実際問題として、奥さんに給料払ったり子供さんに報酬与えたりして、所得の分割ができて税金をぐっと安くすることができ。これに対して給与所得者はそういうような所得の分割ができないものだから、高い税率でほかんとくる。春闘で幾らベースアップがあつても、袋の中へ入ってくる本当の金は逆に下がっているというふうな実情があるから、この所得の分割で事業所得者と給与所得者の不公平の問題として今後お考えをいただきたいと思つておられます。

ただ、きょうは課税最低限ですからそれには深くは立ち入りませぬけれども、課税最低限が仮に給与所得者に限るにいたしましたとしても、課税最低限がアメリカやヨーロッパ諸国に比べて高いからどうだといふこの国際比較を論拠にしましてとか議論があるわけなんです。そのところは私、どうも税というふうなものに非常な實際比較の説得性とか論理性というものは非常に実は疑問があるんですけれども、時間の関係でヨーロッパは一応省きまして、日本とアメリカの課税最低限を比較してみたいと思つて、何かこう日本を無理にかさ上げしちゃつて、アメリカの方を無理に下げちゃつて、日本の場合は課税最低限がアメリカより高いんだ、こういう論法があるような気がして仕方がないんですよ。

ここに二つ資料があるんです。一つは、大蔵省が衆議院の予算委員会へお出しになりましたB-35という資料ですね。これは課税最低限の国際比較です。夫婦子供二人の標準ですね。これはアメリカで見ますと七千九百九十ドルになつておしま

すね。アメリカの税法の方に課税最低限という言葉が余り見当たらないわけなんですけれども、一つ、今度のレーガンの税制改革の報告書にタックス・フリー・インカム・レベルという言葉がありまして、

〔理事矢野俊比古君退席、委員長着席〕これがちょっと日本の課税最低限に似ていますね。それをアメリカが計算したところによると、現行法で見て九千五百七十五ドルという数字が出ていますよ。日本がアメリカの課税最低限だと言つて出した表が七千九百九十ドルであつて、アメリカ自身がこれが課税最低限ですよと言つているのが九千五百七十五ドルなんです。だから日本の方が何か意識的に下げたんじゃないか、向こうさんが九千五百七十五ドルと言つているわけなんです。ここところはこういう差なんですよ。

○政府委員(大山綱明君)　ただいまの数字の差でございますが、アメリカでレーガン大統領が今度改革をするに当たりまして、タックス・フリー・インカム・レベルということに発表いたしました数字として九千五百七十五ドルという数字があるのは私も承知いたしております。これは従来アメリカでも、私も計算いたした予算委員会に御提出いたしております七千九百九十ドルという数字をアメリカでも計算をいたしておりますが、それに今度レーガンが改革をするに当たりまして一項目つけ加えております。それは勤労所得税額控除というのがございまして、これを加えましたところでタックス・フリー・インカム・レベルをレーガンは計算をして公表した、そういう事実の違ひがある。そういう点の違ひで今御指摘のよう数字の違ひがございまして、

従来私どもが特にアメリカの方を低く見せようとするということではございませぬで、アメリカの財務省におきましても、従来といひますか、今でも七千九百九十ドルという数字を使つておりますので、私もそれに倣ひまして、アメリカと日本を比較する場合には七千九百九十ドルというの

を使つておりますが、レーガンの今度の改革提案の中で今御指摘のよう数字がございまして、私も承知いたしておりますが、それは今申しました理由からそれがつけ加つておるといふことでございます。

○青木茂君　レーガンさんの税制改正案が通つたらこうなるというんじゃない、現行法によつて九千五百七十五ドル、こうきたわけですね。そうすると、今おっしゃいましたのは例のアーノルド・インカム・タックス・クレジット、あれですか。給与所得者のちよつと税額控除に近いようなもの、あれをおっしゃつておられるんですか。

○政府委員(大山綱明君)　勤労所得税額控除と私も訳しておりますが、これは十年ほど前に、一九七五年だつたと思つて、そのときに、特にこれは低所得者に対するいわば社会保障税の負担の増加を軽減するためということで導入された制度でございます。これをレーガンが今度の発表に当たつて数字の上で計算上追加したということでございます。

従来財務省などが課税最低限、タックス・フリー・インカム・レベルということに発表しておりましたものには、この勤労所得税額控除なるものは加えられておりました。○青木茂君　何だかレーガンさんが無理にやつたような感じがするんですけれどもね。もし、そういう低所得者の社会保障の不足も補うというふうな意味で物考へるならば、逆に言うならば、日本の課税最低限の中に社会保障料控除を入れていくのはおかしいんじゃないかという気がするし、社会保障料控除というものはもう第二の税金と言つておられるわけですね。課税最低限というものは、あくまで税金をかけてはいけぬ最低生活費を意味するわけだから、第二の税金と言われる社会保障料控除というものを、十六万五千円ですか、日本の課税最低限の計算の中に入れておられるのは僕もちよつと論理的におかしいような気がするんです、日米合わせる意味において

○政府委員(大山綱明君)　私も課税最低限といふことで数字をはじきます際には、どこら辺の収入のレベルを超えたところから税金がかかるか、いわばそういうものとして、所得税が課せられることとなる限界を画する点はどこかということに計算をいたしております。

ただいま御指摘の資料に即して申し上げますならば、アメリカの場合にはそういうものが考慮されてないといひますか、入つておられないけれども、例えば西ドイツとかフランスのあたりの計算の仕方をごらんいただきますと、その辺も加えて計算をしておる。ですから、国際比較においては、ある一つの基準を私どもつくり、その一貫性は保つておるつもりでございます。

○青木茂君　日米の比較ということになりますと、アメリカで入れてないんだから日本も切つた方がいい。何かやはりアメリカを下げて日本を上げるというふうな気がいたします。だから、アメリカで入れてあればこれは日本も入れる、日本が入れるならアメリカも入れるというのでない、課税最低限の国際比較というものは僕もちよつとおかしいような気がいたします。

大体、アメリカの例の総所得から調整所得へ持つていくフリンジ何とかというやつ、あれはブラックスボックスで、本来ならば税金かかるんだけれども、税金を逃れるために皆あそこでもってアメリカは処理しちゃつておられるような、アメリカのブラックスボックスのようないふところがありますけれども、これもそうですね、一種の。それはともかく、とにかくいろいろ論理的な御説明は伺つておるんだけれども、何となく釈然としない点があります。

んど一緒になつちやうですよ。そうなりますと、日本はアメリカに比べて課税最低限が高いんだからもういいよ、課税最低限を引き上げよう必要はないんだよ、下げてもいいんだよというふうな議論は私はおかしい。

ここまでの議論をお聞きになって、大臣いかがでしょうか、御見解は。つまり、国際比較というもので日本の税金の高いだ安いだというものの物差しにしてみたら困るというのが私の主張なんです。

○国務大臣(竹下登君) いろんな統計でも今OECDで比較的整備されて、それでいろんな意味において国際比較に使われておる。したがって、国際比較というの私も議論の外に置くべき問題じゃないかろう。もちろん主権国家でございまして、それから、それは独自の税制があつてしかるべきでございませうけれども、およそ今いろんな問題で先進国間の政策調整と言われるようなときに、やっぱり国際比較というのを必ずしも外に置いて議論すべきではないか、税制も大きな経済政策の一つの分野であるならば、そんな印象を持って今承つておりました。

○青木茂君 ただ、例えばアメリカがアメリカの税法を考へる場合に、税制改正を考へる場合に、日本はどうなつておるかとか余り日本に調査に来ませぬね。ヨーロッパでもそうすね。ヨーロッパが税金考へる場合、一体ひとつ日本はどうなつておるんだというのを考へる余地に余りしないんですよ。ところが日本の場合は何でも、外国どうなつておる、こうなつておるということ、何か外国のあり方がすべて物差しになつてしまふやうな印象がある。これは私は日本の民族性とか風土、習慣、歴史によつて完全に違つていいはずの税法ですね。税法を余り外国の物差しに当てはめてしまふと非常に大きな誤りを犯すのではないかと考へます。ですから課税最低限の国際比較表をお出しになる場合はそこら辺を十分注意して、絶対の物差し、こんなものは一種の参考であるというぐらにお考へえただだいた

いんです。

実は、さつき言ったプリンジベネフィットという問題に關しまして、扶養控除の大きさ、アメリカが例えば従業員の扶養家族の援助プラン、日本で言えば家族手当に相当するものなのかな、そういうもので手当を出した場合は、このプリンジベネフィットへ入れてしまつて課税の外へ外してしまふわけですよ。そういうようなこともあるんですから、そうすると単に表面向き配偶者控除、扶養控除の大きさを、日本の三十三万円とアメリカの千八十八ドルを比較して高いだ安いだということ、私はちょっと言いたくない。だから、税法というのは国によつてそんなに違ふんだから、とにかく国際比較を余り重要視され過ぎるとんでもない間違いを起すことと申上げて、時間があれですから後半の問題に入ります。

後半の問題は、例の東京湾の橋をかけた海の下に穴を掘つたりする問題なんですけれども、特に内需拡大が盛んに言われておられますときに、これは一兆一千五百億円ですか、それと十年ぐらゐの長い期間をかけてやることでしよう。これは一体今当面緊急の問題になつておる内需拡大になるんでしようか。少なくとも即効性というものはあるんでしようか。そこそこちよつと大臣の御見解伺いたいです。

○国務大臣(竹下登君) 即効性ということになりますと、まだこれから漁業補償からかかつていかなきゃいけませんから、今言われておる短期間の中の即効性ということも私も必ずしも期待できないというふうな思つております。西戸山でも長い議論してやつと始まるわけでございますから、そういうことはやつぱり、即効性、まさにトタで言うだという代物では必ずしもない。むしろ明石の方かもう計画が立つておるわけですから、この方がそれは即効性はあるというふうな思つております。

○青木茂君 だから私は、こういうものが果たして、非常に追い詰められた日本経済あるいは日本の財政、そういうものに必要かどうかという、偉人の趣味でやつてもしようがないというふうな

気がしないでもないんですよ。

これは政令でいけるから法文にはないかもしれないけれども、これは特別公共事業債、割引債的なものである程度の金を調達しようというわけなんですすよ。この割引債というのとはちよつと一六%の源泉分離で済んでしまふんだから、これはかなり高所得者であるとか企業の格好の投資対象になつておる。どうも我々庶民は余り関係ない。そうなりますと、何ゆゑ割引債まで発行してこの建設を進めなければならぬのか、大変その意味において疑問な点があるということなんですけれども、この割引債発行ということについて大蔵当局の、これは大臣の御感想でいいですわ、お伺したいと思つております。

○国務大臣(竹下登君) やつぱり民間資金の活用という意味において、貯蓄性向の高い日本であるから可能な限り個人貯蓄を対象にしようという発想から、最初、それは先生御存じのとおり、いわゆる無税国債からずつと議論したわけでございますけれども、結局私どもが踏み切つたのは、過剰流動性じゃありませんが、個人貯蓄の吸収には一番近い制度、こういうふうな考へ方で踏み切つたということでございます。

○青木茂君 個人貯蓄の吸収が、とにかく税法の、節税法というの、脱税じゃないんですけれども、一つでも例外を認めると、どんどん僕は課税ベースというの狭くなつてしまつて収拾のつかないことになつてしまふのではないかと。そういう意味において、どうもこの東京湾に限つて割引債を出すと申すのは超優遇ですな。超優遇に対しては大変疑問があるということ。

それから第三に、これは期間大体十年以上だと言われているんですけれども、もしこの間に、十年ですから、金利であるとか財政事情の変化というところはこれは十分考へられませぬ。そのときに、当初のプランより金利負担が仮に増加したというふうなことが出た場合には、建設費の回収のためには通行料金が上がるんじゃないかと、あるいは利用状態が悪くなるんじゃないかと。もし赤字

になつた場合は道路公団引き受ける、道路公団引き受けた場合は結局回り回つて税金のむだ遣いに私は通ずると思つておるんですよ。

我々は、税金のむだ遣いという表現がいいか悪いかは別問題として、青函トンネルの例を見ておるわけですよ。あれだけのことをやつて一体日本経済にどれだけのメリットがこれから出てくるんだらうかという他山の石を見ておられますけれども、横断道路の採算が、これは実は大蔵省に聞くべきことと申すまいけれども、どうかというのをどういうふうにお考へなされるか。要求省庁ちよつとあれなものですから、大蔵省のあれだけで結構です。

○政府委員(小野正巳君) ただいま東京湾横断道路の採算性ということをお尋ねでございます。御案内のように、東京湾横断道路は日本道路公団が所有をいたすことになつておられますので、分的に申しますと日本道路公団の一般有料道路という扱いでございます。今お尋ねのように、これから建設期間も十年という長い期間でございますけれども、建設をいたしました当初供用をいたします。道路として使つてもらひまして、そのときの現段階における予測は、交通量が一日約三万台、それからこれは五十七年度価格でございますが、一応そのような要素を前提にして、おおよそ六%程度の資金コストを確保いたしますと、総事業費一兆一千五百億円、三十年程度で償還が可能という前提でございます。

ただ、お尋ねのように、諸要素が大きく変わりましたら採算が悪化するという、これは私もさういふことを今予想しておるんですが、仮にさういふことになつた場合に、これはやはり所有者である道路公団が対応することになります。道路公団は、御存じのように、日本全体で、例えば一般有料道路にいたしましては現段階で約五十路線の一般有料道路を所有、運営をしております。これはそれぞれ個別路線ごとに採算を考へることにしておりましても、仮に悪化路線がございま

すと収益改善策を講ずるわけですが、どうにもならないという場合がもしあるといふと、これは実は道路公団の経営のやり方でございまして、料金収入の一五%を損失補てん引当金として積んでおります。これがいわば収益悪化路線に対する対応のためのファンドでございます。

したがって、お尋ねのように、それが少なくとも直ちに国家財政に直接影響をもたらすものではございません。もちろん道路公団は国の機関でございますから、回り回ってというそういう御懸念ももちろんそれは全く皆無ではないと思いますが、今のところ私どもはこの道路は十分採算性ありと、こういうふうに考えている次第でございます。

○青木茂君 あと四分しかございませんから、質問というより意見を述べさせていただきます。

これは環境庁関係でございまして、とにかく東京湾について、都民がこれだけ便益を受けている東京湾が、横断道路ができ、それから羽田空港の沖合の展開とか、みなとみらい21だとか、何か各省庁がいろんな開発計画をやっている。つまり縦割り行政の各省が東京湾の利用を競い合っている。そういう中で東京湾の環境は完全に破壊されるところの環境庁は手をこまねいているのか。この前も言ったように、ウサギとカメで、ウサギは突っ走っておるのに環境庁というカメは寝ちゃっている。ウサギが寝てくれれば後から追っつかけることができるけれども、ウサギが突っ走っちゃってカメが寝ているから、総合調整官庁としての環境庁がそんなことばかりやっておって眠っておたら、僕はやっぱり、公害防止事業団だけじゃないに環境庁そのものが行政改革のターゲットにされるというふうに考えています。それは、あした環境委員会ありますからそこで詳しくやります。

あと一つだけ企画庁にお願いしたいんですけれども、今お話あったように、東京湾に橋かけるやつ、穴掘るやつ、これは内需拡大について即効性

はないんですよ、実際問題として。しかし、今の内需拡大というのは即効性があるものを早くやらなければならぬわけですね。それには一番我々の主張からいえば減税がいいですよ。減税がいいけれども、税金のことばかり私は二年間言い続けてきたから、本当はアメリカがやっているように住宅ローンに対する利子の全額控除とか、あるいは家賃の控除とか教育費の控除とか、そういうことをやるのが僕は内需拡大に一番いいと思うけれども、それは一応おきます。

経済企画庁として、この前通産省が二月に発表しました完全週休二日制の実施ですね。完全週休二日制を実施した場合、何か三兆円ぐらいの内需拡大効果があるというふうな話を聞いています。すけれども、もしそうだとするならば、どうですか、今度の企画庁がお出しになる白書でひとつ完全週休二日制の実施の大々PRをやっていただけませんか。

○説明員(吉川淳君) お答えいたします。

週休二日制の問題につきましては、去年十月の内需拡大対策のもとで取り上げまして、一応政府としての方針を出しておるわけでございます。それは、いろんな労働時間短縮に関する目的がございまして、その中で一番とりつきやすいというところで休日数の増加ということで取りかかっているところでございます。五年間で十日ぐらいい休日数をふやしますと現在の日本の水準がほぼ欧米並みになるということで、まず最初それを目指したいということで決めたところでございます。

先生おっしゃいました、さらなる内需拡大ということで、産業構造審議会の御意見ございましたけれども、経済企画庁といたしましては、その場合に、そのようなドラスタックなことが仮にやられたら、それが例え供給面でも、需要効果はあるものの、それが例え供給面でも、一挙にサービス層がふえたときにそれに対応するサービスがでるかどうかが、そういうバランスの問題がございまして、需要面だけでなかなかいかないという問題がございまして。

○青木茂君 あと一問だけ。

大臣、例えばそういう完全週休二日ということになったら、それが内需を突き上げるように、増税なき財政再建より増税なき減税という方向を今税制調査会はお考えになっているのかどうか、そのところだけ何って終わります。

○国務大臣(竹下登君) 税調は今ゆがみ、ひずみ、痛みがどこにあるか、こういうところからやっていたら、それでレベニュー・ニュー・ニューという形で、増収も目的とするわけじゃない、減を目的とするわけじゃない、抜本的審議していただいておりますので、レベニュー・ニュー・ニューというものを頭に置いて御審議は進んでおるといふふうに理解しております。

○青木茂君 終わります。

○委員長(山本富雄君) これをもって、昭和六十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行予算についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本富雄君) 次に、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

近年、我が国経済の国際化や世界経済における我が国の地位の向上に伴い、我が国金融・資本市

場が国際金融センターとして発展していくことへの内外の要請が高まっております。かかる要請にこたえるためには、東京市場をできるだけ規制のない自由な市場とすることが望ましいと考えられますが、我が国の金融制度・税制を前提とすれば、国内市場と切り離したいわゆるオフショア市場という特別な市場を設け、金融・税制上の措置を講じていく必要があります。このような市場が創設されることにより、国際取引における円の使用が促進されるときに、我が国金融機関の国際業務と外国金融機関の我が国における活動の場が広がることを期待されます。

このような趣旨から外国為替公認銀行が海外から調達した資金を海外に貸し付けるいわゆる「外取引」を行うオフショア市場を創設するため、本法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、外国為替公認銀行は、大蔵大臣の承認を得て、非居住者との間で一定の預金、金銭の貸借を区分経理するため特別国際金融取引勘定、いわゆるオフショア勘定を設けることができることとしております。

第二に、外国為替公認銀行が行う非居住者との間の金銭の貸借は、現在、届け出を要することとされており、これを特別国際金融取引勘定において経理する場合には、届け出を要しないこととしております。

以上のほか、所要の措置を講ずることとしております。以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山本富雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、久保亘君が委員を辞任され、その補欠と

して村沢牧君が選任されました。

○委員長(山本實雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより直ちに質疑に入ります。

○竹田四郎君 オフショア市場というのは今度初めて試みですし、なかなか国民にも理解しにくい問題が非常にたくさんあるわけでありますけれども、今日の世界の通貨状況、こういう点から考えて、このオフショア市場というものをつくる必要性というんですか、それはポイントはどういうところにあるのかというところからまず御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(行天豊雄君) 確かにこのオフショア市場という問題はなかなかおわかりにくい問題でございまして、私も非常に恐縮をしておるのでございまして、私ども非常に恐縮をしておるのでございまして、私どもが考えるに至りましたのは、先ほど大臣の趣旨説明の中にもございましたが、やはり日本の金融市場というものをできるだけ国際化していきたい、それからまた、日本の通貨でございませぬ円というものを国際化していきたいという、この二点にあるかと思ひます。

御高承のとおり、我が国の経済が今日のような大きな規模に達しておりますために、日本が金融の面でもそういう経済規模にふさわしいいわゆる世界的な貢献をしてほしいという要望は非常に高まっておりますし、また我が国といたしましてもそういうふうな努力をすることが我が国経済の将来に役立つと思ひます。日本の金融・資本市場の国際化と申しますのは、できるだけ日本の市場が日本の居住者のみならず海外の機関あるいは人々にとりまして使いやすい魅力のある市場になるということでございますし、それからまた円の国際化というのは、日本の通貨でございませぬ円が、あるいは決済通貨として、あるいは資産保有の手段としてやはり使いやすい通貨になるということであらうかと思ひます。

すい通貨になるということであらうかと思ひます。

このオフショア市場をつくりたいというの、まさにそういうことができるだけ使いやすい市場をつくりたい、円をできるだけ使いやすくするというところのために、税制上であるとか金融上であるとかのさまざまな規制をできるだけ少なくしてそういう市場を提供したいということでございます。現に、ただいまもロンドン等を中心とした新しいいわゆるユーロ市場というものがございまして、その中では円もだんだんと大規模に利用されておるわけでございますけれども、何せこれは遠いロンドンの話でございます。そこで、そういう使いやすい、規制の少ない市場というものを日本に設けたらどうか。しかもその場合に、日本固有の税制の問題であるとか金融上のいろいろな仕組み、伝統がございませぬから、そういうことも混乱を生ずることなく、片一方ではそういう自由な市場をつくる、自由な通貨がそこで取り扱われるようにする、こういうねらいを持っております。

そういう意味で、なかなかこれは、片一方では国内の規制あるいは制度に悪影響を及ぼさないようにという要請がございませぬし、片一方ではできるだけ自由にかつできるだけ使いやすいうようにという要請がございませぬし、その点はなかなか難しい問題でございますが、私どもといたしましては、何とかこの両方の要請のぎりぎりの接点のところを満たすような制度をつくらせていただきたいということ、今回の法律案の改正をお願いいたします。

○竹田四郎君 円の国際化なり、その裏と申すか、表になると思いますが、金融の自由化の問題というものは、ここ数年来非常に国民もそのつもりになってきたし、大蔵省の方も国際化の自由化に対していろいろ努力をしておりますけれども、私も認めるわけでありませぬ。その方面は必ずしも十分に私進んでおると思ひますが、オフショア市場をつくることによつて円という

は国際的にどんな役割を今度担うことになるんでしょうか。あるいは、円というものは確かに、ユーロ円にいたしましても国際的に、例えば輸出の場合には円決済もある程度はできるけれども、輸入の場合にはほとんど円決済はできないというふうな今日の状態であるかと私は思っておりますけれども、オフショア市場がどんな発展状態を示すのか、どんな成長を示すのか、そういうことと関連があるかと思ひますけれども、大体このオフショア市場ができることによつて円というのは、どんなふうに変わっていくのか、この辺を御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(行天豊雄君) 円は現在でも既に世界の主要な通貨の一つにまで成長しておると考えております。ただ、何と申しましても今日の世界経済の中におきましては依然としてドルというものの役割が圧倒的に強いわけでございます。我が国の立場からいいたしましても、もともと円を国際的に利用することによつて、例えば現在問題になっております為替相場に關連いたしますことにおきましても、仮に日本の貿易というものが全部円建て円払いで行われておるとすれば、この円相場の動きというものは、今日ほど敏感に日本の個々の企業あるいは経済全体に影響を及ぼすということもなわけてございませぬ。つまりそれだけいわれる為替リスクというものが減るわけでございます。その意味で私ども何かこの円の利用というものを国際的に広めたいとかねがね思っておりますけれども、何せこれは相手のある話でございますから、我々だけが、日本だけが円を使つてほしいと言つてもそうならない。やはりそのためには、まさに円というものは非常に価値も安定しておるし、使つて便利だということ、世界じゅうの人が納得してくれなければならぬわけでございます。

実は、このオフショア市場をお願いしておりますのもまさにそういう意味で、こういう市場へ行けば円というものがいろいろな規制なしに自由に使える、運用できるという市場をつくることによつて世界じゅうの人たちに円というもののへのなじみをつけてもらう、そのことによつて円の世界における取引の規模というものが広がっていく。例えば諸外国が外貨準備として持つ通貨の中にも円というものがもっと持たれるようになることも期待されますし、貿易取引におきましても円建てで行われる部分が増えてくるんじゃないか、そういうことを期待しておるわけでございます。

特に、円というのは日本の通貨でございますから、何しろそういう日本の通貨である円という自由な取引が日本の中で行われるようになるというところはやはりこれは私も大事なことじゃないかと思ひます。その意味で、その意味で日本にこういうオフショア市場のようなものをつくり、その中で円ももちろん今ユーロ市場で行われていると同じように自由に取引が行われるということが大事でなからうかと思ひます。私どもも期待いたしましたし、このオフショア市場が発展いたしましたら、まさに円に対する国際的な信頼と申しますか、その便利さへの認識というものが高まると、円の国際性というものが飛躍的に上昇するきっかけになるんじゃないかというふうな期待をいたしておるわけでございます。

○竹田四郎君 確かに今の世界の通貨の中ではドルが少し強過ぎる、あるいはドルが世界に余りにも力を持ち過ぎていて、二番目、三番目というものがなくて、五番目、六番目か、そのくらいになってしまつておるというところ、非常に問題がある。私どもは思ひます。それで、それであるから、はかりと通貨というものはなかなか利用されないような形になっておるし、確かにこれは不正常的な形だと思ひますが、これは現在の状態ではしようがないと思ひます。

ことも少なくなるだろう、こう思うわけですが、それも、それにはかなり急速に東京市場を大きくしていくことを考えてみなくちゃいかぬし、しかし余り急激に大きくしていくと、今度は国内との摩擦というの恐らく出てくる可能性も全然ないとは思わぬわけでありますけれども、大体いつごろにどのくらいの市場をつくらうか、というふうな目標を立てていられらるるんですか。

○政府委員(行天豊雄君) 東京オフショア市場の規模がどのくらいになるかという御質問でございますが、率直に申しましてこれはなかなか見通しが難しいことではございます。ただ、私もこのオフショア市場がかなり着実、急速に発展できるんじゃないかと期待をしておりますのは幾つか理由があるわけではございますが、一つは、何と申しましても、日本という市場が世界の中でも非常に成長力が高いいわゆるアジア・太平洋地域というものを後背地として持つておる大きな経済圏の中心に位置しておりますし、また、たまたま、時差の関係から申しましても、現在の国際金融の中心でございますニューヨークとロンドンというものの時差の間に、ちょうどその空白を埋めるような地理的な位置に東京があるという便利さもございいます。

それからまた、金融・資本市場にとりましては、何と申しましても、その国の経済的、政治的な安定度というのが非常に大事になってくるわけではございますけれども、日本の場合、これは申すまでもなく世界的に見てもその意味での安定性が非常に高いことではございますので、一たん設立をお認めいただければ、この市場はかなりの速度で拡大していくんではないか、いずれはニューヨーク、ロンドンに匹敵する世界の三大金融センターというふうになつていくんじゃないかと思っております。

具体的に大体どのくらいかという御質問でございましたので、私も余り自信を持って申し上げるわけではございませんけれども、例えば、現在

日本の銀行が非居住者向けに運用しております外貨建ての運用残高というのは約七百億ドル相当ぐらいでございます。それから、同じように、非居住者が日本にある銀行に持つておる円預金の残高、いわゆる非居住者円預金の残高というのがやはりこれは百三十億ドル程度現在でも既にあるわけではございます。ですから、オフショア市場ができれば、こういう非居住者向けの貸し付けができるとかあるいは非居住者の預金というふうなものがあるのオフショア市場の勘定の方に移るといふ想定をいたしますと、出発の時点において、この両方を足しましたものが、さらにいろいろとほかのものもございまして、ドル換算をいたしまして八百億ドルあるいは八百五十億ドルぐらいというところが当初の規模になるといふ計算もできるんじゃないかなというふうに考えておるわけではございます。

ちなみに、これは御高承のとおりと思っておりますけれども、ニューヨークに同じようなオフショア市場が一九八一年、昭和五十六年の十二月に設立されたわけではございますが、その後約四年間にこのニューヨークのオフショア市場の規模は二千六百億ドルというふうな拡大をいたしております。それからやはり同じようなオフショア市場でございますシンガポールの例をとってみますと、こちらは十分にあるんじゃないかというふうな可能性は十分にあるんじゃないかというふうな考えでございまして、東京のオフショア市場につきましても、当初の出発の時点での規模はさつき申しましたような程度かと思っております。恐らく、いろいろと日本の市場の長所を考えると、その後は相当なスピードで拡大していく可能性は十分にあるんじゃないかというふうな考えでございまして、

○竹田四郎君 大体シンガポール程度の規模というふうな大きめに拝聴したわけでありまして、そのほかの近くには香港という市場もあるわけであ

りまして、ただ、こういう国際金融市場は、こういう形で取引が行われるということもそうだけれども、どちらかというとタックスヘイブンの形で発展を遂げてきている。そこへ持つていけば何かともっと有利な取引ができる、有利なものが出るといふところが基本にあると思うんですね。でありますから、もちろん金額だけで物を言うわけにはいきませんが、そこで一体どういう待遇を受けられるか、要するに金利はどれだけ高くなるか、どれだけ自由な取引ができるかといふところが発展の一番基本になるんだらうと私は思うわけでありまして。

そういうことを考えてみますと、日本の金融と最近であるわけでは、どうもまだ国民自体も金融というものについてそんなに自由な物を考えているという時代ではないと思うんですね。したがって、この市場に対して一体どんなことを政府が特権を与えるといふことか、国内の金融市場と違つたどんな形を与えることによつて育てていくのかいかなのかといふことはある程度決まつてくるんじゃないだらうか、こういうふうな思うわけでありまして。大蔵大臣の認可承認を得られれば外国為替公認銀行といふのはできるわけでありまして、日本の銀行が恐らくも主主体になるでありますし、外国の方からもかなりの金融機関の支店といふことか、出張所といふことか、あるいは営業所といふことか、そういうようなものが出てくるだらうと思つて、そういうところには国内の金融機関と同じような形の業務を認めたい、こういうふうな理解をいたしていいんでしようか。

○政府委員(行天豊雄君) 委員御指摘のとおりでございます。まず、我が国には現在外国の銀行が約七十行、普通銀行あるいは信託銀行の合併銀行というふうな形で、現地法人というふうな形で進出をしておりますわけではございますが、実を申しますとこの数はほかの国際的な市場に比べますと非常にまだ少ないわけではございます。ロンドンとかニューヨークではそれぞれ三百行以上の外国の金融機関、銀行が進出しておりますし、シンガポールや香港でも百行以上の外国の銀行が既に活動をしておりまして、日本の場合まだ外国の銀行の進出が相対的に少ないということにはいろいろと理由はあろうかと思つております。そのうちのひとつとして、委員御指摘のように、確かに今まで我が国の金融慣行あるいは金融規制というものが、ロンドンとかニューヨークに比べると相対的にきつたつたといふようなこともございまして、外国人の目から見てなかなか商売がしにくいというふうな感じがあつたということもあろうかと思つております。

○竹田四郎君 それから、国内の外国為替公認銀行等の中では一体このオフショア市場にどういふものが出ていくかですけれども、例えば本店あるいは支店というふうな形のものがあるわけではございますけれども、そういうのはいずれもその市場に本店、支店の関係なしに参加できないというのか、あるいは本店だけでなければ参加できないというのか、あるいはもし支店が参加するといふときには、その勘定というものは本店勘定と支店勘定というものは別々にしていくのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(行天豊雄君) このオフショア市場に参加するためには、大蔵大臣の御承認を得てオフショア勘定を設けるといふことになるわけでは

ないわけではございます。ロンドンとかニューヨークではそれぞれ三百行以上の外国の金融機関、銀行が進出しておりますし、シンガポールや香港でも百行以上の外国の銀行が既に活動をしておりまして、日本の場合まだ外国の銀行の進出が相対的に少ないということにはいろいろと理由はあろうかと思つております。そのうちのひとつとして、委員御指摘のように、確かに今まで我が国の金融慣行あるいは金融規制というものが、ロンドンとかニューヨークに比べると相対的にきつたつたといふようなこともございまして、外国人の目から見てなかなか商売がしにくいというふうな感じがあつたということもあろうかと思つております。

○竹田四郎君 それから、国内の外国為替公認銀行等の中では一体このオフショア市場にどういふものが出ていくかですけれども、例えば本店あるいは支店というふうな形のものがあるわけではございますけれども、そういうのはいずれもその市場に本店、支店の関係なしに参加できないというのか、あるいは本店だけでなければ参加できないというのか、あるいはもし支店が参加するといふときには、その勘定というものは本店勘定と支店勘定というものは別々にしていくのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(行天豊雄君) このオフショア市場に参加するためには、大蔵大臣の御承認を得てオフショア勘定を設けるといふことになるわけでは

います。この大蔵大臣の承認は銀行ごとではなくて支店ごとに行いたいというふうに考えております。これは現在の外国為替公認銀行という制度が、やはり銀行ごとではなくてそれぞれの支店ごとに行われておるといふことと平仄を合わせるということでございますが、問題は、そのオフショア勘定という勘定を置くということでございます。この勘定が本店にあつても支店にあつてもいいわけでございますから、その承認の対象としてはやはり支店ごとというふうにした方がよろしいというふうに思ふわけでございます。

ただ、実際問題といたしますと、例えば一つの銀行が本店にもオフショア勘定を置く、支店にもオフショア勘定を置くということは実際上は意味がないことになるんじゃないかと思ひます。と申しますのは、このオフショア勘定は御承知のとおり外へ外取引でございますので、外からの預金を受け入れ、これをまた外に貸すというふうなことでございますので、例えば本店一つそういう勘定を置いておけば、いかなる取引であつてもその本店のその勘定に記帳すれば足りるというわけでございますから、実際問題としてその一つ一つの支店にこの勘定を置くという必要は事実上は全くないのではないかと申すのであります。

ただ、御承知のとおり、我が国の場合、地方銀行、相互銀行、信用金庫といったような幅広い金融機関が外国為替公認銀行としての認可を受けておりますし、こういった金融機関も恐らく、今度このオフショア市場をお認めいただければ、大蔵大臣の承認を得てオフショア取引に参加したいという希望を持つたろうと思ひます。その場合に、例えば地方に本店がある金融機関の場合に、本店に置くかあるいはほかの東京とか大阪にある支店に置くかというところは、これはもう全くその金融機関の判断に任せてよろしいというふうに思つておりますので、承認の仕方としては支店単位であるけれども、恐らくは一つの銀行が本店あるいは支店の一方所にオフショア勘定の承認を得るといふことに相なるのではないかと申すのであります。

おります。

○竹田四郎君 このオフショア市場のそうした金融機関に対して税金、特に預金等の源泉所得税はこれは免除するというのであります。そのほかにはどんな特権といふべきか、特典といふべきか、利益になるようなものをどんなふうにするか、利権といふべきか。

○政府委員(行天豊雄君) ただいまお願いを申し上げておりますこのオフショア市場のスキームの中では、今委員御指摘の非居住者に対して支払われる利子に関する源泉徴収の免除という、これは税制上の特権になるわけでございますが、それに加えて金融上も幾つかの便宜を考へております。

これは、この法律にも書いてございますように、従来届け出を要することになっております非居住者に対する貸付行為のようなものについての届け出の義務の免除ということも一つでございますし、それからまた、現在、御承知のとおり我が国におきましては金利につきましては臨時金利調整法に基づきます金利の規制がございます。それからまた、預金につきましては預金準備率というものが課されておりますし、それから同じく預金につきましては預金保険制度というものがあつてございまして、このオフショア勘定を経由いたします取引というのは、そもそもが言うならば金融機関、まあプロ同士の取引がほとんどになると思ひますし、それからまた、相手が非居住者でございますから、こういった金利規制であるとか預金準備率あるいは預金保険といったような制度の枠組みに入れる必要もないというところで、金融上のこういった措置についても適用免除ということを考えておる次第でございます。

ちなみに、ニューヨークその他の諸外国のオフショア市場を見ますと、それぞれがやはり税制上、金融上の優遇措置を与えておるわけでございます。金融上の優遇措置、すなわち今申しましたように金利規制とか預金準備率等を適用しないという点は、押しなべてこれはもう同じでございます。

ます。それから利子に対する源泉徴収をしないということも全くこれは同じでございます。けれども、ほかの国のオフショア市場につきましては場合によつてそれ以上に、例えばニューヨークの場合でございますと、ニューヨークの州とかニューヨークの市の地方税が免除になっておりますし、それから例えば香港、シンガポール等々につきましても、その法人税に對して若干の軽減措置がとられておるといふこともございます。そのほか印紙税の免除というような措置をとつておるところもございまして。

それだけの市場によりましてこの優遇措置の範囲は違つておりますが、大体共通しておりますのは、今申しましたように利子に対する源泉徴収税の免除と、それから金融上の規制の適用とないところであらうかと思ひます。

○竹田四郎君 今でも外へ外取引等については税金を取らないというふうなことをかなり現実にはやつておるんじゃないですか。そういういたしますと、オフショア市場をつくらなくてもそういうふうな取引といふのをどんどん進めていけばいいんじゃないか、こういう説があるわけですね。ですから、何もオフショア市場をつくらなくても、さういふかどうかわからぬというふうな中で、オフショア市場が思ふように発展をしない、下手をすればタックスヘイブンのものにさせられてしまふ。そういうことがあるんだから、何もオフショア市場をつくらなくても、さういふ円国際化なり金融の自由化などをまだまだ進める点はあるわけですから、そういうものをさう進めたらどうだろうか。

特に、今回の東京のオフショア市場というのは通貨の調達と運用だけですね。有価証券とかあるいは株式とか、そういうふうなものにはございませぬ。これはニューヨークでも扱つていないから恐らく扱わないということだろつと私は思ひますが、しかし、ニューヨークの市場が先ほどもおつしやられましたように二千六百億ドルの規模だということは、日本の場合とは私

はかなり違ふと思ふんですね。ドルが世界じゅうにばらまかれておる形での二千六百億ドル。日本のユーロ円としたら、先ほどお話があつたと思うんですが、せいぜい六兆円か七兆円ぐらいしかないわけですね。でありますから、ニューヨークの場合にはそれだけで私はいいと思ふんですが、日本の場合にはどうも通貨の調達、運用だけでやつていくということでは果たして国際的な市場に成長するかどうかという問題があるんじゃないか。

むしろ私も、日本の場合にはニューヨーク型を選ぶよりむしろロンドン型を選ぶ、あるいは香港型を選ぶといふことの方が円を強くしていく。円の国際化、流動化を進めていくのにはむしろ、この国内の自由化、国際化が進んでいく過程の中でオフショア市場をつくらせていく、そしてそれは有価証券も扱ひ、この方がむしろ円を強くしていく、円の国際的な流動化を進めていくのにはむしろさういふ方が順調ではないか、こういうふうな思ふんですが、日米の関係からニューヨーク方式を選んでおると思ふんですが、さういふロンドン方式といふものにはどういふ問題点があるんですか。

○政府委員(行天豊雄君) 確かに御指摘のとおり、現在世界のオフショア市場と言われております中には、ロンドンとか香港のように、別に新しい制度として導入されたというんじゃないで、その市場自体が自然発生的に非常に自由化されてきて、その場合には外へ外への取引も自由化されてきて、その場合には外へ外への取引も自然発生的に非常に自由になつた、さういふ形の自然発生的なオフショア市場といふものと、それからニューヨークとかシンガポールのように、後になつて一つの制度として人為的にさういふものがつくられたという二つのタイプがあることは御指摘のとおりでございます。

確かに理想論を申せば、国内の金融自由化が非常に進展をいたしました、その結果特に外へ外へ内というふうなものを分ける必要がないといふことは一つの理想的な姿ではあらうかと思ひま

す。ただ、その点になりますと、やはりそれぞれ
の市場が過去において発展してまいりました長い
歴史と申しますか、というものが影響をするわけ
でございます。御高承のとおり、我が国の場合
近代の金融制度というのは百年の歴史を持って
おりますけれども、その中で我が国の場合はかの
市場と比べますと非常に特色のある制度が確立さ
れ、それはそれなりに従来非常に有効に機能して
きたことも事実でございます。最近の金融自由
化、国際化というのは、まさにそういう日本は
日本なりの過去の伝統を保ちながら、同時に、国
際的な経済の相互依存の中でできるだけ金融の面
でも自由な交流ができるように最大限の自由をふ
やしていく必要がある、そういう意味ではほかの
市場と同じような制度、慣行を導入する必要があ
る、こういうことで自由化が進んでおるわけでご
ざいます。

ただ、それは申ししましても、なかなか日本古来
の制度というのは法律的な問題も含めまして一
朝一夕に変えられるものでもございませんし、ま
た何が何でも全部ロンドン型にすることが望まし
いかどうかということも、やはりこれは検討を要
する問題であらうかと思ひます。

したがって、現実の問題といたしましては、冒頭にも申し上げましたが、そういう日本
の金融制度のよさというものはやはり維持してい
く必要があるだろうし、また変化が必要な場合で
も、激変を緩和するという意味からも、ステップ
・バイ・ステップと申しますか、必要な時間をか
けて措置をとっていく必要があるという非常に大
きな要請が片方にあるわけでございますので、こ
の市場の国際化、円の国際化という要請とそうい
った要請を合わせるためには、現実の問題としては
やはり、ロンドン型ということではなくて、ニュ
ーヨーク、シンガポール型のように、一応国内の
市場とそういった外側の市場というものをばつ
きりと分けて、それぞれの二つの仕組みとして併
存をさせていくということが現実的ではないかと
思っておるわけでございます。

長い将来の話になりますと、御指摘のとおり、
これから日本の国内の市場の国際化、自由化も着
実に進んでまいりたいと思ひますので、長い将来の課
題としてはあるいはロンドン型というようなこと
もそれは考えられないことじゃないと思ひますけ
れども、少なくとも当面の現実といたしましては、
国内の秩序をも十分配慮するという意味でニュ
ーヨーク型の内外分離というのが最も現実的か
つ望ましいやり方ではないかなというふうに考え
ておるわけでございます。

○竹田四郎君 日本の場合には、国内勘定とそれ
からオフショア勘定をびしりと遮断するとい
うんですが、日本人というのはどうも、何とい
ますか、遮断をすれば越えたがるというやうなこ
ろもなきにしもあらずだと思ひますがね。外国
の銀行が来るといってもどのくらい来るのかわか
りませんけれども、本当に成長するということに
なりますと、ニューヨーク、ロンドンという形の
金融機関が来るのが恐らく市場としての発展性が
あるということになると思ひます。

先ほどの提案説明でも伺ってたわけですが、
「大蔵大臣の承認を得て」ということですが、国
内の場合には割合いいですけれども、外国から来
る銀行の場合、「承認を得て」というこの条件
ですね、どういふ条件があれば承認をするのか。
その辺は何かはつきりしたものがあられるわけだ
か。それは国内と全く同じということですか。と
いうのは、私は率直に言って、外国の銀行だか
らすべし銀行だとは限らないと思ひます。ま
中にはいろいろなことを秘めた、日本の銀行の中
にだっているいろいろなことを秘めてやる銀行があ
るから時々問題になるんであって、外国の銀行なら
なおさら私はそういう問題はあろうと思ひます。
外国の銀行が来るときにそういう意味で、「承認
を得て」ということですが、その内容というの
はどんなことが条件になるわけですか。
○政府委員(行天豊雄君) 外国の銀行が日本に店
を出そうということになりますと、まず、当然で
ございますけれども、銀行法によりまして銀行業

の免許を受ける必要がございますし、さらに、外
國為替業務を行いたいということでございますと
今度は外為法の認可が必要になるわけございま
す。

今度オフショア市場に参加をする、つまりオフ
ショア勘定を持つための承認を受けられるのは、
まず外為銀行としての認可を得た銀行ということ
でございますので、そこで相当資格要件が整って
おるものだけがまずそもそも対象になっておると
いうことはございます。それから、特にオフショ
ア勘定をつくってオフショア取引をするというこ
とになりますと何が必要かと申しますと、まずは
そういうふうな国内の勘定と分けた勘定をきつち
りと区分経理できる。もちろんそのためには、こ
ういふ非常に機械化の時代でございますので、相
当コンピュータ関係の設備なりあるいはソフト
ウェアみたいなものも整っていないかならないと
いうことでございますし、またそういう特別な
勘定を十分ごちやごちやしないように区分経理を
できるようなそういう人材と申しますか、専門的
な知識、経験を持った職員が必要であるというこ
ともあろうかと思ひます。

したがって、私どもでもできるだけ、オフショ
ア勘定の創設につきまします大蔵大臣の御承認につ
きましては、前向きにかつ自由にやっていきたい
と思っておりますけれども、少なくとも今申しまし
たような最低限の資格と申しますか、能力とい
うものはチェックをしなきゃいかぬだろう。それか
らまた、私ども、銀行法に基づきます検査する
いは外為法に基づきます検査をやっておきますもの
ですから、そういう検査の結果、この銀行はこ
ういふ片一方で特権を持った勘定でございますか
ら、そういう特権を享受するにふさわしい健全
性を持っておるといふことも参考にしていきたい
というふうな考えをしております。ですから具体的
に、繰り返しに申しますけれども、こういう勘
定処理をするに足る能力を持っておるかどうかと
いうことが大きなポイントにならうかと思ひま
す。

○竹田四郎君 このオフショア市場の日本の場合
に一番重要なのは、オフショア勘定と国内勘定と
を遮断するということのところが一番重要だろ
うと思ひますね、一つの装置として。この遮断が
できなかったならば東京市場の意味は余りな
いし、それこそ金もうけの材料に、そういう場所
にされてしまうことになるだろうと思ひま
すが、その遮断ということには非常に私は難し
かろうと思ひますが、この辺はどんな形で遮断
するのか。

今おっしゃられたように、非常に勘定のよくわ
かる、遮断もできるというやうなことが条件のよ
うですが、そういうことがわかってる人は余計
計画的に遮断を破るということも逆になり得るわ
けですね。よく知っている人は知っているだけに
破る。そして恐らく、利子の源泉所得を取らな
いということになりますと、ちょっと計算しても一
%前後の利益は得られるわけでありまから、こ
れからは銀行間の競争が非常に激しくなるとい
うことになる、少しでも有利なものにやっていく
ということこれはもう銀行としても人情だし、
個人はもちろん参加はできないわけでありま
すけれども、何とかその辺はうまくくぐってこれとい
うやうな要求が大きくなるからあるかもしれない
。そういうことになるとこの遮断というのが私
は非常に難しがると思ひますが、その辺は大
蔵省はどういふ遮断をしているのか。いや、ま
いぐあいにごまかしているのか。あるいは合法的に
外の現地法人を使って国内の資金がそっちの方に
移っていくというやうなこともこれはあり得ると
思ひますね。

現実、今まで完全に初めから終りまで遮断
のできた市場というのには恐らくないだろうと思
ひますね。ニューヨークの市場だつてなかなか遮断
ができなくていろいろの事件を起こしているや
うでありますし、シンガポールでもそういう事件
があつたやうでありますし、そういう意味でい
けば、世界のオフショア市場というのは完全に遮断
ができたところは恐らくないだろうと思ひま
す。

現実、今まで完全に初めから終りまで遮断
のできた市場というのには恐らくないだろうと思
ひますね。ニューヨークの市場だつてなかなか遮断
ができなくていろいろの事件を起こしているや
うでありますし、シンガポールでもそういう事件
があつたやうでありますし、そういう意味でい
けば、世界のオフショア市場というのは完全に遮断
ができたところは恐らくないだろうと思ひま
す。

ね。いろいろなオフショア市場についての、ニューヨークの市場についてのものを読んで、おおむね遮断ができるという程度のもので、完全に遮断ができるというところは恐らくあり得ないだろうと思うんです。その辺は大蔵省はどうかいうふうに監視をし監督をするのか。現実には余剰の資金というものは出ることがあり得ると思うんですね。それを運用したくなるということになると、どうも垣根が邪魔になつてくるというようなことが私はあり得るんだらうと思うんですが、その辺は一体どうなさるんですか。

○政府委員(行天豊雄君) まさに御指摘の点が、このオフショアの問題につきまして私どもが一番頭を悩ました点でございます。つまり、一つは利子に対する源泉徴収の免除という税制上の特権があるわけでございますし、金融上のいろいろな優遇措置もございまして、やはりこういう優遇措置を与える以上、この勘定とそれから国内との間が全く野放しで金が出たり入ったりするということになりますと、これはまさに御指摘のとおり、居住者がこれを悪用して脱税を図るとか、あるいは国内のマナーサプライを管理する上でぐあいが悪くなるとかいう心配があるわけでございます。そこで私も、省内、主税局その他あるいはまた日本銀行等ともいろいろ相時間をかけてましてこの点につきまして議論をし知恵を絞りました結果、いろいろの手立てを実は設けようと思つておるわけでございます。

簡単にちよつとその点を申し上げますと、まず、さつき申しましたように、そもそもこういうオフショア市場というものに参加できるものの資格を限定しよう。つまり、さつき申しましたように、外為銀行の中で大蔵大臣の承認を新たに受けたものだけ、それからそれに加えては、取引の相手方となるのは外国の政府であるとか国際機関であるとか、あるいは外国の法人というふうな、その非居住者であるということが明白であるというのだけに限ろう、こういうことでございます。特に、銀行がこのオフショア勘定を使つ

て取引をいたします場合には、相手が確かにこれは日本人ではない、非居住者であるということを確認する義務を法律上負わしておるわけでございします。

それから、銀行がオフショア勘定から非居住者に向かつて貸し出しをするわけでございますけれども、その場合も、その貸し出された金がまた日本へ戻つてきちゃつて国内で使われているということでは、これは御指摘のとおり遮断にならないわけでございますから、こういう場合は、貸し出した金はこれは日本の国内では使われないという、いわば確認書を貸した相手から徴求をするというふうなことも考えております。

それからまた、受け入れた預金、借入金等につきましても、どんな預金でもいいということになりますと、例えば当座預金のようなものができまして、自由に小切手が切られてだれの手に渡るかわからぬというようなことにも相なるものがございますから、この預金につきましても、種類、特にいわゆる最低預入期間、つまり余り短期のものに認めないということも考えております。

それから取引の単位につきましても、これは余り何円、何百円でもいいということになりますとまた管理がなかなか難しくなるものでございしますから、当面、金融機関を除きましては一億円というふうな最低の取引単位というものを設けさせていたきたいというふうにも思っております。

つて銀行の経営に非常に悪影響が及ぶというふうな、そういう金融上の摩擦が起こるおそれもございますので、そういう摩擦回避という最小限の範囲においてはこれはオフショア勘定と国内の勘定との間の振替を認めよう。

ただしその場合も、例えばオフショア勘定の残高の、この数字はまだこれから勉強させていたいただきたいと思つてございしますけれども、最大限何%の範囲までしかそういう振替を認めないとか、あるいは月間を通して平残をとりまして、オフショア勘定とそれから国内の勘定には貸し借りがなり、要するにチャラであるというふうな、いろいろの相当これは細かいかつ技術的な遮断措置をとらせていたきたいと思つております。

私も、これも冒頭に申し上げたことでございしますけれども、片一方では、できるだけこの市場は自由で使いやすい市場にしたいという要請と、今お話しした内外遮断という実を上げなきゃならないという、多少その点では相反する要請があるわけでございしますが、これは省内外関係局、日本銀行ともぎりぎりのところを議論をいたしました。まあこれだけやっておけば、予想される事態では、いわゆる漏出、漏入という問題は起こらないであらうというふうな考えておるわけでございします。

実は、ニューヨークで五年前にこのオフショア市場ができましたときも同じようにこの問題が非常に議論になりました。かなりいろいろと内外遮断措置がとられて、それに対しては批判もあつたわけでございします。こんな厳しいことをやつたらもうマーケットが育たないよというふうな話もございましたし、反面では漏出入を心配する声もございましたが、ニューヨークの経験は、私も聞いております限り、五年の間に非常にぐあいが悪かつたというふうなことではないというふうに了解しておるわけでございします。特に、今お願いしておりますスキームは、そのニューヨークと比べましても実を申しますとかなり厳しいことになっております。例えば、非居住者という個人は一切認めない、ニューヨークの場合は

これは認められておるわけでございしますけれども、ということでございますので、余り問題がないニューヨーク以上に実は日本の今お願いしております制度は厳しいという点は御理解を賜りたいと思つておる次第でございます。

○竹田四郎君 今のお答えの中で、要するに毎日の両勘定が合つていかないと後で問題になるわけですから、その毎日毎日の勘定がイーブンになるような、チャラになるような指導というものが必要であるし、あるいは月の平均でいってもそれが大体見合うという形でないといつたりそこをリーケージの問題とか不正の問題とか、そういうものが起きると思うんです。その辺は大体どのくらいのパーセンテージ、日々の場合はどのくらいのパーセント、月の平残の場合にはどのくらい。まあ月の平残の場合には、多い場合には日銀の方に準備率を積ませるか何かなさるといふようなことも聞いておるわけでありますけれども、その辺は一体どんな姿になるのか。

それから、確かに貸し出しの使途制限というので、ニューヨークの市場では念書を取るといふようなことでやられたようでありましたけれども、必ずしも今局長がおっしゃるほどうまくいっていないということも実は言われているわけでして、その辺も非常に難しい。

全体的に、ここは自由な、優遇された市場という建前論がある。しかし、その建前論でいくと今度はそういうリーケージの問題とかあるいは不正の問題とか、使途について不明確であるとか、こういう問題がある。そういう規制が加われば加わるほど今度は逃げていく可能性が逆に言うて出てくるんじゃないだろうか。その辺の調和というのが非常に重要なところだと思つておる。やっぱりその点は、ニューヨークの市場と日本の市場と、ニューヨークでうまくいったから日本でもうまくいくと私は必ずしもそうは思わないですね。やっぱりドルと円との国際的な評価の現在における問題点というものがあれば、ドルではうまくいったけれども円ではうまくいかない、こ

ういうことも私は大いにあり得るんじゃないか、
こう思うんですが、その辺の調和というものを一
体どう考えているのか。あるいは、先ほどもちよ
つとお話がありました、国内のマネーサプライ
イあるいは金融政策との関連などもこれは関連し
てくる問題だろと思わんですが、その辺の、厳
しくするのは結構なんですが、厳しくすると今度
は大きくなりくいという問題が、私はそれはト
レードオフの関係にあるんじゃないだろうか、こ
う思うんです。

○政府委員(行天豊雄君) 確かに非常に大事な問
題でございますが、先ほども申しましたように、
私どもといたしましては、内外遮断という実効を
上げ得るような措置を十分講じてまいりたいと思
っております。

具体的に申しますと、オフショア勘定とそれか
ら国内の勘定との毎日毎日の摩擦回避のための
振替の限度でございますけれども、これはまだ実
は最終的にかためておりませんけれども、オフ
ショア勘定におきましては、先ほども、オフ
ショア勘定におきましては、先ほども、オフ
%とか5%とかいう程度の限度が適当ではない
か。つまり一日一日を見てもそれ以上のぶれがあ
つてはいけない。それから月間を通しますと平残で
はこれは一切倍超過になってはいけないという
ふうに考えております。ですから、一日ベースで
見ると5%ぐらいのぶれはあるけれども、月を通
して見るとこれは必ずチャラになって、要するに
オフショア勘定と国内勘定の間ではネットの資金
の動きは全くなかったというのを確保したいと
いうふうに考えておるわけでございます。

○竹田四郎君 そういう意図はよくわかるんです
よ。意図はよくわかるんですが、それを実行させ
る手段というのはどうのことなんでしょうか。恐ら
く毎日毎日そういう日計というの上がって、恐ら
くおまえのところがこれじゃだめだよと指導をしな
ければ、日本の銀行が大蔵省の言うことを守ると
同じように世界の銀行が大蔵省の言うことを守る
かという、日本の銀行だつて守らぬところがあ

るんですから、世界の銀行じゃなお私は守らぬだ
ろうと思わんですが、その辺は大蔵省も毎
日毎日その日報を見ながら指導をするんですか。
どうなんでしょうか。

○政府委員(行天豊雄君) これはもちろん毎日毎
日の日計表をそれぞれオフショア勘定を持ってお
ります銀行は提出することを義務づけられるわ
けでございます。それを私どももあるいは日本銀行
等がチェックをいたしまして、今お話ししました
ように、ルールが決まればそのルールに従
って経理が行われておることを確認をいた
すわけでございます。

現在でも、例えば外国為替銀行の場合持ち高規
制という指導がございまして、これは外国為替に
つきましては資産、負債の残高の差がある限度を超
えてはいけないというルールがあるわけでござい
ますけれども、これにつきましても同じようにそ
れぞれ銀行から経理の報告がなされておるまし
て、このルールの確認を行っておるわけでござい
ますが、この問題につきましても私どももよく
つておると思っておりますので、このオフショア
勘定につきましてもの経理処理も、まあ確かに事務
的には負担になるわけでございます。これは双方
にとりまして、銀行の方にとりましてもまた私
どもにとりましても新しい負担にはなるわけでござ
いますけれども、技術的に可能なことではあるう
というふうに考えております。

○竹田四郎君 そのことだけ議論しているわけに
はいきませんけれども、私はそのところが非常
に重要だという気がするんですね。余りそうい
てやましく言え、何も東京市場なんかでそん
な取引することは、香港だつてシンガポール
だつてあるじゃないか、ましてやロンドンだつて
あるじゃないかということだと思わんです。
だから、これはかなり時間的な問題も同時にあ
ると思わんです。東京市場がちょうどロンドンと
ニューヨークの中間にあるという、その時期にや
っぱり取引をしたいという時期の問題があるから
東京市場が成り立つんですけれども、そういうお

金ばかりとは限ったことではないと思わんです。
ですから、余り厳しくやってしまえばせっかくつ
くったオフショア市場がもっとも伸びない。した
が、円の国際化あるいは円の世界における利
用度というんですか、そういうものが進んでいか
ないんじゃないか。これからやることであります
から、今までこれがいいか悪いかということとは
ちよつと日本の場合は実績がないから言えないん
で、けれども、どうもその辺がかなり難しいだろ
うなあと、どうも思わんです。

これはどうですか、ちよつとそれがうまく作用
するところは竹下総理大臣ということになって
だろと私は思わんですが、その辺の問題
は竹下さんどういふふうにお考えでしょうか。
○國務大臣(竹下登君) 実務的なことをお答えす
る能力がございせんが、きょうの議論を聞いて
おりました、部内で長いことかかってディスカッ
ションしたものの何か総括をしていただいている
ような感じが率直にいたしました。

振り返つてみますと、五十八年でござい
ます、前のリーガン財務長官が見えて、円・ドルの
議論が始まったときに、一番最初の竹田さんの御
議論でございせんけれども、円はどこへ行つた
て通用するじゃないか、こういう議論がありまし
て、僕も、いやしかし残念なことには、ポンド
は昔基軸通貨だったから一ポンドは何ドルだと、
こう言うけれども、日本は円は〇・〇〇五ドル
だというふうなことは言わねえじゃないかとか。そ
れから、それは言つてもベトナムから逃げていく
人で円を持って逃げる人はいないじゃないか、や
っぱりドルを持って逃げるじゃないか。まあそん
な議論をしたことかと思ひますと、このところ
の三年ぐらいの本当に何か総括が一つの今度のこ
のオフショア市場の問題としてあらわれてきたと
いう印象が、今非常に議論を聞きながらそういう
印象を深くしたわけでございせん。

実際問題、本当にこんなお話を申し上げるのは
失礼でございせんけれども、最初ユーロ円の話が
出たときに、ある会合で、ユーロ円ってどんな札

かと聞かれたこともございました。私もその辺
一モアを心得ておりました、聖徳太子さんのとこ
ろがキリストが来てあるんじゃないかとか、こ
んな話をしたことがございました。それから、近
くは、オフショア市場、オフショアというのは非
常にわかりやすいんでございせんが、本当のこと
でございせんけれども、ある建設会社の方が、浦
安に建ちますかあるいは晴海にお建てになるん
で、すかという話がございまして、銀行業界の
会合のときにも大笑いしたことがございせん。

そういうことから見ますと、いろんな議論の総
括をしていただいておりますが、結局やらして
ください、こんな印象で本当はいっぱいでござ
います。まだあるいは進みぐあいによつていろん
なことが出てくるかもしれません。が、いろん
なことを考えてみて、東京が金融人口十七万、ある
いは二十万と丸めまして、ニューヨークが五十
万、ロンドンが七十万、そういう問題も逐次変化
していくだらうなということ、大変な期待を持
つてこの法律はお願いをしておるというのが私の
偽らざる今日の心境でございます。

やらしてみてくださいという言葉はちよつと表
現としては適当でないかもしれせんが、そんな
気がいたしたことも事実でございます。
○政府委員(行天豊雄君) 今大臣の御答弁に補足
させていただきますけれども、先ほど委員
御質問のとおり、遮断の実効ある措置というの
は確かに技術的になかなか容易ならざること
でございます。

ただ、一ついい面と申しますか、御承知のと
おり、最近銀行経理のコンピュータ化が非常に進
んでおりました、恐らくこの経理処理も相当程度
機械化が可能であると思ひますし、その場合か
なり複雑な処理もコンピュータの利用によりま
して割と簡単にできる。したがつてまた、それを
監督する立場にとりましても、一枚一枚帳簿なり
伝票を繰るといふことじゃなくて、効果的な監督
ができるような時代にはなつておると思ひま
す。

実はこの制度は、仮にお認めいただきまして、実際に動き出しますまではしばらく時間がかかるかと思うのでございますけれども、そのうち非常に大きな部分はまさにコンピュータ化の部分でございます。それだけの金融機関が必要でございまして、新しいソフトウェアを開発するといふために二、三カ月あるは三、四カ月の時間がかかるというのが非常に大きな要素なのでございます。それだけ時間をかけますれば、私は監督上からもかなり有効なシステムというものは構築できるんじゃないかというふうに考えていることを付言させていただきますと思ひます。

○竹田四郎君 何も円とドルだけを扱う市場じゃないだろうと思うし、マルクも扱えあるいはポンドも扱う、こういう市場ですからね。じゃ一体それをどう評価するか。経理基準というふうなものも恐らくつくらねばいけません。それから、税金の問題にいたしまして、これは先ほどもお話があったように、ニューヨークでは州税と市税あたりを免除しているというふうな点もありまして、日本ではどうなるのか。それだけの市町村との関係も出てくるだろうし、そういう面は、経理基準とかそういうふうなものはまだできていないわけですか。

○政府委員(行天豊雄君) 現段階はこの法律の御審議をお願いしておる段階でございますので、まだ、政令、省令、告示というふうな下位の段階の準備は鋭意進行中でございますけれども、完了しておりません。したがって今御指摘の経理基準のようなものも目下作業中ということでございますが、これは単に私どもだけじゃございませんで、実際にこういう勘定を持ちます民間金融機関の意見も聞かざるやなりませんので、まだ多少時間はかかるのではないかと、いうふうに思っております。

それから地方税の問題につきましては、御指摘のとおりこれはそれぞれの地方公共団体の方で御検討を願う話でございますが、現在のところは特

に御報告申し上げるような事態はございません。○竹田四郎君 もう時間もありませんが、これは金融そのものではないに、オフショア市場ができるというところで、全体の金融環境といふか、金融じゃなくて都市環境と言つたらいいと思うんですが、そういうことがやがて私に問題になるだろうという気がするんですよ。

と申しますのは、どこへ来て、今の時代でありますから電話一本でもどうにもなるわけですね、現実には、日本は先ほどもお話がありましたように、現実に、日本は先ほどもお話がありましたように、外資銀行がせいぜい七十七くらいというお話がありますけれども、これがやっぱりロンドン、ニューヨークあるいはシンガポールにしても日本の倍から三倍、四倍という外国の支店、営業所というのがあるわけでありまして、日本にも恐らくそういうものが私に来ると思ふんですよ。その中には事務所が電話一本机一つというふうなところも恐らくあるだろうと思ひますけれども、それにしても、どっかに事務所をつくらなければならない、やっぱりできる限り金融センター的なところになる、今の東京あたりの非常に高いところ、果たしてそういうものを収容し得るような環境にあるのかどうかという感じもします。

それからまたもう一つは、そういうふうになつてまいりますと人間の往来というの私も当然出てくるだろうと思ふんですね、激しく、そうやってきますと、人間がどう来て、どうそういう金融センター周辺に、まあ自分の事務所に来るのかというふうなアクセスの問題というの私も非常に重要になってくるだろうと思ふんですよ。今のようないや、非常に込んだところを長い時間かかって来るというふうなことが果たして許されるかどうか、このかという、その辺のことこの問題と一緒に考えてみないといけません。これは金融プロパーの問題じゃありませんけれども、全体としてはそういうことを考えないと市場も大きくなっていかないんじゃないだろうか、こ

んな気がするんですが、その辺は、局長の答弁の範囲じゃなくて、むしろ大臣の答弁あるいは次官の答弁、まあ次官は運輸関係の専門家でありまして、そういう意味では次官の御説明の方がいいかもしれないですね。

○國務大臣(竹下登君) これは近年、金融・資本市場の自由化の進展、それから日本経済の国際化の進展、この間もモルガンが見えたりなりまして、信託銀行のことについてのごあいさつでございますが、今、パーティーの招待状を見ておりますが、非常に外銀等が多くなっております。みんな行つておたら大変なことになるぞというので、行天局長らは仕事柄行くようにしておりますけれども、実際のこの議論がまさに都心の地価の値上りの一つの原因じゃないかと言われるぐらいでございます。率直に申し上げます。

今後ますますこれがふえていって、それこそ、先ほど五十万とか七十万とか言いましたが、そういう傾向も出てくる。それで、やっぱり金融機関でございますから、今御指摘なさいましたように、世田谷の方の一室におるといふわけにはそれはいかぬと思ふのです。この辺、こういうことになりましてまさに国際的都市というふうにならざるを得ない。

そこで、最近、江崎特命大臣が中心になりました、都市再開発に民間活力を生かしていかぬや、ならぬ、それがたかぬといふのも規制緩和を強烈にやらざるやいかぬといふので今作業を鋭意しておられるわけでございますが、そういうふうな対応の仕方というのには非常に必要なことだ。中には、東京駅を全部、下へ列車が入って、あそこへ五十階を建ててそこへ金融機関をみんな集めるとか、いろいろな粗っぽい議論も出ておりますけれども、私は、今おっしゃったように、国際金融

都市として位置づけられ、そして都心のいわゆる規制緩和等によるところの民間活力が導入されて、本当に新しい都市ができていくような、私もそんな気がしておりますので、今こそこれにかからざるやならぬと、さういふふうに思っております。

空港のアクセスの問題、これも議論されております。少なくともヘリで、こつちのヘリポートがその大ビルディングの上にあればそこへ着けるようにすべきじゃないかとか、そういう議論もなされておりますし、それからコミュニティーとかいって、そういうものもやっぱり必要ではないかという議論もなされておりますので、そういう方向へ、だんだん国民の目もそつちの方へいっているんだなということ、たかまじきまだ日本だと思つてそれを眺めておいて、そして我々としても可能なことはしなさいかぬという気持ちを十分に持たしていただいております。

○委員(山本豊雄君) 本日の審査はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十分散会

〔参照〕

昭和六十一年度一般会計歳入予算並びに大蔵省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算につきまして御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は、五十四兆八百八十六億四千三百万円でありまして、これを前年度予算額に比較いたしますと、一兆五千八百九十億円の増加となっております。

以下、歳入予算のうち主な事項につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、租税及印紙収入は、四十兆五千六百億

円でありまして、これを前年度予算額に比較いたしますと、二兆百億円の増加となっております。この予算額は、現行法による租税及び印紙収入見込額四十兆二千四百二十億円で、昭和六十一年度の税制改正による増収見込額三千百八十億円を加えたものであります。

次に、各税目別に主なものを御説明申し上げます。まず、所得税につきましては、住宅減税による減収見込額三百七十億円を差し引いて、十六兆八千九百九十億円を計上いたしました。

法人税につきましては、民間活力の活用等を通じ内需の拡大等に資するための所要の改正及び租税特別措置の整理合理化等による増減収見込額を調整して、十二兆七千六百億円を計上いたしました。たばこ消費税につきましては、従量税率の引上げ等による増収見込額千二百億円を加えて、九千八百六十億円を計上いたしました。

以上申し述べました税目のほか、相統税一兆千三百二十億円、酒税一兆九千七百四十億円、揮発油税一兆五千七百二十億円、物品税一兆六千二百七十億円、関税五千五百三十億円、印紙収入一兆四千六百二十億円及びその他の各税目を加え、租税及び印紙収入の合計額は、四十兆五千六百億円となっております。

第二に、雑収入は、二兆四千二百四十四億八千七百円でありまして、これを前年度予算額に比較いたしますと、三千七十三億四千七百円の増加となっております。

この収入のうち主なものは、日本銀行納付金一兆二千三百億円、日本中央競馬会納付金九百二十二億七千万円、特別会計受入金三千四百十億二千三百万円、補助貨幣回収準備資金受入四千三百九十八億七千八百円等であります。

第三に、公債金は、十兆九千四百六十億円であります。これを前年度予算額に比較いたしますと、七千三百四十億円の減少となっております。この公債金のうち、五兆七千億円は、建設公債

の発行によることとし、残余の五兆二千四百六十億円は、特別公債の発行によることと致しております。

なお、特別公債の発行につきましては、別途、「昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案」を提出し、御審議をお願いいたしております。

最後に、前年度剰余金受入は、七億八千九百万円となっております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は、十二兆五千九百七十八億八千万円でありまして、これを前年度予算額に比較いたしますと、一兆三千三百二十八億九千万円の増加となっております。これは、国債費が一兆九百五十三億六千万円増加いたしましたこと等によるものであります。

以下、歳出予算額のうち主な事項につきまして、その概要を御説明申し上げます。まず、第一に、国債費につきましては、十一兆三千九百九十五億八千万円を計上いたしておりますが、この経費は、一般会計の負担に属する国債の償還、国債及び借入金等の支払並びにこれらの事務の取扱いに必要な経費の財源を、国債整理基金特別会計へ繰り入れるためのものであります。

なお、普通国債の償還財源につきましては、先ほど申し述べました「昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案」に基づき、昭和六十一年度において、前年度首国債総額の百分の一・六に相当する額及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する額の繰入れが行わないこととしておりますが、国債整理基金の状況にかんがみ四千億円の予算繰入れを行うことと致しております。

第二に、政府出資につきましては、中小企業信用保険公庫等二機関に対し、一般会計から出資するため必要な経費として、二千九百億円を計上いたしておりますが、その内訳は、中小企業信用保険公庫二百九十億円、海外経済協力基金千八百億

第三に、経済協力費につきましては、六百五十億四千三百万円を計上いたしておりますが、この経費は、発展途上国に対する食糧増産援助等に必要のものであります。

第四に、国民金融公庫補給金につきましては、三百三億八千九百万円を計上いたしておりますが、この経費は、国民金融公庫の業務の円滑な運営に資するために必要なものであります。

最後に、予備費につきましては、予見し難い予算の不足に充てるため、三千五百億円を計上いたしております。次に、当省所管の特別会計のうち主な会計につきまして、その歳入歳出予算の概要を御説明申し上げます。まず、造幣局特別会計におきましては、歳入、歳出とも七千八百八十億千五百万円となっております。

次に、印刷局特別会計におきましては、歳入八百六億六千万円、歳出七百二十九億七千三百万円、差引き七十六億二千七百円の歳入超過となっております。以上申し述べました各特別会計のほか、資金運用部、国債整理基金、外国為替資金、産業投資、地震再保険及び特定固有財産整備の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、予算書等によりまして御覧いただきたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、その概要を御説明申し上げます。まず、国民金融公庫におきましては、収入四千五百五十二億二千円、支出四千二百二十七億七千七百円、差引き七十四億九千七百円の支出超過となっております。

このほか、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、予算書等によりまして御覧いただきたいと存じます。以上、大蔵省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。一、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案
外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第二十条第一号中「第四号」の下に「及び第二十二号第二項」を加える。
第二十二号第一項中「第二十四号第一項」を「第一号に掲げる資本取引のうち、本邦にある外国為替公認銀行と非居住者との間の金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引で当該外国為替公認銀行における当該取引に係る資金の運用又は調達に関する経理が特別国際金融取引勘定において整理されるもの及び第二十四号第一項」に改め、同条第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項に規定する特別国際金融取引勘定（以下この項において「特別国際金融取引勘定」という。）とその他の勘定との間における資金の振替その他の特別国際金融取引勘定の経理に関する事項及び特別国際金融取引勘定において経理される取引又は行為に当該取引又は行為の相手方が非居住者であることの確認その他必要な事項については、政令で定める。

第二十二号第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の「特別国際金融取引勘定」とは、本邦にある外国為替公認銀行が、非居住者（外国法令

に基づいて設立された法人その他政令で定める者に限る。以下この条において同じ。から受け入れた預金その他の非居住者から調達した資金を非居住者に対する資金の貸付けその他の非居住者に対する資金の運用に充てるために行う次の各号に掲げる取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する経理をその他の取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する経理と区分して整理するため大蔵大臣の承認を受けて設ける勘定をいう。

- 一 第二十条第一号に掲げる資本取引のうち、非居住者との間の預金契約で政令で定めものに基づく債権の発生等に係る取引
- 二 第二十条第二号に掲げる資本取引のうち、非居住者との間の金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引
- 三 その他政令で定める取引又は行為

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、税制改革・減税に関する請願(第六二二号)(第六二三号)(第六二四号)(第六二五号)(第六二六号)(第六二七号)(第六二八号)(第六二九号)(第六三〇号)(第六三二号)(第六三三二号)(第六三三三号)(第六三四号)(第六三五号)
- 一、大民間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(第六三六号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第六四四号)(第六四五号)(第六四六号)
- 一、大民間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(第六四七号)(第六四八号)(第六四九号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(六五六号)(第六五七号)(第六五八号)(第六五九号)(第六六〇号)(第六六一号)(第六六二号)(第六六六号)

三号(第六六四号)

- 一、大民間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(第六七一号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第六七二号)(第六七五号)(第六七六号)(第六七七号)(第六七八号)(第六七九号)
- 一、大民間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(第六八〇号)(第六八一号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第六九一号)(第六九二号)(第六九三号)(第六九四号)(第六九五号)(第六九六号)(第六九七号)(第六九八号)
- 一、大民間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(第六九九号)(第七〇〇号)(第七〇一号)(第七〇二号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第七〇九号)(第七一〇号)(第七一一号)(第七一二号)
- 一、国民本位の税制改革等に関する請願(第七一五号)
- 一、大民間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願(第七一七号)
- 一、大民間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(第七一八号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第七一九号)(第七二〇号)(第七二二号)(第七二三号)(第七二四号)(第七二五号)(第七二六号)(第七二七号)(第七二八号)
- 一、大民間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(第七七九号)
- 一、大民間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願(第七八〇号)(第七八一号)(第七八二号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第七九〇号)
- 一、大民間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(第七九一号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第七九二号)(第七九三号)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(七八〇六号)(七八〇七号)(七八〇八号)(七八〇九号)(七八一三三号)(七八五四号)

号(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)

- 一、国民本位の税制改革等に関する請願(第八五九号)(第八六〇号)(第八六八号)(第八六九号)
- 一、大民間接税導入反対等に関する請願(第八七〇号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)
- 一、国民本位の税制改革等に関する請願(第八七九号)(第八八〇号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第八八一号)(第八八二号)(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)
- 一、大民間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(第八八七号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)

第六二二号 昭和六十一年三月十四日受理

税制改革・減税に関する請願(三十四通)

請願者 岐阜県可児市大森一、五〇一ノ千九百九十九名

紹介議員 井上 計君

昭和六十一年度において、次のように税制改革・減税を実施された。

- 一、課税最低限の引上げ、累進税率の見直しなどによる一兆六千二百億円の所得減税を実施すること。
- 二、住民税の課税最低限引上げによる千八百億円の住民税減税を実施すること。
- 三、住宅減税、教育費減税などをはじめとする五千億円の政策・福祉減税を実施すること。
- 四、所得捕提率の是正、医師優遇税制をはじめとする租税特別措置の見直しなど不公平税制を是正すること。

五、大民間接税導入やマル優制度の廃止、新税導入などの大衆増税をしないこと。

理由

昭和六十年度実施を要求していた課税最低限の引上げ、累進税率の見直しなどによる税制改革・減税が、事実上見送られる状態になっており、勤労者は実質大幅増税をいられている。また、所得捕提率、租税特別措置などの執行上、制度上の不公平は拡大している。加えて、政府は、大民間接税導入や新税導入を含む税制改革を検討しており、これが行われれば税の不公平は更に拡大し、勤労国民の生活を極度に圧迫する。このため、税制改革・減税の早期実現を要請するものである。

第六二三号 昭和六十一年三月十四日受理

税制改革・減税に関する請願(三十九通)

請願者 東京都足立区西新井六ノ一ノ一八巻泰正 外三万六千九百九名

紹介議員 伊藤 郁男君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六二四号 昭和六十一年三月十四日受理

税制改革・減税に関する請願(三十通)

請願者 大阪府岸和田市吉井町三ノ六ノ六川元邦義 外二万九千八百名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六二五号 昭和六十一年三月十四日受理

税制改革・減税に関する請願(三十通)

請願者 静岡県浜松市秋丘二ノ九二三川田和久 外三万四千三百六十三名

紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六二六号 昭和六十一年三月十四日受理

税制改革・減税に関する請願(三十五通)

請願者 三重県松阪市下村町八六九ノ五五

浦田忠夫 外二万八千八百五十三名
紹介議員 小西 博行君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六二七号 昭和六十一年三月十四日受理
税制改革・減税に関する請願(二十九通)
請願者 東京都日野市南平七ノ二一ノ一四
高橋輝男 外二万四千三百九十
九名
紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六二八号 昭和六十一年三月十四日受理
税制改革・減税に関する請願(三十一通)
請願者 神戸市須磨区友が丘七ノ五九 横
田康之 外二万四千五百三十五名
紹介議員 関 嘉彦君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六二九号 昭和六十一年三月十四日受理
税制改革・減税に関する請願(三十一通)
請願者 愛知県岡崎市島坂町島山三一 種
垣光俊 外三万二千二百二十六名
紹介議員 田淵 哲也君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三〇号 昭和六十一年三月十四日受理
税制改革・減税に関する請願(二十九通)
請願者 神奈川県平塚市東八幡一ノ一〇ノ
一四 小松正男 外二万八千九百
九十九名
紹介議員 中村 鋭一君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三一号 昭和六十一年三月十四日受理
税制改革・減税に関する請願(二十七通)
請願者 東京都練馬区谷原一ノ一四ノ一七

榎本光男 外二万五千九十八名
紹介議員 坂山 映子君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三二号 昭和六十一年三月十四日受理
税制改革・減税に関する請願(三十二通)
請願者 三重県伊勢市一之木五ノ八ノ五
坂本修一 外二万八千六百二十九
名
紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三三号 昭和六十一年三月十四日受理
税制改革・減税に関する請願(二十九通)
請願者 愛媛県大洲市菅田町能登 山岡政
幸 外二万六千六百六十二名
紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三四号 昭和六十一年三月十四日受理
税制改革・減税に関する請願(二十九通)
請願者 静岡県富士宮市内野五 平石敏
外二万八千九百九十九名
紹介議員 柳澤 鎌造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三五号 昭和六十一年三月十四日受理
税制改革・減税に関する請願(二十九通)
請願者 長崎市稲佐町一五ノ一二 浦川孝
弘 外二万九千九百九十九名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六三六号 昭和六十一年三月十四日受理
大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する
請願(八通)
請願者 滋賀県彦根市京町一ノ六ノ一六
池田一雄 外千五百九十九名

紹介議員 穂山 篤君
昭和六十一年度予算は財政再建の名のもとに一般
歳出は四年間連続伸び率零となり、防衛費は六・
五八パーセント増である反面、医療・福祉・教育
・住宅など暮らしに関係する予算はきん少引上
げにとどまっている。また、中曽根内閣総理大臣
は、第百二回国会で直間比率の是正など戦後の税
制を抜本的に改革する考えを明らかにした。い
ま、国民が求める公平な税制とは、同じ所得の人
は同じ負担をし、また、勤労者の生活費を保障
得に重く課税する。更に、勤労者の生活費を保障
するために生活費に課税しないことが原則であ
る。しかし、現在の税制は、これらの原則を保障
する累進課税や総合課税制などを骨抜きにし、大
企業・大資産家優遇の租税特別措置をはじめとす
る特権的な運用をしている。これを改めるため、
応能負担原則に反する一切の不公平な税制の是正
と不要不急の歳出を削減すれば大型間接税などの
新税の創設をしないでも、所得税・住民税等の大
幅減税と財政再建が可能である。ついては、次の
事項について実現を図りたい。

- 一、いかなる大型間接税も導入しないこと。
- 二、二兆三千億円の減税を実施すること。
- 1 所得税二兆二千二百億円、住民税千八百億円
の減税を実施すること。
- 2 所得税減税は、次の内容を重点として実施
すること。
(一) 給与所得控除、人的三控除の改訂により
課税最低限を引き上げること。
(二) 中堅所得層を中心とした税率構造の見直
しをすること。
(三) 住宅取得費用を軽減するための住宅減税
を実施すること。
(四) 子女教育費負担を軽減するための教育費
減税を実施すること。
(五) 退職後の生活安定のための退職所得減
税、老年者年金減税の実施等を行うこと。
(六) 住民税減税は、人的三控除を改訂し、課税

最低限の引上げによること。
三、税に対する国民の不公平感を解消するため、
税制上の不公平と所得捕捉率の格差にみられる
税務執行上の不公平を是正すること。

- 1 総収入申告制度の強化等による所得捕捉率
の引上げと脱税防止のための制度・運用の見
直しをすること。
- 2 医師優遇税制(社会保険診療報酬に対する
特例措置)を廃止すること。
- 3 非課税貯蓄制度の存続を前提に、限度額管
理を徹底するための有効な措置を講ずること。
と。
- 4 異常な赤字法人増加に対応するため、外形
標準課税の導入などの措置を講ずること。
- 5 事業所得における専従者給与、みなし法人
における事業主報酬に対する適正基準を定
め、これの乱用による所得分散を規制するこ
と。
- 6 租税特別措置を厳しく見直し、政策効果の
薄いものや特定業種に対する措置等は撤廃す
ること。
- 7 税務執行体制の充実と徴税事務の効率化を
すること。

第六四四号 昭和六十一年三月十四日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 青森県八戸市新湊一ノ一八ノ六
五戸雅春 外八千九百九十九名
紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六四五号 昭和六十一年三月十四日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 宮城県仙台市通町二ノ三ノ二二
国分利一 外六千五百八十五名
紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

横井安子 外三千五十六名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第六八一号 昭和六十一年三月十七日受理
大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願
請願者 神戸市長田区四番町三ノ二〇九
松本たみ子 外九百六十一名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第六九一号 昭和六十一年三月十七日受理
税制改革・減税に関する請願(二二二通)
請願者 神奈川県秦野市春日町五ノ六
沢裕 外二万九千九百九十九名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六九二号 昭和六十一年三月十七日受理
税制改革・減税に関する請願(六通)
請願者 東京都三鷹市大沢一ノ一五〇
新沢敏昭 外二千六百四十九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六九三号 昭和六十一年三月十七日受理
税制改革・減税に関する請願(五通)
請願者 岩手県大船渡市大船渡町茶屋前六
〇ノ六 川戸裕民 外四千九百九十九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六九四号 昭和六十一年三月十七日受理
税制改革・減税に関する請願(二十通)
請願者 静岡県浜松市呉松町二、三九一
藤野利昭 外一万四千二百四十九名

丸谷 金保君
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六九五号 昭和六十一年三月十七日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 京都府福知山市岡ノ六六 浦松清
孝 外八千九百九十九名
紹介議員 桑名 義治君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六九六号 昭和六十一年三月十七日受理
税制改革・減税に関する請願(十通)
請願者 宮城県仙台市八本松一ノ一三ノ一
一ノ一、〇一二 相沢末男 外七
千八百六十七名
紹介議員 鈴木 一弘君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六九七号 昭和六十一年三月十七日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 東京都足立区栗原三ノ二一ノ一八
角田和作 外三千九百九十九名
紹介議員 服部 信吾君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六九八号 昭和六十一年三月十七日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 秋田市外旭川八幡田六〇六ノ二二
山内きよ子 外一万九千九百九十九名
紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第六九九号 昭和六十一年三月十七日受理
大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願
請願者 滋賀県彦根市平田町一〇〇ノ六

西川ひろ子 外五千六百十名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第七〇〇号 昭和六十一年三月十七日受理
大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(二通)
請願者 滋賀県坂田郡米原町上丹生六〇〇
中村正夫 外千三百二十二名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第七〇一号 昭和六十一年三月十七日受理
大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願
請願者 神戸市灘区琵琶町一ノ七ノ三 阪
本美智子 外千六百六十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第七〇二号 昭和六十一年三月十七日受理
大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願
請願者 滋賀県草津市西沢川二ノ七ノ二六
二宮信雄 外四千四百八十一名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第七〇九号 昭和六十一年三月十七日受理
税制改革・減税に関する請願(二通)
請願者 東京都三鷹市下連雀九ノ一一ノ一
二ノ一〇三 杉本裕志 外千九百九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七一〇号 昭和六十一年三月十七日受理
税制改革・減税に関する請願

横浜市磯子区杉田三ノ一六ノ一
一〇三 和田明宏 外九百九十五名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七一一号 昭和六十一年三月十七日受理
税制改革・減税に関する請願(六通)
請願者 広島市安芸区船越二ノ三六ノ二
秋田茂美 外五千三百九十九名
紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七一二号 昭和六十一年三月十七日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 広島県尾道市向東町二、六三六
平林道次 外一万九千九百九十九名
紹介議員 伏見 康治君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七一五号 昭和六十一年三月十七日受理
国民本位の税制改革等に関する請願
請願者 東京都青梅市東青梅三ノ九ノ一多
摩西部民主商工会内 山崎昭利
外三百五十四名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第七一七号 昭和六十一年三月十八日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願
請願者 東京都練馬区高野台五ノ一〇ノ一
八 清水協子 外四十一名
紹介議員 大木 正吾君
中曾根内閣総理大臣は、第百二回国会で、直間比率の是正など抜本的な税制改革に取り組む考えを明らかにした。いま、すすめるべきことは、応能

負担の原則に反するいつさいの不公平な税制の是正、特に、大企業・大資産家優遇措置をはじめとする特権的な減税を改めるとともに、不要不急の歳出を削減することである。このようにすれば大型間接税などの新税の創設をしないでも、所得税・住民税等の大幅減税と財政再建が可能である。ついで、次の事項について実現を図られたい。

- 一、いかなる大型間接税も導入しないこと。
- 二、課税最低限(人的控除)の引上げによる大幅減税をすること。
- 三、不公平税制を改めること。

第七二八号 昭和六十一年三月十八日受理
大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願

請願者 京都府舞鶴市倉梯中町三ノ八 倉橋敏昭 外四千七百八十九名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第七一九号 昭和六十一年三月十八日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町鏡中条三、七〇〇 有賀知則 外八百九十九名

紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七二〇号 昭和六十一年三月十八日受理
税制改革・減税に関する請願(一通)

請願者 福岡県宗像市福元一、一五二ノ二 吉武豊晴 外千二百九十九名

紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七二二号 昭和六十一年三月十八日受理
税制改革・減税に関する請願(四通)

請願者 岡山県倉敷市中島二、七七〇ノ二 板谷秀樹 外五百九十九名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七七三号 昭和六十一年三月十八日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 愛知県春日井市愛知町一 川村弘子 外千二百六十九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七七四号 昭和六十一年三月十八日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市本町二ノ七一 高橋富貴子 外四千九百九十九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七七五号 昭和六十一年三月十八日受理
税制改革・減税に関する請願(五通)

請願者 東京都西多摩郡日の出町平井二、一九六 岡田隆右 外四千九百九十九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七七六号 昭和六十一年三月十八日受理
税制改革・減税に関する請願(三通)

請願者 岡山県倉敷市福江一、二〇〇ノ三 明石幸二 外二千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七七七号 昭和六十一年三月十八日受理
税制改革・減税に関する請願(三通)

請願者 鹿児島県加世田市川畑一、八四三 片野範行 外二千九百九十九名

紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七七八号 昭和六十一年三月十八日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 兵庫県姫路市山田町西山田五三八 雲丹亀男 外九百九十九名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七七九号 昭和六十一年三月十八日受理
大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願

請願者 神戸市東灘区魚崎西町三ノ二ノ二 中西隆 外五百八十三名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第七八〇号 昭和六十一年三月十八日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 埼玉県越谷市蒲生一ノ二ノ六 岡田昌雄 外五十名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七八一号 昭和六十一年三月十八日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 福島県会津若松市千石町五ノ二六 林部力 外二百五十五名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七八二号 昭和六十一年三月十八日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市呼松町三六三 田中功 外二千四百六十九名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七九〇号 昭和六十一年三月十八日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市葛浦沢一〇六ノ七 村上武男 外二千九十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七九一号 昭和六十一年三月十八日受理
大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願

請願者 滋賀県大津市伊香立南庄町一、四 九八ノ一 野田秀一 外五百八十八名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第七九二号 昭和六十一年三月十八日受理
税制改革・減税に関する請願(一通)

請願者 山梨県中巨摩郡白根町飯野三、六六三 山口正男 外千九百九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七九三号 昭和六十一年三月十八日受理
税制改革・減税に関する請願(十九通)

請願者 大阪府堺市神野町三丁二ノ一六 小野木康雄 外一万三千三百四十九名
紹介議員 大川 清幸君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七九四号 昭和六十一年三月十八日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 神戸市東灘区本山南町七ノ八ノ六 〇五〇三 東堤俊人 外二千六百

八十八名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七九五号 昭和六十一年三月十八日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 東京都板橋区常盤台一ノ六三ノ七 井上公司 外九百九十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第七九六号 昭和六十一年三月十八日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 茨城県日立市助川町一ノ三ノ六 増子ゆり子 外三千八百九十九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八〇六号 昭和六十一年三月十九日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 広島県呉市焼山町政敵一ノ二ノ一 〇 小南俊之 外七百九十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八〇七号 昭和六十一年三月十九日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 広島県福山市津之郷町加屋六七ノ一 一八 阿部野和彦 外八百九十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八〇八号 昭和六十一年三月十九日受理

税制改革・減税に関する請願(一通)

請願者 静岡県清水市八坂東二丁目 磐本 孝夫 外千二百九十九名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八〇九号 昭和六十一年三月十九日受理

税制改革・減税に関する請願(五通)

請願者 兵庫県宝塚市山本東二ノ七ノ一 仲悦子 外七百四十四名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八五三号 昭和六十一年三月十九日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 名古屋市名東区藤里町一、二〇一 本江和夫 外二千四百四十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八五四号 昭和六十一年三月十九日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 東京都江戸川区東瑞江二ノ三八 細野謙一郎 外四千九百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八五五号 昭和六十一年三月十九日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 島根県八束郡鹿島町佐陀宮内三三 三崎朋宏 外九百九十五名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八五六号 昭和六十一年三月十九日受理

税制改革・減税に関する請願(五通)

請願者 滋賀県草津市上笠町三〇三ノ四八 矢野卓哉 外四千九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

税制改革・減税に関する請願(三通)

請願者 静岡県浜松市庄和町一、八三七ノ二 石塚俊三 外二千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八五八号 昭和六十一年三月十九日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 大分市東野台一ノ二ノ三 佐藤 三吉 外四千九百九十九名

紹介議員 服部 信吾君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八五九号 昭和六十一年三月十九日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 北九州市小倉南区上曾根六八六ノ二 菊地敏則 外六千名

紹介議員 伏見 康治君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第八六〇号 昭和六十一年三月十九日受理

国民本位の税制改革等に関する請願(二通)

請願者 神戸市長田区源平町一〇ノ二 乾 恒夫 外一万百十三名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第八六八号 昭和六十一年三月二十日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 京都府向日市寺戸町新田二四 小 林和男 外三千五百四十三名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第八六九号 昭和六十一年三月二十日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 神戸市西区平野町福中二ノ六ノ一

小山義勝 外一万五千八百五十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第八七〇号 昭和六十一年三月二十日受理

大型間接税導入反対等に関する請願

請願者 神奈川県相模原市田名二、二四三 江成忠義 外八十六名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第八七一号 昭和六十一年三月二十日受理

税制改革・減税に関する請願(二通)

請願者 横浜市戸塚区亀井町三〇ノ九 田規雄 外千二百九十九名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八七二号 昭和六十一年三月二十日受理

税制改革・減税に関する請願(二一通)

請願者 群馬県伊勢崎市乾町六〇ノ三 鈴木 木秋男 外二万九百九十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八七三号 昭和六十一年三月二十日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市井手一、五八二 吉 田一男 外九百九十五名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八七四号 昭和六十一年三月二十日受理

税制改革・減税に関する請願(五通)

請願者 長野県小諸市甲一、一七一 忠地 義雄 外四千七十名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八七九号 昭和六十一年三月二十日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 千葉県松戸市高塚新田一三八 飛
田喜美子 外千五百五十五名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第八八〇号 昭和六十一年三月二十日受理
国民本位の税制改革等に関する請願(二通)

請願者 東京都立川市羽衣町二ノ二九ノ一
一立川民主商工会内 鈴木亮平
外二千五百五十二名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第八八一号 昭和六十一年三月二十日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 茨城県日立市多賀町三ノ一ノ二二
細谷ふみ江 外七百九十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八八二号 昭和六十一年三月二十日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 東京都八王子市四谷町七三一ノ六
三浦和夫 外九百九十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八八三号 昭和六十一年三月二十日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 香川県高松市太田上町六三三ノ一
清遠敬一 外五千二百三十七名

紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八八四号 昭和六十一年三月二十日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市築瀬町一五ノ一六
大森祥子 外八百九十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八八五号 昭和六十一年三月二十日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 長崎市深堀町一ノ一四五ノ四 内
野幸代 外四千九百九十九名

紹介議員 服部 信吾君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八八六号 昭和六十一年三月二十日受理
税制改革・減税に関する請願(二通)

請願者 茨城県日立市日高町三ノ一七ノ一
一 菊地健治 外一万九百九十九名

紹介議員 和田 教美君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八八七号 昭和六十一年三月二十日受理
大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市本太一ノ一三ノ三一

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第八八八号 昭和六十一年三月二十日受理
税制改革・減税に関する請願(二通)

請願者 東京都大田区北千束一ノ四五ノ二
東急大岡山清和寮 島山多喜子
外一万九千九百九十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八八九号 昭和六十一年三月二十日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 北海道釧路市益浦二ノ二ノ三
藤岡正人 外千二百五十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八九〇号 昭和六十一年三月二十日受理
税制改革・減税に関する請願(三通)

請願者 岐阜県各務原市鶴沼台六ノ八七
阿原勇 外二千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

三月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案

一、国有財産法の一部を改正する法律案

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 登録(第四条―第十条)

第三章 業務(第十一条―第二十三条)

第四章 投資一任契約に係る業務(第二十四条―第三十三条)

第五章 監督(第三十四条―第四十一条)

第六章 証券投資顧問業協会(第四十二条―第四十八条)

第七章 雑則(第四十九条―第五十三条)

第八章 罰則(第五十四条―第六十一条)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、有価証券に係る投資顧問業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて投資者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「投資顧問契約」とは、当事者の一方が相手方に対して有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づき投資判断(投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断をいう。以下同じ)に関し、口頭、文書(新聞、雑誌、書籍等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く)その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約をいう。

第三条 この法律において「投資顧問業者」とは、第四条の登録を受けて投資顧問業を営む者をいう。

第四条 この法律において「投資一任契約」とは、投資顧問業者が、顧客から、有価証券の価値の分析に基づき投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約をいう。

第五条 この法律において「有価証券」とは、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第一項及び第二項に規定する有価証券(同法第八八条の二第三項の規定により国債証券とみなされる標準物を含む)をいう。

第六条 この法律において「証券取引行為」とは、証券取引法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為をいう。

(投資判断の一任等の禁止)

第三条 何人も、投資一任契約に係る場合又は他の法律に特別の規定のある場合を除くほか、他人から、有価証券の価値の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任され、当該投資判断に基づき当該他人のため投資を行うことを営業としてはならない。

第二章 登録

(登録)

第四条 投資顧問業を営もうとする者は、大蔵大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第五条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む）、その役員の名氏及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- 三 個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- 四 営業所の名称及び所在地
- 五 業務の方法
- 六 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類
- 七 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第七条第一項各号に掲げないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第六条 大蔵大臣は、第四条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を投資顧問業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 大蔵大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知し

なければならない。

3 大蔵大臣は、投資顧問業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第七条 大蔵大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
- 二 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者
- 三 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
- 四 第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日以前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から三年を経過しないものを含む。）又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。）を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日以前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から三年を経過しないものを含む。）

五 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

六 この法律、証券取引法、外国証券業者に關する法律（昭和四十六年法律第五号）、証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）若

しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に關する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

七 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

八 個人が政令で定める使用人のうちに第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

2 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第八条 投資顧問業者は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を投資顧問業者登録簿に登録しなければならない。

(廃業等の届出等)

第九条 投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

- 一 投資顧問業者が死亡したとき。その相続人
- 二 法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者
- 三 法人が破産により解散したとき。その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

五 投資顧問業を廃止したとき。投資顧問業者であつた個人又は投資顧問業者であつた法人を代表する役員

2 投資顧問業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該投資顧問業者の登録は、その効力を失う。

3 投資顧問業者が死亡した場合においては、相続人は被相続人の死亡後六十日間（当該期間内に第七条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、引き続き投資顧問業を営むことができる。相続人がその期間内に第四条の登録の申請をした場合においては、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

4 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合においては、相続人を投資顧問業者とみなして、第十一条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、第十四条から第二十三条まで、第三十四条から第三十七条まで並びに第三十八条第一項（第二号を除く。）及び第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

5 前項の規定により読み替へて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合における第七条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消の日とみなす。

(営業保証金)

第十條 投資顧問業者は、営業保証金を主たる營業所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の營業保証金の額は、主たる營業所及びその他の營業所ごとに、投資顧問業者の營業の実情及び投資者の保護を考慮して、政令で定める額とする。

3 投資顧問業者は、政令で定めるところにより、当該投資顧問業者のために所要の營業保証金が大蔵大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を大蔵大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額（以下この条において「契約金額」という。）につき第一項の營業保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることが出来る。

5 投資顧問業者は、第一項の營業保証金につき供託第三項の契約の締結を含む。）を行い、その旨を大蔵大臣に届け出た後でなければ、投資顧問業者（投資顧問業者の開始後新たに營業所を設置したことにより供託すべき營業保証金の額が増加することとなる場合にあつては、当該營業所に係る投資顧問業者）を開始してはならない。

6 投資顧問業者と投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者は、これらの契約により生じた債権に關し、当該投資顧問業者に係る營業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の履行に關し必要な事項は、政令で定める。

8 投資顧問業者は、第六項の権利の履行その他の理由により、營業保証金の額（契約金額を含む。）第十項において同じ。）が第二項の政令で定める額に不足することとなつたときは、大蔵省

令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第三項の契約の締結を含む。）第五十六条第一号において同じ。）を行い、その旨を遅滞なく大蔵大臣に届け出なければならない。

9 第一項又は前項の規定により供託する營業保証金は、國債証券、地方債証券その他大蔵省令で定める有価証券をもつてこれに充てることが出来る。

10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した營業保証金は、前条第一項各号に該当することとなつたとき、第三十八条第一項若しくは第二項の規定により登録が取り消されたとき、又は一部の營業所に係る投資顧問業者の廃止その他の理由により營業保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

11 前各項に規定するもののほか、營業保証金に關し必要な事項は、法務省令・大蔵省令で定める。

第三章 業務
（標識の掲示）
第十二条 投資顧問業者は、營業所ごとに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 投資顧問業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。
（名義貸しの禁止）
第十三条 投資顧問業者は、自己の名義をもつて、他人に投資顧問業者を営ませてはならない。
（広告等の規制）
第十四条 投資顧問業者は、その行つた投資顧問業の内容について広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、第十八条及び第十九条の規定に關する事項を表示しなければならない。

2 投資顧問業者は、その行つた有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づき投資判断に關する助言の実績その他大蔵省令で定める事

項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

3 投資顧問業者は、第四条の登録を受けていることにより大蔵大臣が当該投資顧問業者を推薦し、又はその行つた助言の内容について保証しているかのように人を誤認させるような表示をしてはならない。

（契約締結前の書面の交付）
第十四条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を事前に顧客に交付しなければならない。

一 投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 報酬に關する事項
三 第十八条から第二十条までの規定に關する事項
四 前三号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項
（契約締結時の書面の交付）
第十五条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面を顧客に交付しなければならない。

一 投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 契約年月日
三 助言の内容及び方法
四 報酬の額及び支払の時期
五 契約の解除に關する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に關する事項を含む。）
六 賠償額の予定（連約金を含む。）に關する定めがあるときは、その内容
七 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項
（契約を締結している顧客に対する書面の交付）
第十六条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結

している顧客に対し、大蔵省令で定めるところにより、六月に一回以上、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

一 当該投資顧問業者が自己の計算で行つた有価証券の売買のうち当該顧客に対して助言を行つたものと同一の銘柄について売買を行つた事実の有無
二 前号の場合において、売買を行つた事実があるときは、その売買の別
三 前二号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項
（書面による解除）
第十七条 投資顧問業者と投資顧問契約を締結した顧客は、第十五条の書面を受領した日から起算して十日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を發した時に、その効力を生ずる。
3 投資顧問業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、解除までの期間に相當する報酬額として大蔵省令で定める金額を超えてその契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
4 投資顧問業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合において、その契約に係る報酬の前払を受けているときは、解除以降の期間に相當する報酬額として大蔵省令で定める金額を顧客に返還しなければならない。
5 前各項の規定に反する特約で顧客に不利なもの、無効とする。
（証券取引行為の禁止）
第十八条 投資顧問業者は、その行つた投資顧問業に關して、顧客を相手方として又は当該顧客のために証券取引行為を行つてはならない。
（金銭又は有価証券の預託の受人等への禁止）
第十九条 投資顧問業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行つた投資顧問業に關して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該投資顧問業者と密接な關係を有する者と

して政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

(金銭又は有価証券の貸付け、貸付けの媒介等の禁止)

第二十条 投資顧問業者は、その行い投資顧問業に關して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

(忠実義務)

第二十一条 投資顧問業者は、法令の規定及び投資顧問契約の本旨に従い、顧客のため忠実に投資顧問業を行わなければならない。

(禁止行為)

第二十二条 投資顧問業者は、その行い投資顧問業に關して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資顧問契約の締結又は解除に關し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。

二 特定の有価証券に關し、助言を受けた顧客の売買に基づく価格の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない助言を行うこと。

第二十三条 投資顧問業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その行い投資顧問業に關して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を負担することを約すること。

二 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、特別の利益を提供することを約すること。

三 その他投資者の保護に欠けるものとして大藏省令で定める行為。

第四章 投資一任契約に係る業務

(認可)

第二十四条 投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務を行うときは、その行おうとする業務の内容及び方法を定めて、大藏大臣の認可を受けなければならない。

可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、株式会社(外国の法令に準拠して設立された法人)については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの)でなければならない。

3 大藏大臣は、投資顧問業者に対し第一項の認可をしたときは、その旨を当該投資顧問業者の登録に付記しなければならない。

(認可の条件)

第二十五条 大藏大臣は、前条第一項の認可に条件を付することができる。

2 前項の条件は、投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

(認可の申請)

第二十六条 第二十四条第一項の認可を受けようとする投資顧問業者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大藏大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本の額

三 取締役及び監査役の氏名

四 営業所の名称及び所在地

2 前項の認可申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の内容及び方法に關する大藏省令で定める事項を記載した書類その他大藏省令で定める書類を添付しなければならない。

(認可の基準)

第二十七条 大藏大臣は、第二十四条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。

二 認可申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

(業務の内容及び方法の変更の認可)

第二十八条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務の内容及び方法を変更しようとする場合においては、大藏大臣の認可を受けなければならない。

(投資一任契約に係る業務の廃止等の届出)

第二十九条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨を大藏大臣に届け出なければならない。

一 投資一任契約に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

二 第三十一条ただし書の承認に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

三 その他投資一任契約に係る業務に關する事項で大藏省令で定める事項に該当することとなつたとき。

2 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者が投資一任契約に係る業務を廃止したときは、当該認可は、その効力を失う。

(取締役の兼職の制限)

第三十条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者の常務に從事する取締役(外国の法令に準拠して設立された法人については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百七十九条第一項に規定する代表者及び国内の営業所に駐在する役員(監査役及びこれに類似する役員にある者を除く。))は、大藏大臣の承認を受けた場合は除くほか、他の会社の常務に從事し、又は事業を営んではならない。

(兼業の制限)

第三十一条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務以外の業務を営むことができない。ただし、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に關連する業務で、当該投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについては、大藏大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(報告書の交付)

第三十二条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資一任契約を締結している顧客に対して、大藏省令で定めるところにより、三月に一回以上、当該投資一任契約に係る当該顧客の資産の現状について説明した報告書を作成し、交付しなければならない。

(準用規定)

第三十三条 第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十三条までの規定は、投資顧問業者が第二十四条第一項の認可を受けて投資一任契約に係る業務を行う場合に準用する。この場合において、第十三条第一項中「第十八条及び第十九条」とあるのは「第十九条」と、同条第二項中「自ら行つた有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づく投資判断に關する助言」とあるのは「投資一任契約を締結している顧客から一任されて行つた投資」と、同条第三項中「第四条の登録」とあるのは「第二十四条第一項の認可」と、「助言」とあるのは「投資判断」と、第十四条第三号中「第十八条から第二十条まで」とあるのは「第十九条及び第二十条」と、第十五条第三号中「助言の内容及び方法」とあるのは「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に關する事項」と、同条第五号中「事項(第十七条第一項から第四項までの規定に關する事項を含む。）」とあるのは「事項」と、第十六条中「六月」とあるのは「三月」と、同条第一号中「当該顧客に対して助言を行つたもの」とあるのは「当該顧客から一任されて投資を行つたもの」と、第十八条中「顧客を相手方として又は当該顧客のために」とあるのは「顧客を相手方として」と、第二十条中「貸付け」とあるのは「貸付け(証券取引法第四十九条に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。）」と、第二十一条第二号中「助言を受けた顧客の売買」とあるのは「投資顧問業者

が顧客から一任されて行つた投資」と、「助言を行ふ」とあるのは「投資判断に基づく投資を行ふ」と読み替へるものとする。

第五章 監督

(業務に関する帳簿書類)

第三十四條 投資顧問業者は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づく投資判断に関する助言その他その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(営業報告書の提出及び縦覧)

第三十五條 投資顧問業者は、営業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、前項の営業報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項及び当該投資顧問業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き投資者の保護に必要と認められる部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

(立入検査等)

第三十六條 大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資顧問業者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資顧問業者の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第三十七條 大蔵大臣は、投資顧問業者の業務の

運営に関し、投資者の利益を害する事実があるとして認めるときは、投資者保護のため必要限度において、当該投資顧問業者に対し、業務の方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該投資顧問業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

(登録の取消し等)

第三十八條 大蔵大臣は、投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四條の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資顧問業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七條第一項各号(同項第四号においてはこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第四條の登録を受けたとき。

三 その行う投資顧問業に関して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 大蔵大臣は、投資顧問業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は投資顧問業者の所在(法人である場合においては、その法人を代表する役員(の所在)を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該投資顧問業者から申出がないときは、当該投資顧問業者の登録を取り消すことができる。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

(認可の取消し等)

第三十九條 大蔵大臣は、第二十四條第一項の認可を受けた投資顧問業者が次の各号のいずれか

に該当するときは、当該認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 その行う投資一任契約に係る業務に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 第二十五條第一項に規定する認可に付した条件に違反したとき。

2 第二十四條第一項の認可を受けた投資顧問業者の登録が第九條第二項の規定によりその効力を失つたとき、又は当該投資顧問業者の登録が前条第一項若しくは第二項の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

3 第三十七條第二項の規定は、第一項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

(登録等の抹消)

第四十條 大蔵大臣は、第九條第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第三十八條第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

2 大蔵大臣は、第二十九條第二項若しくは前条第二項の規定により認可がその効力を失つたとき、又は同条第一項の規定により認可を取り消したときは、第二十四條第三項に規定する認可をした旨の付記を抹消しなければならない。

(監督処分の公告)

第四十一條 大蔵大臣は、第三十八條第一項若しくは第二項又は第三十九條第一項の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第六章 証券投資顧問業協会

(証券投資顧問業協会)

第四十二條 投資顧問業者は、投資者の保護を図るとともに、投資顧問業の健全な発展に資することを目的として、投資顧問業者を会員とし、証券投資顧問業協会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定による法

人を設立することができる。

2 証券投資顧問業協会(以下この章において「協会」という。)は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称の使用制限)

第四十三條 協会でない者は、証券投資顧問業協会という名称を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、投資顧問業を営むについて、証券投資顧問業協会会員という名称を用いてはならない。

(苦情の解決)

第四十四條 協会は、顧客等から会員の営む業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(大蔵大臣に対する協力)

第四十五條 大蔵大臣は、この法律の円滑な実施を図るため、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定に基づく資料の提出、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

(立入検査等)

第四十六條 大蔵大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該協会の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは

財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
(監督命令)

第四十七条 大蔵大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

2 第三十七条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合に準用する。
(全国証券投資顧問業協会連合会)

第四十八条 協会は、協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行うことを目的として、全国を単位として、協会を会員とし、全国証券投資顧問業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 全国証券投資顧問業協会連合会は、全国を通じて一個とする。

3 全国証券投資顧問業協会連合会でない者は、全国証券投資顧問業協会連合会という名称を用いてはならない。

4 前三条の規定は、全国証券投資顧問業協会連合会について準用する。

第七章 雑則

(外国法人等に対する特例等)

第四十九条 外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人である投資顧問業者が国内にある顧客を相手方として投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営む場合において、当該法人又は個人に対する第三十五条第一項に規定する営業報告書の提出期限に関する特例、この法律の規定の適用に当たつての技術的統替えその他当該法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(外国で投資顧問業を営む者の駐在員事務所等の設置の届出等)

第五十条 外国で投資顧問業を営む者(投資顧問

業者を除く。以下この条において同じ)は、有価証券の市場に関する情報の収集及び提供その他の有価証券に関連のある業務で大蔵省令で定めるものを行うため、国内において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合(他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行おうとする場合を含む)には、あらかじめ、当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、外国で投資顧問業を営む者に対し、前項の施設において行う同項に規定する業務に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

3 外国で投資顧問業を営む者は、その設置した第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項に規定する業務を廃止したときその他同項の規定により届け出た事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。
(権限の委任)

第五十一条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。
(大蔵省令への委任)

第五十二条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。
(経過措置)

第五十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第八章 罰則

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1 第三条の規定に違反して、他人から、有価証券の価値の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任され、当該投資判断に基づき当該他人のため投資を行うことを営業とした者
- 2 第四条の登録を受けずに投資顧問業を営んだ者
- 3 不正の手段により第四条の登録を受けた者
- 4 第二十二條(第三十三條)において準用する場合を含む)の規定に違反して、第二十二條各号に掲げる行為をした者
- 5 第二十四條第一項の認可を受けずに投資一任契約に係る業務を行った者

資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営んだ者

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1 第十条第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者
- 2 第十二條(第三十三條)において準用する場合を含む)の規定に違反して、他人に投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営ませた者
- 3 第十三條第一項(第三十三條)において準用する場合を含む)の規定に違反して、同項に規定する事項を表示しなかつた者
- 4 第十三條第二項(第三十三條)において準用する場合を含む)の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者
- 5 第十三條第三項(第三十三條)において準用する場合を含む)の規定に違反して、人を誤認させるような表示をした者
- 6 第十四條、第十五條又は第十六條(第三十三條)においてこれらの規定を準用する場合を含む)の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者
- 7 第三十二條の規定に違反して、報告書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 1 第五條第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
- 2 第八條第一項又は第二十九條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 3 第十一條第一項の規定に違反して、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなかつた者

四 第十一条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五 第二十六条第一項の認可申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

六 第三十条の規定に違反して、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだ者

七 第三十四条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

八 第三十五条第一項の規定による営業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした営業報告書を提出した者

九 第三十六条第一項又は第四十六条第一項(第四十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

十 第三十七条第一項の規定による命令に違反した者

十一 第四十三条第二項の規定に違反して、証券投資顧問業協会会員という名称を用いた者

第五十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がないのに第四十二条第二項の名簿の縦覧を拒んだ者

二 第四十七条第一項(第四十八条第四項にお

いて準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第六十条 第十条第四項の規定による命令に違反して供託しなかつた者は、三十万円以下の過料に処する。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十三条第一項又は第四十八条第三項の規定に違反して、証券投資顧問業協会又は全国証券投資顧問業協会連合会という名称を用いた者

三 第五十条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第五十条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に投資顧問業を営んでいる者(普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)に基づき大蔵大臣の認可を受けて信託業務を営む銀行及び証券投資信託法に基づき大蔵大臣の免許を受けた委託会社を除く)は、この法律の施行の日から六月間(当該期間内に第七条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第三

八条第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、第四条の規

定にかかわらず、引き続き投資顧問業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合においては、その者を投資顧問業者とみなして、第十三条第一項及び第二項、第十四条から第二十三条まで、第三十四条から第三十七条まで並びに第三十八条第一項(第一号を除く。)及び第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合における第七条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消の日とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に投資顧問業を営んでいる普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律に基づき大蔵大臣の認可を受けて信託業務を営む銀行及び証券投資信託法に基づき大蔵大臣の免許を受けた委託会社は、当分の間(次項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間)、第四条の規定にかかわらず、引き続き投資顧問業を営むことができる。

2 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合においては、当該信託業務を営む銀行及び委託会社を投資顧問業者とみなし

て、当該信託業務を営む銀行に対しては第十一条、第十二条、第十三条第二項、第十四条(第三号を除く。)、第十五条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項(第二号を除く。)

及び第三項並びに第四十二条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を、当該委託会社に対しては第十一条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、第十四条から第二十三条まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項(第二号を除く。)

及び第三項並びに第四十二条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第三十八条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合における第七条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた信託業務を営む銀行又は委託会社を第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消の日とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に第五十条第一項に規定する施設を設置している者は、この法律の施行の日から三月以内に当該施設について同項に規定する業務の内容、施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならぬ。この場合において、当該届出は、同項の規定によりされた届出とみなす。

(登録免許税法の一部改正) 第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 別表第一第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 投資顧問業者の登録又は投資一任契約に係る業務の認可

- (一) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第 号）第四條（登録の規定による投資顧問業者の登録）
- (二) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四條第一項（認可）の規定による投資一任契約に係る業務の認可

登録件数	一件につき九万円
認可件数	一件につき十五万円

（大蔵省設置法の一部改正）

第六條 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第七十九号の次に次の一号を加える。
七十九の二 投資顧問業（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第 号）に規定する投資顧問業をいう。次條第四十五号の二において同じ。）を営む者の登録及び監督に、関すること。

第四條第八十号の次に次の一号を加える。
八十の二 証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会の監督に、関すること。

第五條第四十五号の次に次の一号を加える。
四十五の二 投資顧問業を営む者を登録し、これを監督すること。

国有財産法の一部を改正する法律案
国有財産法の一部を改正する法律
国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「浮きん橋」を「浮き橋」に、「浮ドック」を「浮ドック」に改め、同項に次の一号を加える。
七 不動産の信託の受益権

第九條の三第三項中「第三十一條の四第三項」を「第二十八條の二第二項、第二十八條の四及び第三十一條の四第三項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項を同條第三項とし、同條第一

一項の次に次の一項を加える。

2 中央審議会は、前項に規定するもののほか、第二十八條の二第二項及び第二十八條の四の規定により諮問される事項を調査審議する。
第十四條中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同條に次の一号を加える。
九 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）を信託しようとするとき。
第十八條第一項中「譲与し」の下に「、信託し」を加え、「むね」を「棟」に改める。
第二十條第一項中「譲与し」の下に「、信託し」を加える。

第二十一條第一項中「貸付」を「貸付け」に、「左の」を「次の」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第一号中「以下同じ」を「以下この条及び第二十七條において同じ」に改め、同項第二号中「除外」を「除くはか」に改める。
第二十八條の次に次の四條を加える。

(信託)
第二十八條の二 普通財産は、土地（その土地の定着物を含む。以下この条、第二十八條の四及び第二十八條の五において同じ。）に限り、政令で定めるところにより、これを信託することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二十二條（第二十六條において準用する場合を含む）、第二十七條又は前條の規定に該当しない無償貸付け、交換又は譲与をすることを信託の目的とするとき。
二 国以外の者を信託の受益者とするとき。
三 土地の信託をすることにより国の通常享受

すると見込まれる利益が、当該土地の貸付け又は売払いをすることにより国の通常享受すると見込まれる利益を下回ることが確実と見込まれるとき。

2 各省各庁の長は、前項の規定により土地を信託しようとする場合には、次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、あらかじめ中央審議会又は地方審議会に諮問し、その議を経なければならぬ。

- 一 信託の目的
- 二 信託の受託者の選定方法
- 三 信託の収支見積り
- 四 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金限度額
- 五 その他政令で定める事項

3 各省各庁の長は、第一項の規定により土地を信託しようとする場合には、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならない。
(信託期間)
第二十八條の三 信託期間は、二十年を超えることができない。

2 前項の信託期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから二十年を超えない。
(信託に係る協議等)
第二十八條の四 各省各庁の長は、第二十八條の二第一項の規定により土地を信託した場合において当該信託の信託期間を更新しようとするときその他政令で定めるときは、大蔵大臣に協議するとともに、政令で定める事項について、同條第二項の規定により諮問した中央審議会又は地方審議会に諮問し、その議を経なければならぬ。

(信託に係る実地監査等)
第二十八條の五 各省各庁の長は、第二十八條の二第一項の規定により土地を信託した場合には、当該土地に係る信託事務の処理の適正を期するため、政令で定めるところにより、その信託の受託者に対し、信託事務の処理状況に關す

る資料若しくは報告を求め、又は必要があると認めるときは、当該職員に実地監査をさせ、信託事務の処理について必要な指示をすることができる。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和六十一年四月二十二日印刷

昭和六十一年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局